

今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)
対策の検証について
(資料編)

平成22年5月



目 次

1	新型インフルエンザに関する経緯	1
2	新型インフルエンザ患者等発生状況	5
	(1) 推計患者数	5
	(2) 死亡者数	5
	(3) 県内患者の日別発生状況	5
	(4) 県内患者の住所地別発生状況	6
	(5) 定点当たり報告数の推移	7
	(6) 患者報告数及び推計患者数の推移	8
3	集団かぜ発生状況	8
	(1) 患者数の推移	8
	(2) 施設別発生状況	9
4	新型インフルエンザによる集団感染(クラスター)が疑われる事例	9
	(1) 保健所別・施設別発生状況	10
	(2) 週別発生状況	10
5	インフルエンザ入院サーベイランス	10
	(1) 週別患者数	11
	(2) PCR結果	11
	(3) 年代・性別内訳	11
	(4) 妊娠の有無	11
	(5) ワクチン接種状況	12
	(6) 基礎疾患の有無	12
	(7) 肺炎及び人工呼吸器の装着状況	12
	(8) 集中治療室の治療及び急性脳症の発症状況	12
	(9) 保健所別入院患者数	13
6	ワクチン接種状況	13
	(1) 接種者数	13
	(2) 本県における接種スケジュール	13
	(3) 新型インフルエンザワクチンの配付状況等(平成22年2月末まで)	14
7	新型インフルエンザに関する記者発表	15
	(1) 記者発表数	15
	(2) 記者発表数の推移	15
	(3) 記者発表資料	16
8	会議等開催状況	22
9	通知一覧	23
10	相談件数の推移	73
11	ウェブページアクセス件数	73
12	予算	75
13	愛知県議会(本会議)における新型インフルエンザに関する質問	76

1 新型インフルエンザに関する経緯

月 日	世界の状況・国の主な対応	県内の状況・主な対応
平成 21 年 4 月 24 日	メキシコ・米国で豚インフルエンザの感染を確認	
4 月 25 日	世界保健機関（WHO）が「公衆衛生上の緊急事態」と声明	
4 月 26 日	米国が「公衆衛生に関する緊急事態」を宣言	各保健所及び健康対策課に相談窓口を設置
4 月 27 日	国が「当面の政府対処方針」を発表	「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会」を開催
4 月 28 日	WHO がフェーズ 4 を宣言	「愛知県新型インフルエンザ対策本部会議」を開催
	国内の発生段階が「第一段階 海外発生期」へ	保健所に発熱相談センターを設置
	国が今回の新型インフルエンザを感染症法の「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけ	
	国が「基本的対処方針」を決定	
	国が「感染症危険情報」を发出	
4 月 29 日	検疫所が機内検疫を開始	
	米国初の死亡者を確認	発熱外来の設置準備開始
4 月 30 日	WHO がフェーズ 5 を宣言	検疫通報に基づく健康監視開始
5 月 1 日	国が新たな「基本的対処方針」を決定	中部国際空港で疑い患者確認（後に陰性を確認）
	国が「新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会」を設置	
	国が積極的疫学調査実施要綱（暫定版）を策定	県行動計画改定案を暫定版にする旨通知
5 月 5 日	全国紙で診療拒否の報道	
5 月 8 日	米国シカゴ市で邦人男児の感染を確認	
	全国衛生部長会が緊急要望	
5 月 9 日	米国デトロイト経由でカナダから帰国した日本人 3 人の感染者を成田空港検疫所で確認	
5 月 11 日		「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会」を開催
5 月 13 日	健康観察期間が 10 日間から 7 日間へ	
5 月 16 日	神戸市内において国内初の感染者を確認	「愛知県新型インフルエンザ対策本部会議」を開催
	国内の発生段階が「第二段階国内発生早期」へ	発熱外来の設置開始
	国が「確認事項」を公表	
5 月 17 日	大阪府、兵庫県の高校生の感染を確認	
5 月 18 日	地方衛生研究所の検査結果をもって確定へ	全国知事会議において緊急決議採択
		「新型インフルエンザ対策に係る連絡会議」を開催
5 月 20 日	滋賀県、東京都、川崎市で感染者確認	
5 月 22 日	国が新たな「基本的対処方針」を決定	「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会」を開催

月 日	世界の状況・国の主な対応	県内の状況・主な対応
	「運用指針」を策定	
	22日午前をもって機内検疫を中止	
5月24日		「新型インフルエンザ対策に係る連絡会議」を開催
5月28日	神戸市が「ひとまず安心」を宣言	全国知事会から国に対して緊急要望を提出
6月1日		海外からの帰国者2名で県内初の感染を確認 「愛知県新型インフルエンザ対策本部会議」開催
6月2日		県内3例目の感染者を確認
6月3日	兵庫県が「安心宣言」を発表	
6月11日	国内の感染者が500名を超える	
6月12日	WHOがフェーズ6を宣言	名古屋市内初の感染者を確認(県内4例目) 「新型インフルエンザ対策に係る連絡会議」を開催
6月14日	英国で死亡例(北米以外で初)	
6月15日		県内の大学で初の休校措置
6月19日	国が「運用指針」を改定	入院措置を中止
6月25日	国が今後のサーベイランス体制等を通知	
6月26日	国が都道府県等を対象に担当課長会議を開催 国が地方自治体との意見交換会を開催	
6月29日		県内(指定都市及び中核市を含む)の感染者が100名を超える
6月30日	WHOがデンマークでのタミフル耐性ウイルス確認を公表	全国知事会が国に対する要望書を取りまとめ 「新型インフルエンザ対策に係る連絡会議」を開催
7月1日		患者確認の報道発表が翌日10時30分に
7月2日	大阪府内でタミフル耐性ウイルスを確認	
7月3日		知事が知事会要望書を厚労省事務次官へ
7月6日		県内(指定都市及び中核市を含む)の感染者が200名を超える
7月15日	国内の感染者が3,000名を越える	県内(指定都市及び中核市を含む)の感染者が300名を超える
7月20日	国内の感染者が4,000名を越える	
7月22日	感染症法施行規則の一部改正を公布 WHOが世界の死者数が700名を越えたと公表 国が積極的疫学調査実施要綱を策定	
7月23日	国内の感染者が5,000名を越える	
7月24日	感染症法施行規則の一部改正を施行	全数把握を中止しサーベイランス体制に移行 発熱外来、発熱相談センターの廃止等を報道発表
8月3日		今後の感染状況等の公表方法について報道機関へお知らせ
8月4日	世界の死者数1,000人を超える(WHO、7/31)	クラスターサーベイランスに関する初の定期報道発表
8月10日		「愛知県新型インフルエンザ専門家会議」を開催

月 日	世界の状況・国の主な対応	県内の状況・主な対応
8月11日	国内初の重症患者（4歳男児）を確認	
8月15日	国内初の死亡者を確認（沖縄県）	
8月19日		県内（名古屋市）初の死亡者を確認（国内3人目）
8月20日		感染症発生動向調査で報告数が「1」を超える
8月21日	国内の流行入りを発表	「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会」を開催
8月25日	感染症法施行規則の一部改正を公布・施行	感染症法に基づく医師の届出が全て不要に
		PCR検査の対象等サーベイランス体制を一部変更
8月31日		今シーズン初の集団かぜを報道発表
9月6日	国がワクチン接種に関するパブコメを開始	
9月8日	ワクチン接種に関する課長会議開催	
9月16日		愛知県重症インフルエンザ小児対策会議（名大主催）を開催
9月25日		ワクチン接種に関する市町村説明会を開催
9月28日		インフルエンザ注意報を発令
9月29日	全国知事会がワクチン接種費用軽減措置について国へ要望	
10月1日	国が「基本的対処方針」を改定	新型インフルエンザ対策室を設置
	国が「運用指針」を改定	
	国がワクチン接種の基本方針を策定	
10月2日	ワクチン接種に関する課長会議開催	
10月5日	国が都道府県支援チームを設置	
10月8日		インフルエンザ警報を発令
10月9日	国がワクチンを初出荷	「愛知県新型インフルエンザ対策本部幹事会」開催
10月13日	国がワクチン接種の実施要綱・要領を策定	
10月15日		中部圏知事会議が開催
10月20日	国がワクチン接種回数を見直し	
10月23日		医療従事者へのワクチン接種開始
		名古屋市内でタミフル耐性ウイルス2例を確認
10月28日		県主催で新型インフルエンザ研修会を開催
10月30日	国がワクチン接種補助の実施要綱を策定	
11月1日		「広報あいち」にワクチン接種を掲載
11月9日		県内（名古屋市除く）初の死亡者確認
11月11日	国がワクチン接種回数を見直し	
11月12日	国がワクチン接種補助の交付要綱を策定	
11月15日		46週の発生動向調査で58.79となる
11月16日		妊婦等へのワクチン接種開始
11月17日	国がワクチン接種回数を見直し	
11月22日	22日までに感染者が1,000万人を超える	
12月4日	ワクチン救済制度開始（特措法施行）	
12月6日	国内の死亡者数が100名に	
12月7日		基礎疾患（成人）等へのワクチン接種開始
12月11日		県内でタミフル耐性ウイルスを確認（指定都

月 日	世界の状況・国の主な対応	県内の状況・主な対応
		市及び中核市を含め県 3 例目)
12月15日	国がワクチン接種の基本方針を一部改正	
12月16日	国がワクチン接種回数を見直し	
12月18日		県内でタミフル耐性ウイルスを確認(指定都市及び中核市を含め県 4 例目)
12月24日		1歳未満保護者等へのワクチン接種開始
12月28日	全国衛生部長会が緊急要望	
平成22年 1月8日		中高生へのワクチン接種開始
1月15日	国が優先接種以外への接種方針を定める	65歳以上へのワクチン接種開始
	国がワクチン接種の実施要綱・要領を改正	
1月20日	輸入ワクチン2品目の特例承認	
1月26日		優先接種以外へのワクチン接種開始
1月27日	塩野義製薬「ラピアクタ」販売開始	
1月28日	国がワクチン接種補助の交付要綱等を改正	
1月31日	31日までの感染者が2,000万人を超える	
2月8日	国がワクチン接種の実施要綱・要領を改正	
2月12日	輸入ワクチン初出荷	
2月14日	全ての都道府県で発生動向の数値が10を下回る	
2月17日		インフルエンザ警報を解除
2月19日	厚生科学審議会予防接種部会が予防接種法改正の提言	
2月23日		県内でタミフル耐性ウイルスを確認(指定都市及び中核市を含め県 5 例目)
3月1日	全国知事会が予防接種法の改正に関して要望書を提出	
3月25日		県内でタミフル耐性ウイルスを確認(指定都市及び中核市を含め県 6 例目)
3月26日	国がサーベイランス体制を見直し	
	国が輸入ワクチンに関する GSK 社との契約の一部解約を発表	
3月31日	国が流行(第一波)は沈静化と発表	
	国が対策総括会議(第1回)を開催	

2 新型インフルエンザ患者等発生状況

(1) 推計患者数

全国 約2,066万人

本県 約104万人

いずれも平成22年第13週(4月4日(日)までの1週間)までの数値

<参考> 過去のインフルエンザに関する全国推計患者数

シーズン	推計患者数	シーズン	推計患者数
2002年 2003年	1,485万人	2006年 2007年	1,185万人
2003年 2004年	923万人	2007年 2008年	639万人
2004年 2005年	1,770万人	2008年 2009年	集計中
2005年 2006年	1,116万人		

(2) 死亡者数

全国 198人

本県 16人(名古屋市分の8人を含む。)

いずれも平成22年第13週(4月4日(日)までの1週間)までの数値

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
県内死亡者数	2	0	1	4	6	3	0	0	0

公表日で整理

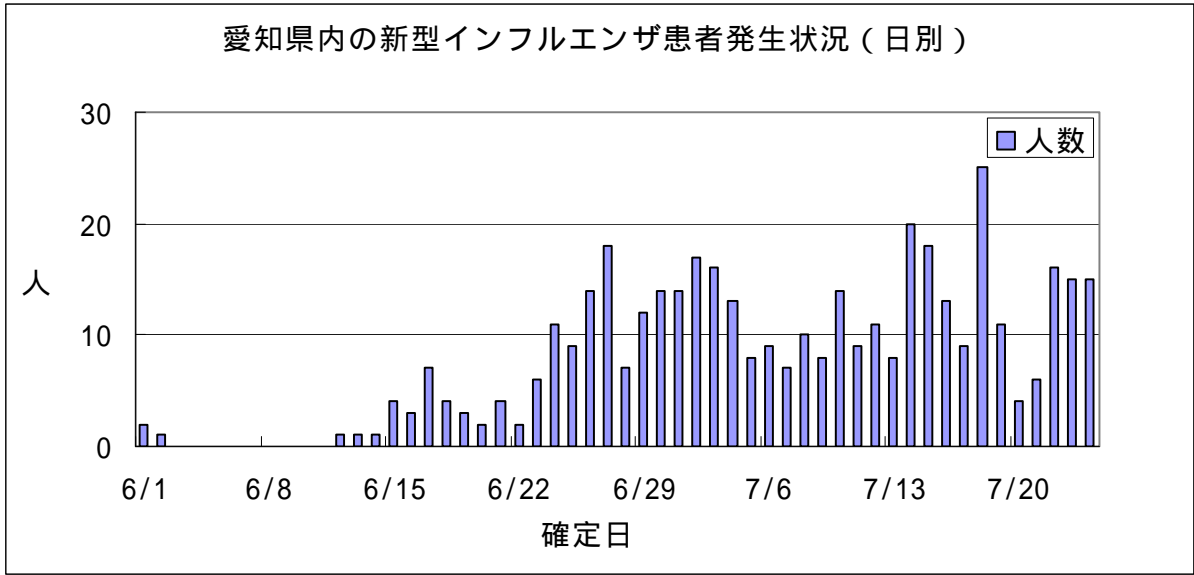
<参考> 過去のインフルエンザに関する超過死亡数

シーズン	超過死亡数	シーズン	超過死亡数
2002年 2003年	11,000人	2006年 2007年	0人
2003年 2004年	2,400人	2007年 2008年	2,657人
2004年 2005年	15,100人	2008年 2009年	集計中
2005年 2006年	6,800人		

超過死亡数 インフルエンザの流行により増加したと思われる死亡者数の統計学的推計

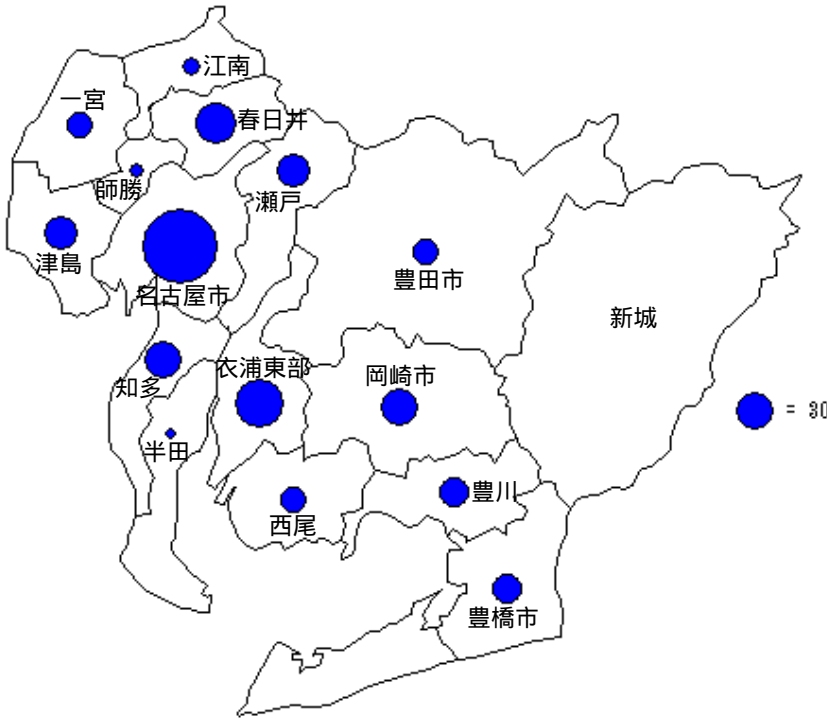
(3) 県内患者の日別発生状況

全数把握が終了した平成21年7月23日(木)までの間に愛知県内(指定都市及び中核市を含む)で新型インフルエンザと確定した患者数は422人であり、7月18日(土)が25人と最も多かった。



(4) 県内患者の住所地別発生状況

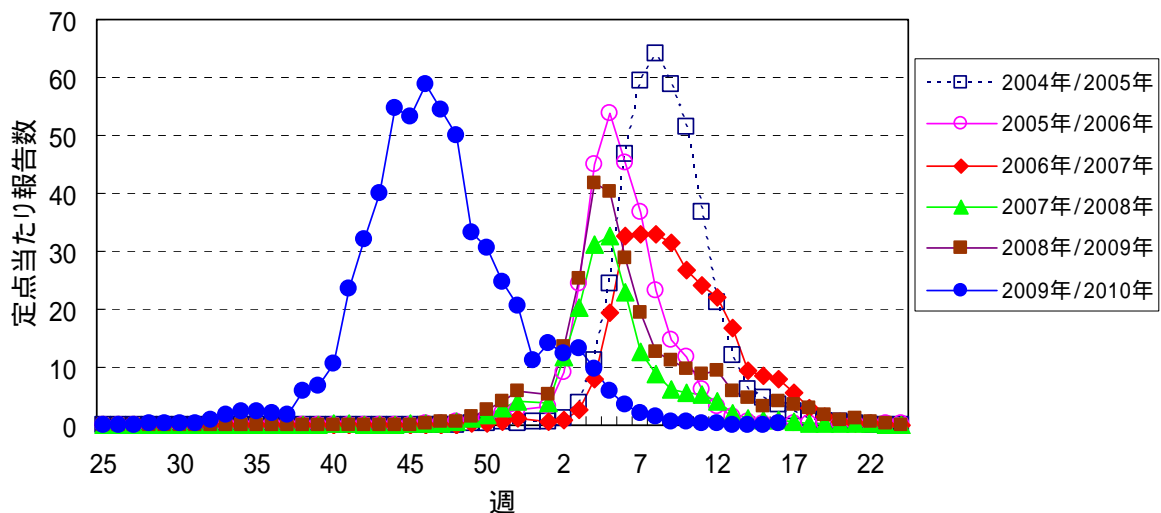
住所地別で患者が最も多かったのは名古屋市内の119人であった。なお、他県（神奈川県川崎市）の患者については、刈谷市（衣浦東部保健所管内）滞在中に発病したものである。



保健所名	市町村名	人数	保健所名	市町村名	人数
一宮	一宮市	6	半田	知多郡東浦町	2
	稲沢市	10		知多	常滑市
瀬戸	瀬戸市	9	東海市		18
	尾張旭市	5	大府市		3
	豊明市	2	知多市		7
	日進市	5	衣浦東部	碧南市	1
	愛知郡東郷町	2		刈谷市	13
	愛知郡長久手町	3		安城市	15
春日井	春日井市	30		知立市	13
	小牧市	8		高浜市	3
江南	犬山市	5		西加茂郡三好町	3
	岩倉市	1	西尾	西尾市	16
	丹羽郡大口町	1		豊川	豊川市
	丹羽郡扶桑町	2	蒲郡市		9
師勝	清須市	5	田原市	1	
津島	津島市	2	名古屋市	119	
	愛西市	3	豊橋市	20	
	弥富市	14	岡崎市	31	
	海部郡七宝町	2	豊田市	16	
	海部郡甚目寺町	4	他県（神奈川県川崎市）	1	
	海部郡美和町	1	合計	422	
	海部郡蟹江町	1	(市町村名は平成21年7月31日現在)		

(5) 定点当たり報告数の推移

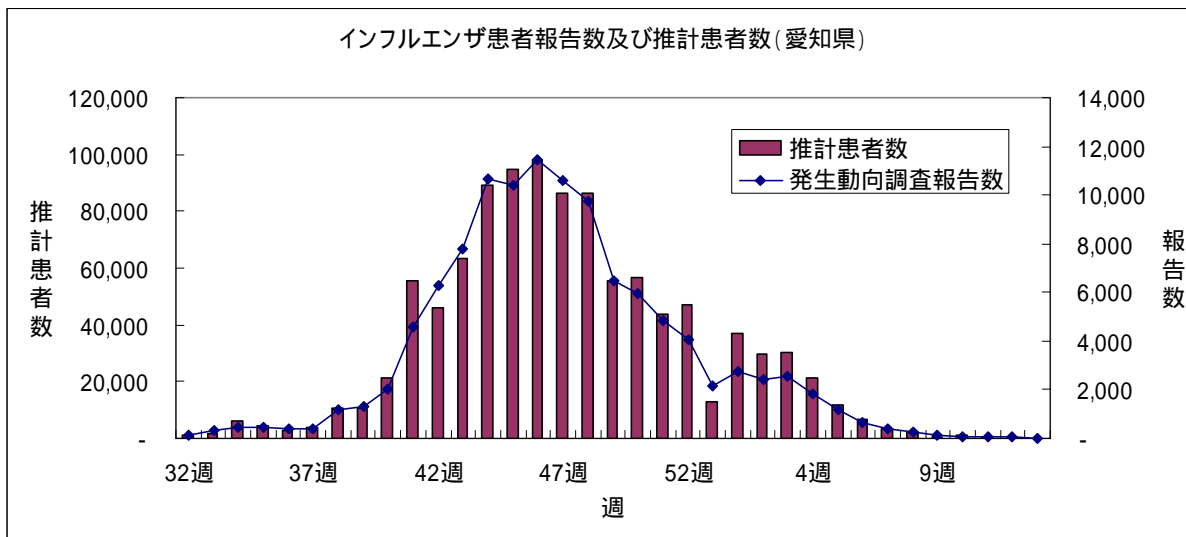
感染症発生動向調査に基づくインフルエンザ（新型インフルエンザを含む）患者定点当たり報告数の推移は次のとおりである（名古屋市を除く）。



(6) 患者報告数及び推計患者数の推移

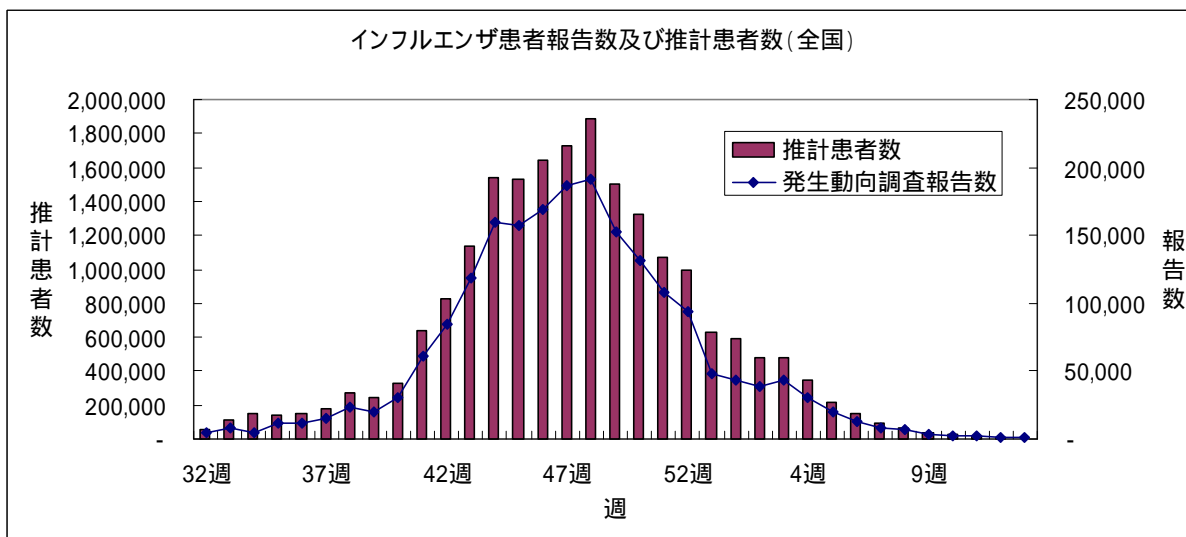
感染症発生動向調査に基づくインフルエンザの患者報告数及び推計患者数の推移は次のとおりである。

週別では平成21年第46週(11月15日(日)までの一週間)が約98,000人と最も多かった。



国立感染症研究所感染症情報センターが取りまとめた全国のインフルエンザ患者報告数及び推計患者数の推移は次のとおりである。

推計患者数は平成21年第48週(11月29日(日)までの一週間)が約189万人と最も多かった。



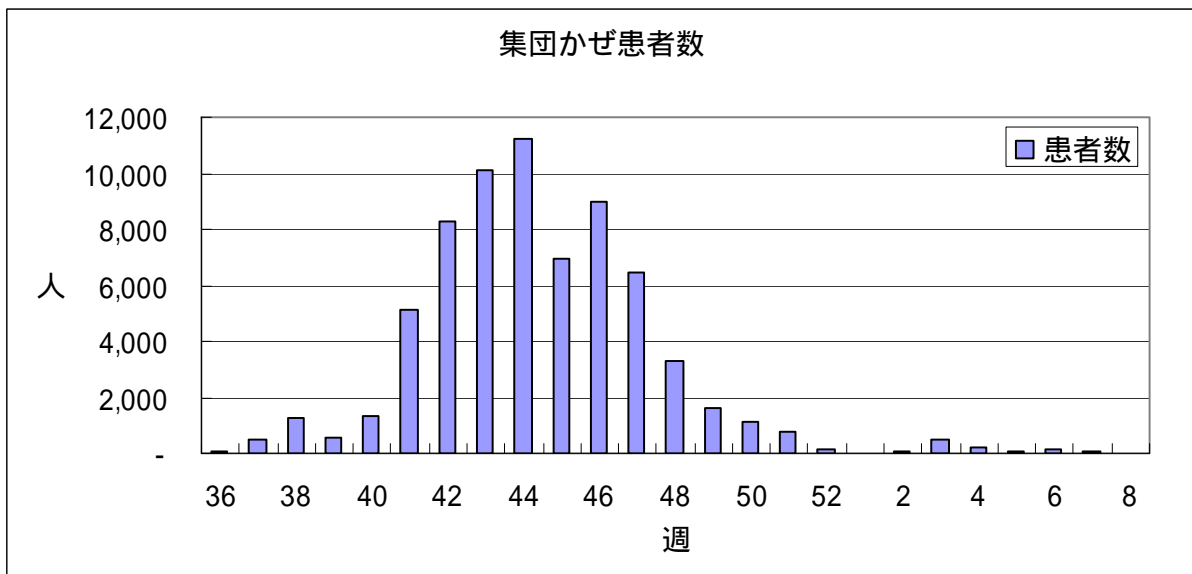
(出典：国立感染症研究所感染症情報センターウェブページ「パンデミック(H1N1)2009」)

3 集団かぜ発生状況

(1) 患者数の推移

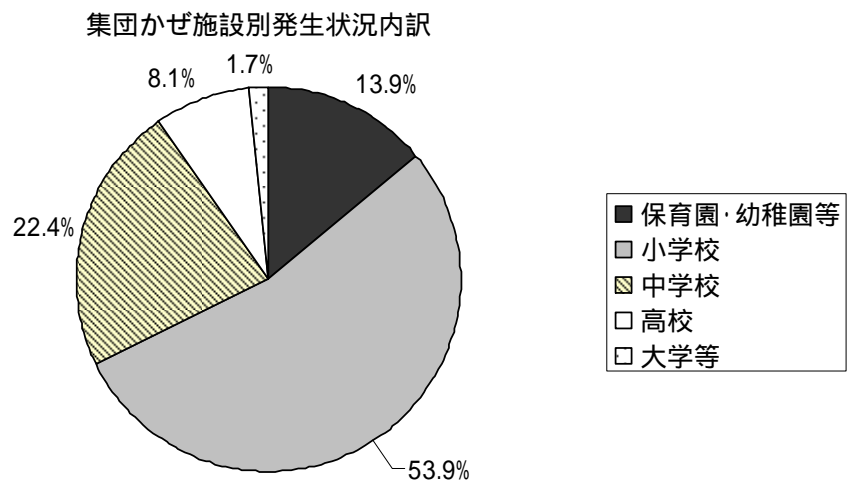
最も患者が多かったのは第44週(平成21年11月8日(日)までの一週間)で、患者数

は11,222人であった（指定都市及び中核市を除く）。



(2) 施設別発生状況

施設別で最も多かったのは小学校で、53.9%と半数以上を占めた。



4 新型インフルエンザによる集団感染（クラスター）が疑われる事例

新型インフルエンザによる集団感染（クラスター）が発生したとして、平成21年7月24日（金）から平成22年3月31日（水）までの間に報告された事例の概要は次のとおりである。

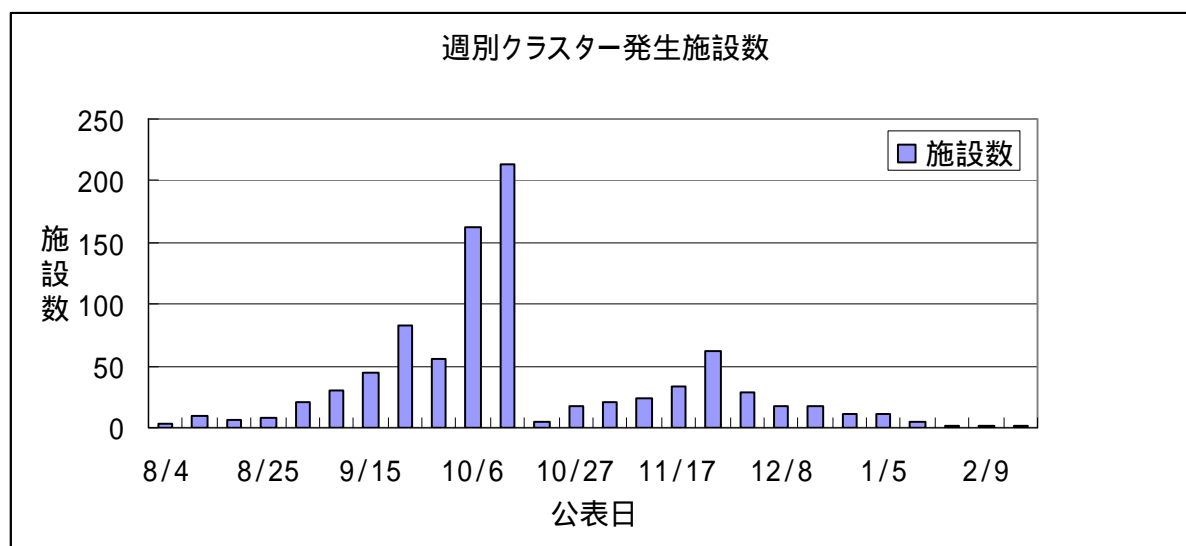
なお、平成21年10月20日（火）から、把握対象が「医療機関及び社会福祉施設等において、最初の患者発生後7日以内に10人以上の患者が集団発生した場合」となった（従前は7日以内に2人以上）。

(1) 保健所別・施設別発生状況

施設区分 保健所	学校	保育所	社会福祉 施設	医療 機関	事業所	その他	合計
一宮	46	44	1	2			93
瀬戸	105	27	3				135
春日井	64	19	6				89
江南	26	12	2	1		2	43
師勝	17	22	1			1	41
津島	61	33	3				97
半田	27	17	4				48
知多	50	11	3		1		65
衣浦東部	92	32	2			2	128
西尾	30	17	2		1		50
新城	8	7	1				16
豊川	44	37	6			1	88
合計	570	278	34	3	2	6	893

(2) 週別発生状況

クラスターの週別発生状況は次のとおりである。最も多かったのは平成21年10月13日(火)公表分(10月11日(日)までの1週間)の214施設であった。

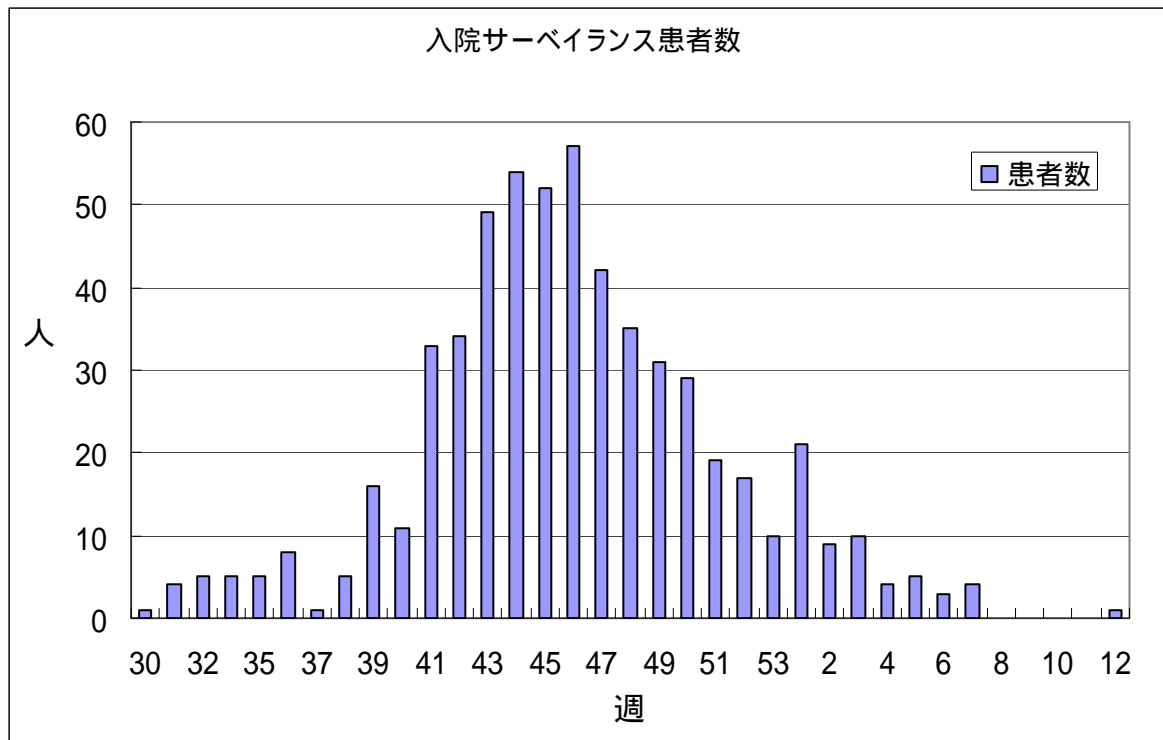


5 インフルエンザ入院サーベイランス

新型インフルエンザの患者を把握するため、平成21年7月24日(金)から実施されたインフルエンザ入院サーベイランスの概要は次のとおりである。なお、ここでは厚生労働省の報告基準により整理された580件について記載する。

(1) 週別患者数

平成 2 2 年 3 月 3 1 日 (水) までの入院患者数は合計で 5 8 0 名 (指定都市及び中核市を除く) であり、平成 2 1 年第 4 6 週 (1 1 月 1 5 日 (日) までの一週間) が最も多かった。



(2) P C R 結果

結果	A/H1N1pdm	陰性	その他	合計
件数	495	8	77	580

(平成 2 2 年 3 月 3 1 日 (水) 現在。以下同じ)

(3) 年代・性別内訳

年代 性別	0~4 歳	5~9 歳	10~ 14 歳	15~ 19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳 以上	合計
男性	83	161	62	7	6	4	5	9	22	359
女性	58	82	29	5	9	6	4	6	14	213
合計	141	243	91	12	15	10	9	15	36	572

(P C R 陰性を除く)

(4) 妊娠の有無

妊娠	件数
あり	2
なし	570
合計	572

(P C R 陰性を除く)

(5) ワクチン接種状況

接種状況	件数
季節性・新型インフルエンザワクチン両方接種あり	12
新型インフルエンザワクチン接種あり	18
季節性インフルエンザワクチン接種あり	140
ワクチン接種無し	344
調査中(不明を含む)	58
合計	572

(P C R 陰性を除く)

(6) 基礎疾患の有無

基礎疾患	件数
あり	181
なし	391
合計	572

(P C R 陰性を除く)

(内訳)

慢性呼吸器疾患(喘息等)	97	慢性心疾患	12	慢性腎疾患	9
糖尿病	8	神経疾患・神経筋疾患	8	免疫抑制状態	7
慢性肝疾患	3	血液疾患	1	その他の基礎疾患	51

(複数の基礎疾患を有する患者がいるため、「基礎疾患あり」の合計とは一致しない)

(7) 肺炎及び人工呼吸器の装着状況

肺炎	人工呼吸器の装着			合計
	あり	なし	不明	
あり	15	141	9	165
なし	2	209	4	215
不明	8	176	8	192
合計	25	526	21	572

(P C R 陰性を除く)

(8) 集中治療室の治療及び急性脳症の発症状況

急性脳症 集中治療室	あり	なし	不明	合計
あり	3	17	7	27
なし	15	395	33	443
不明	2	87	13	102
合計	20	499	53	572

(P C R 陰性を除く)

(9) 保健所別入院患者数

保健所名	一宮	瀬戸	春日井	江南	師勝	津島	半田
患者数	15	229	19	68	0	28	20
保健所名	知多	衣浦東部	西尾	新城	豊川	合計	
患者数	19	61	22	0	91	572	

(P C R 陰性を除く)

6 ワクチン接種状況

(1) 接種者数

全国 最大 2,282万人 (平成22年3月26日に国が公表した「新型インフルエンザワクチンの接種後副反応報告及び推定接種者数について」より)

本県 延べ 約105万人 (平成22年3月末までに医療機関から報告された実績より)

(2) 本県における接種スケジュール

優先接種対象者等	医療機関への 問い合わせ開始時期	接種開始時期
・医療従事者		10月23日(金)から
・妊婦 ・基礎疾患を有する者のうち1歳から小学校3年生までに相当する年齢の者	10月28日(水)から順次	11月16日(月)から (入院患者は11月9日(月)から)
・基礎疾患を有する者のうち小学校4年生に相当する年齢以上の者 ・1歳から小学校3年生までに相当する年齢の者	11月18日(水)頃から順次	12月7日(月)頃から順次
・1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等 ・小学校4年生から6年生までに相当する年齢の者	12月21日(月)頃から順次	12月24日(木)頃から順次
・中学生に相当する年齢の者 ・高校生に相当する年齢の者	1月5日(火)頃から順次	1月8日(金)頃から順次
・65歳以上の者	1月12日(火)頃から順次	1月15日(金)頃から順次
・優先接種対象者以外の者	-	1月26日(火)頃から順次

(3) 新型インフルエンザワクチンの配付状況等(平成22年2月未まで)

	国の出荷状況	出荷回		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	合計									
		販社への出荷日		10/9	10/20	11/6	11/24・30	12/7	12/18	12/28・30	1/15	1/29	2/15	2/25	-									
国内産ワクチン	(出荷量)	合計	118.0万	135.6万	376.2万	440.7万	572.4万	533.1万	447.7万	696.8万	518.6万	72.8万	11.1万	3,923万										
		10mL ¹ イアル	45.0万	91.6万	185.2万	161.1万	248.3万	175.4万	365.7万	0	0	0	0	1,272万										
		1mL ¹ イアル	73.0万	44.0万	166.0万	224.6万	324.1万	297.7万	82.0万	696.8万	465.8万	71.6万	11.1万	2,457万										
		0.5mL ¹ リソ ²	0	0	24.9万	55.0万	0	60.0万	0	0	52.8万	1.2万	0	194万										
		合計	52,186	62,468	194,254	231,386	365,490	326,302	254,644	413,862	328,920	296,600	0	2,526,112										
	(配分量)	10mL ¹ イアル	19,638	42,084	93,906	81,702	158,364	106,506	208,008	0	0	0	0	710,208										
		1mL ¹ イアル	32,548	20,384	84,138	113,884	207,126	180,726	46,636	413,862	284,120	296,600	0	1,680,024										
		0.5mL ¹ リソ ²	0	0	16,210	35,800	0	39,070	0	0	44,800	0	0	135,880										
		合計	52,186	62,468	194,254	231,386	365,490	326,302	254,644	413,862	328,920	296,600	0	2,526,112										
	医療機関への配付	配付回	第1回	第2回		第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	-	-										
		配付時期	10/22~	11/13~		12/4~	12/14~	1/6~	1/15~	1/25~	2/9~	随時		-										
		配分量(回分)	5.2万	24.0万		21.2万	34.9万	31.1万	7.9万	14.7万	4.1万	-		143.2万										
	輸入ワクチン	国の出荷状況	販社への出荷日											2/12	-	-								
			(出荷量)	合計																			2,436(2,300)	0
GSK社製														600(600)	0	600(600)								
N社製														1,836(1,700)	0	1,836(1,700)								
本県の状況		(配分量)	合計										84(50)	0	84(50)									
			GSK社製										50(50)	0	50(50)									
			N社製										34(0)	0	34(0)									

単位の「回分」は、0.5mLを1回分(成人投与量)としている。

本県の「医療機関への配分量(回分)」は、配付計画作成時のもので、実際の配付にあたっては一部で変更がある。

輸入ワクチン数量の()内は、製造販売後調査に係るものの再掲である

GSK社: グラクソ・スミスクライン社、N社: ノバルティス ファーマ社

7 新型インフルエンザに関する記者発表

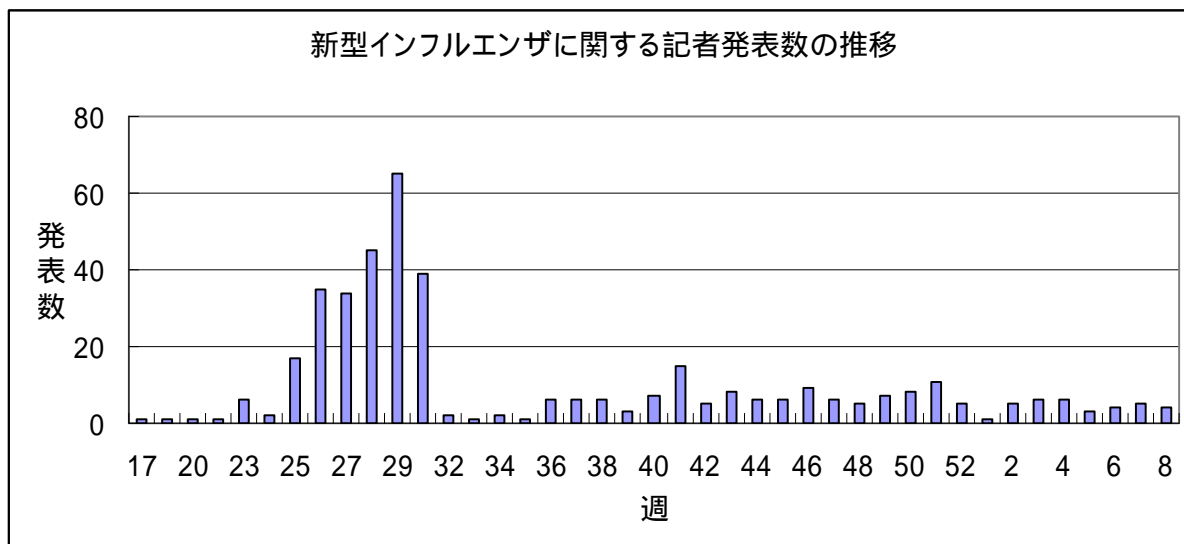
平成21年4月26日(日)から平成22年3月31日(水)までの間に新型インフルエンザに関して行った主な記者発表の数は次のとおりである。なお、新型インフルエンザ患者発生の記者発表については、複数の患者について一括して発表を行ったものもある。

(1) 記者発表数

項目	発表数
愛知県内における新型インフルエンザ(インフルエンザ A/H1N1)患者の発生について	239
集団かぜの発生について	101
新型インフルエンザ(A/H1N1)の集団発生が疑われる事例について	29
愛知県新型インフルエンザ対策本部会議の開催について	9
愛知県における新型インフルエンザワクチンの接種開始について	8
新型インフルエンザ(A/H1N1)患者の死亡について	8
インフルエンザ注意報の発令等について	5
新型インフルエンザ(A/H1N1)による脳症患者の発生について	4
タミフル耐性ウイルスの検出について	3
合計	406

(2) 記者発表数の推移

週あたりの記者発表の数が最も多かったのは第29週(7月19日(日)までの1週間)の65件であり、いずれも愛知県内における新型インフルエンザ(インフルエンザ A/H1N1)患者の発生についての記者発表であった。



(3) 記者発表資料

記者発表資料 新型インフルエンザ（インフルエンザ A/H1N1）患者の発生について

平成 2 1 年 6 月 1 日（月）
愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課
感染症グループ
担当 照井・増野 内線 3160、3161
（ダイヤルイン）052-954-6272

新型インフルエンザ（インフルエンザ A/H1N1）患者の発生について

本日、午後 5 時 1 0 分にアメリカ（ハワイ）から帰国した方 1 名について、新型インフルエンザ（インフルエンザ A/H1N1）の患者であることが確認されましたので、以下のとおりお知らせします。

現在、当該患者の接触者調査等を実施しております。

【新型インフルエンザ（インフルエンザ A/H1N1）患者の状況等】

年 齢	4 0 歳代
性 別	女性
住 所	丹羽郡在住
症 状	発熱（38.8）、咳、倦怠感
経 緯	患者は、5月20日から5月30日までアメリカ（ハワイ）に滞在。5月30日に帰国。便名はJ083便（ホノルル発、中部国際空港着）。女性は帰国後、5月31日に発熱等の症状を呈したため、医療機関を受診し、インフルエンザ簡易検査にてインフルエンザ A 型陽性、B 型陰性であった。愛知県衛生研究所において PCR 検査を実施し、新型インフルエンザに感染していることが確認された。 ・ PCR 検査結果：A 型(+)、ヒト H1(-)、ヒト H3(-)、新型 H1(+)
現在の病状	感染症指定医療機関に入院予定。熱は下がり容体は安定しています。



平成21年10月8日（木）
愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課
新型インフルエンザ対策室
担当 照井・増野 内線 3160、3245
（ダイヤルイン）052-954-6272

“インフルエンザ” 警報を発令します！

1 概要

愛知県では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県内の医療機関のうち195か所を定点として、インフルエンザについて発生動向調査を実施しています。

この調査結果によりますと、平成21年第40週（9月28日（月）から10月4日（日）まで）における管内の一定点医療機関当たりのインフルエンザ患者の報告数が、国立感染症研究所が定める警報の指標である「30」を上回る地域（保健所単位）があったことから、インフルエンザ警報を発令します。

なお、インフルエンザの定点当たり報告数が「30」を上回った地域は2のとおりです。

インフルエンザは毎年冬季に流行していますが、今年は例年とは異なり、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、この時期に感染が拡大しています。予防と早めの治療に心がけ、感染と重症化を防ぎましょう。

また、この警報は全ての地域（保健所単位）で一定点医療機関当たりの報告数が「10」以下に減少するまで継続します。

注）一定点医療機関当たりの報告数：定点医療機関からの一週間の総報告数÷定点医療機関数

2 インフルエンザの定点当たり報告数の推移

保健所等	定点医療機関数	第38週 (9/14～9/20)	第39週 (9/21～9/27)	第40週 (9/28～10/4)
春日井	9	19.89	22.67	33.44
愛知県	195	5.75	6.79	10.33

(2 ページ目)

3 インフルエンザの発生状況について

県内におけるインフルエンザ発生状況は、資料のとおりです。

なお、愛知県衛生研究所のウェブサイト(<http://www.pref.aichi.jp/eiseiken/>)において、今シーズンのインフルエンザ発生状況などについて情報提供しています。

4 インフルエンザについて

通常、季節性インフルエンザは、毎年12月上旬から1月に流行が始まり、1月から3月にかけて流行します。

症状としては、インフルエンザウイルスの感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、38度以上の発熱や頭痛、全身の倦怠感、筋関節痛などが突然現われ、咳や鼻水などの症状がこれに続き、1週間ほどで軽快するのが典型的な経過で、いわゆる「かぜ」に比べて全身症状が強いのが特徴です。

現在流行している新型インフルエンザ(A/H1N1)の症状は、季節性インフルエンザとほぼ類似していると言われてはいますが、ほとんどの国民が免疫を持っていないことから、流行の規模は大きくなるものと予想されています。

また、基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する方、妊婦等においては、重症化するおそれがあるため、特に注意が必要です。

5 予防・治療について

- 人混みへの外出をできるだけ避け、帰宅時にはうがいと手洗いをしましょう。
- 十分な睡眠、栄養、保温に心がけ、体調を整えましょう。
- 空気が乾燥するとインフルエンザにかかりやすくなりますので、室内では加湿器等で適度な湿度を保つようにしましょう。
- かかった時は早めに医師の診察を受け、安静に保つことにより、肺炎などの合併症を防ぐよう心がけましょう。特に基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する方、妊婦等においては、重症化するおそれがあるので気をつけましょう。
- 咳などの症状がある場合は、周りの人にうつさないために、マスクを着用しましょう。

(3 ページ目)

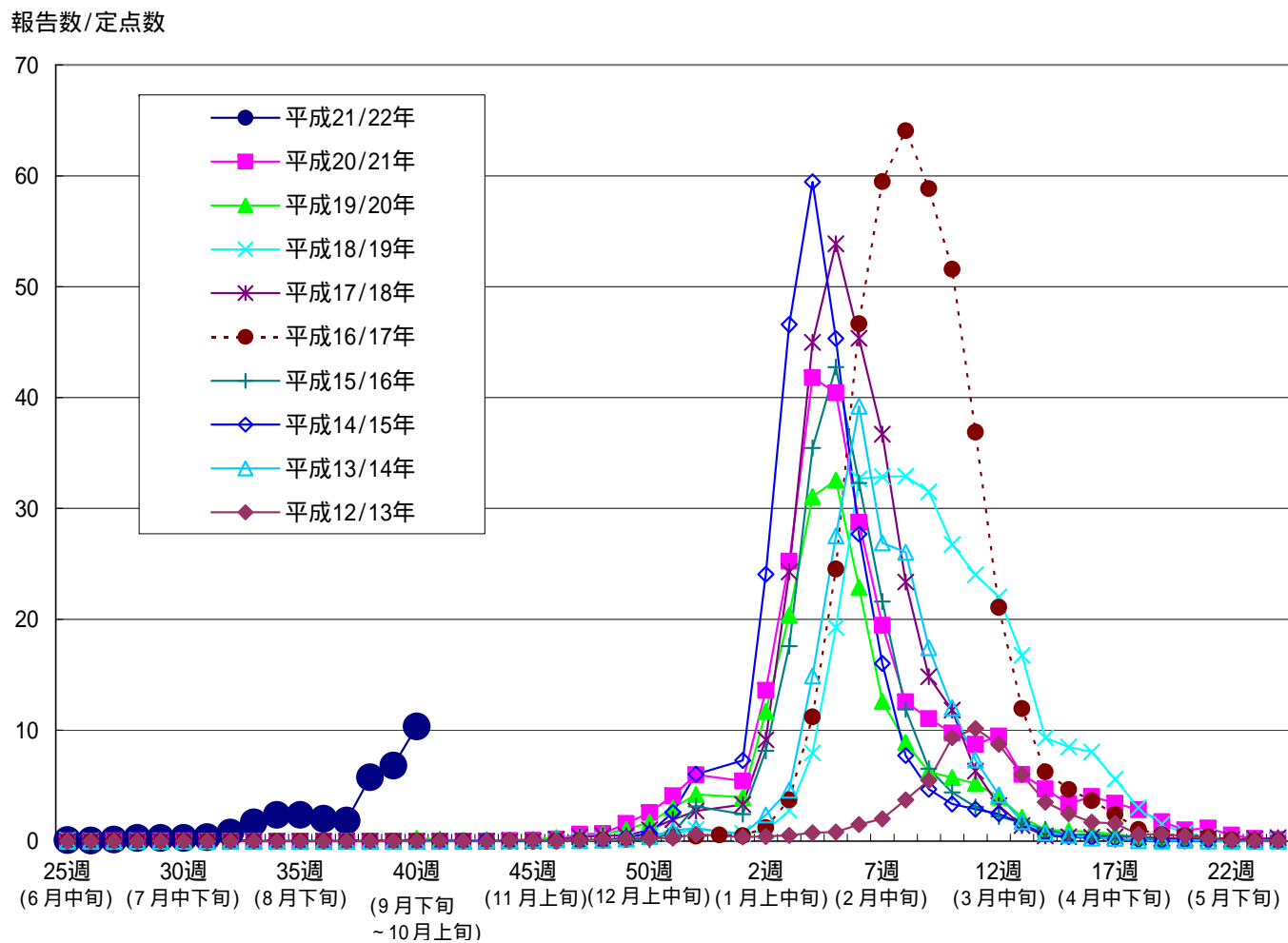
6 過去の注意報・警報の発令状況

年度	注意報	警 報
1 3 年度	平成14年 1 月26日	平成14年 1 月29日
1 4 年度	平成14年12月26日	平成15年 1 月14日
1 5 年度	平成16年 1 月 8 日	平成16年 1 月22日
1 6 年度	平成17年 2 月 3 日	平成17年 2 月10日
1 7 年度	平成18年 1 月 6 日	平成18年 1 月26日
1 8 年度	平成19年 2 月 1 日	平成19年 2 月 8 日
1 9 年度	平成20年 1 月11日	平成20年 1 月24日
2 0 年度	平成20年12月11日	平成21年 1 月22日
2 1 年度	平成21年 9 月28日	平成21年10月 8 日

あ、その咳、そのくしゃみ

～ **咳エチケット**してますか？ ～

感染症発生動向調査によるインフルエンザの発生状況(愛知県)



「平成 21/22 年」シーズンの第 31 週からは、新型インフルエンザ (A/H1N1) をあわせた報告数

平成21年10月21日(水)
愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課
新型インフルエンザ対策室
担当 照井・増野 内線 3160、3245
(ダイヤルイン) 052-954-6272

愛知県における新型インフルエンザワクチンの接種開始について

県内の医療機関において、医療従事者を対象として新型インフルエンザワクチンの接種を開始します。

なお、医療従事者以外の優先接種については、3のとおりです。

1 接種開始日について

平成21年10月23日(金)

この日より接種体制が整った医療機関から順次接種を開始します。

2 接種者数等について

新型インフルエンザ患者の診療を行う医療従事者等 約5万1,000人

医療従事者への接種を行う医療機関数 約4,000か所

3 医療従事者以外の優先接種について

優先接種対象者等	接種開始時期(予定)
・妊婦 ・基礎疾患を有する者のうち1歳から小学校3年生に相当する年齢までの者	11月中旬
・基礎疾患を有する者のうち小学校4年生に相当する年齢以上の者	12月上旬
・1歳から小学校3年生に相当する年齢までの者	12月中旬
・1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等	検討中
・小学校4年生から6年生まで、中学生、高校生に相当する年齢の者 ・65歳以上の高齢者	検討中

注) 接種可能医療機関名及び優先接種対象者から接種可能医療機関への接種希望連絡開始時期については、近日中に公表します。

8 会議等開催状況

新型コロナウイルス対策として、次のとおり会議を開催した。

会議名称	開催年月日	開催経緯
愛知県新型コロナウイルス対策本部幹事会	平成21年4月27日(月)	豚インフルエンザの人への感染等に係る情報共有
愛知県新型コロナウイルス対策本部会議	平成21年4月28日(火)	WHOのフェーズ4への引き上げを受け開催
愛知県新型コロナウイルス対策本部幹事会	平成21年5月11日(月)	米国からの帰国者3名の感染が確認された事例等に係る情報共有
愛知県新型コロナウイルス対策本部会議	平成21年5月16日(土)	国内初の患者確認(神戸市内)を受け開催
新型コロナウイルス対策に係る連絡会議	平成21年5月20日(水)	感染防止対策について
愛知県新型コロナウイルス対策本部幹事会	平成21年5月22日(金)	国が公表した新たな「基本的対処方針」等に係る情報共有
新型コロナウイルス対策に係る連絡会議	平成21年5月24日(日)	県内発生後の対応について
愛知県新型コロナウイルス対策本部会議	平成21年6月1日(月)	県内初の患者確認を受け開催
新型コロナウイルス対策に係る連絡会議	平成21年6月12日(金)	名古屋市での患者確認等について
新型コロナウイルス対策に係る連絡会議	平成21年6月30日(火)	県内の患者発生状況、運用指針の改定等について
愛知県新型コロナウイルス専門家会議	平成21年8月10日(月)	発生状況、対策の状況について 今後の感染拡大の予測、対策の推進について
愛知県新型コロナウイルス対策本部幹事会	平成21年8月21日(金)	発生状況、サーベイランス体制等に係る情報共有
愛知県新型コロナウイルス対策本部幹事会	平成21年10月9日(金)	発生状況、国の「基本的対処方針」の改正等に係る情報共有

9 通知一覧

厚生労働省等から発出された主な通知の一覧は次のとおりである。

日付及び 文書番号	宛名及び 発信者名	題名	概要
H21.4.26 事務連絡	各都道府県等 新型インフル ンザ担当部局宛 て結核感染症課 通知	ブタインフル ンザに対する 対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のメキシコと米国の一部におけるブタインフルンザ事例に対応し、WHOは現在の状況を「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」と位置づけた。 ・保健所等における相談のため参考資料を送付するので、活用及び周知いただきたい。
H21.4.26 健感発第 0426001号	各都道府県衛 生主管部局長 宛て結核感 染症課長通 知	メキシコに渡 航していた者 を対象とした 都道府県等 による健康 観察の依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、メキシコにおいて豚インフルンザ患者が多数発生していることから、検疫所において同国滞在者の任意の健康観察を依頼することとした。 ・ついては、各自治体においても下記のとおり対応をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.健康観察は本人の同意に基づき実施される。 2.一日2回の検温及び体調変化について本人が毎日記録する。 3.発熱等を認めるときは直ちに保健所に報告する。 4.保健所が電話等により定期的に健康状態を聴取する。 5.期間はメキシコを出国した日から10日間。 6.咳エチケット及び手洗いを励行し、不要不急の外出は控えることが望ましい。
H21.4.28 健感発第 0428003号	各都道府県知 事等宛て健康 局長通知	新型インフル ンザに係る 対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・本日、WHOにおいて、インフルンザのパンデミック警報レベルをフェーズ4に引き上げる宣言が行われた。 ・こうした事態を受け、豚インフルンザ(H1N1)を感染症法第6条第7項に規定する新型インフルンザ等感染症として位置づけた。 ・また、内閣総理大臣を本部長とした新型インフルンザ対策本部を設置し、「新型インフルンザ対策行動計画」及び「新型インフルンザ対策ガイドライン」(以下「行動計画等」という。)に基づいた万全の対策を、政府一丸となって講じていくこととなった。 ・都道府県等においても行動計画等に基づき、関係部局及び医療機関、医師会等の関係機関と連携し、万全の体制で取り組んでいただきたい。 ・なお、4月28日現在、行動計画における第1段階(海外発生期)にあたり、大型の連休を迎えることから、特に以下の事項について早急に体制の確認をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.適切な情報収集及び相談窓口等による情報提供 2.検疫対応における検疫所との連携 3.サーベイランスの強化 4.積極的疫学調査の体制強化 5.発熱相談センターの設置及び医療体制の確認
H21.4.28 事務連絡	(社)日本医薬 品卸売業連合 会担	抗インフル ンザウイルス 薬の安定供給 について	<ul style="list-style-type: none"> ・WHOのフェーズ4宣言を受け抗インフルンザ薬の大量発注が予想されるが、偏在を防ぐため、下記事項を会員に周知いただくようお願いしたい。

	当者宛て医政局 経済課通知		<ol style="list-style-type: none"> 1.発注にあたっては卸売業者と数量、時期について調整すること。 2.卸売業者が過剰な在庫を抱えることのないよう、適切な発注を行うこと。 3.卸売業者と連絡を密接にし、在庫量を毎日製造販売業者に報告すること。 4.診療に支障を来たす場合を除き、抗インフルエンザ薬を分割して納入すること。
H21.4.28 医政経発第 0428001号	各都道府県衛生 主管部局長宛て 医政局経済課長 通知	新型インフルエンザの海外 発生に伴う医薬品、医療機 器等の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・WHOのフェーズ4宣言を受け、医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう、関係機関に周知するとともに、適切に指導いただくようお願いしたい。
H21.4.28 医政経発第 0428002号	日本製薬団体連 合会、(社)日本医 薬品卸業連合会、 日本医療機器産 業連合会、日本医 療機器販売業協 会、(中)日本産 業・医療ガス協会 宛て医政局経済 課長通知	新型インフルエンザの海外 発生に伴う医薬品、医療機 器等の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・WHOのフェーズ4宣言を受け、医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう、万全の措置を講ずるようお願いしたい。
H21.4.29 健感発第 0429001号	各都道府県等新 型インフルエン ザ担当部局長宛 て結核感染症課 長通知	新型インフルエンザ(豚イ ンフルエンザH1N1)に係る 症例定義及び届出様式につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・豚インフルエンザ(H1N1)を感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけたことに伴い、症例定義と届出様式を定めたので、各医療機関に周知徹底していただきたい。 ・第一段階(海外発生期)においては、早期発見を目的として、全ての医療機関に対し、感染症と思われる患者の異常な集団発生()を確認した場合、保健所を通じて都道府県に電話等を用いて迅速に報告いただきたい旨、併せて医療機関に周知徹底をお願いしたい。 <p>()感染症と思われる患者の異常な集団発生の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 38度以上の発熱を伴う原因不明の急性呼吸器疾患の集積 入院を要する肺炎患者の集積 原因不明の呼吸器疾患による死亡例の集積 <p>などが、14日間以内に、2名以上の集積として、同じ地域から発生した場合、または、疫学的関連がある場合。</p>
H21.4.29 事務連絡	各都道府県衛生 主管部局医務担 当者宛て医政局 指導課通知	新型インフルエンザ国内発 生に備えた、医療機関等 における医療体制の整備につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ患者の国内発生に備え、関係者との情報共有や発熱外来の設置など医療体制の確保等についての参考資料を情報提供するので、医療体制の整備にあたり留意していただくとともに、医療機関等へ情報提供いただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.事務連絡 新型インフルエンザ患者を原則扱わない医療機関を定める場合の医療体制整備について 2.参考資料 発熱外来設置に係る医療法上の取り扱い 3.参考資料

			<p>一般医療機関のための新型インフルエンザまん延期の診療継続計画作り(第2版)</p> <p>4.通知 新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式について</p>
H21.4.30 保医発第 0403002号	地方厚生局医療 指導課長宛て保 険局医療課長通 知	新型インフルエンザの国内 発生に伴う発熱外来の設置 のために診療所を開設する 場合の保険医療機関の指定 に関する取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 発熱外来を医療機関以外の場所(医療機関の屋外や公共施設等)に設置する場合には、診療所として開設することが必要になるが、緊急性を要するものであることから迅速な対応が見込まれている。ついては、当該診療所に係る保険医療機関の指定の取扱いについては、下記のとおりとするので、指定事務の処理に遺漏のないよう配慮されたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.指定期日については、例外的に当該診療所の開設日に遡って指定することを認めること。 2.医療機関コードについては、当該申請があった段階で、指定された場合の仮の医療機関コードを定め、当該診療所に対して連絡する。ただし、仮コードでの診療報酬請求は行えないこと。
H21.4.30 事務連絡	(社)日本臨床検 査薬協会宛て医 政局経済課通知	新型インフルエンザの海外 発生に伴う体外診断用医薬 品の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> 本日、WHOのフェーズが4から5に引き上げられた。 医療機関等に対する対外診断用医薬品の供給に支障が生ずることがないように、必要に応じ増産を図る等の措置、また、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるようお願いしたい。
H21.4.30 事務連絡	(社)日本衛生材 料工業連合会宛 て医政局経済課 通知	新型インフルエンザの海外 発生に伴うマスク等の安定 供給について	<ul style="list-style-type: none"> 本日、WHOのフェーズが4から5に引き上げられた。 マスクをはじめとする衛生資材の供給に支障が生ずることがないように、必要に応じ増産を図る等の措置、また、適正な流通を図るよう、万全の措置を講ずるようお願いしたい。
H21.5.1 事務連絡	各都道府県等新 型インフルエン ザ担当部長宛 て結核感染症課 長通知	新型インフルエンザに係る 積極的疫学調査の実施等につ いて	<ul style="list-style-type: none"> 今般、WHOにおいて、パンデミック警報レベルをフェーズ5に引き上げる宣言が行われた。 国内で新型インフルエンザが発生した場合には、感染症法第15条の規定に基づく新型インフルエンザ等感染症に係る感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、及び診断検査等を実施することとなるが、これらの指針等について暫定版をとりまとめたので、迅速な患者発生の動向の把握及びまん延防止のためご活用いただくとともに、関係機関等への周知をお願いしたい。 <p>別紙1：新型インフルエンザ積極的疫学調査実施要綱 別紙2：新型インフルエンザウイルス診断検査の方針と手引き(暫定版)</p>
H21.5.1 事務連絡	各地方厚生局宛 て大臣官房地方 課、医政局、健康 局、医薬食品局食 品安全部、雇用均 等・児童家庭局、 社会・援護局通知	新型インフルエンザ感染拡 大防止のための養成施設に おける対応について	<ul style="list-style-type: none"> 各養成施設内又は当該施設の地域内等において新型インフルエンザの発生が確認され、感染が広がる可能性が否定できない場合には、都道府県が臨時休業を要請する可能性があるため、その際は、各養成施設において連絡体制の整備など迅速かつ適切な措置を講ずるよう、管内の養成施設等関係機関に周知いただくようお願いしたい。
H21.5.1 医政経発第 0501001号	医療関係団体宛 て医政局経済課 長通知	新型インフルエンザの海外 発生に伴う医薬品、医療機 器等の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> WHOのフェーズ4宣言を受け、新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応を図っているところである。 今後、医薬品、医療機器等の安定供給にご協力いただくとともに、特に抗インフルエンザウイルス薬については以下にご注意いただきたい。また、国内の抗インフルエンザ薬が不足した場合は備蓄を放出することとしている。 <ol style="list-style-type: none"> 1.過剰な発注は行わないこと。また、過剰な在庫を抱えないこと。 2.診療に支障を来たす場合を除き、分割納入に協力されたい。

			3.都道府県から在庫状況調査を求められた場合はご協力いただきたい。
H21.5.3 事務連絡	各都道府県衛生 主管部局感染症 対策担当者及び 新型インフル エンザ対策担 当者宛て新型 インフルエン ザ対策推進 本部通知	新型インフル エンザの診療 等に関する情 報(抗インフ ルエンザ薬の 予防投与の考 え方等)につ いて	・新型インフル エンザ(豚イン フルエンザH1 N1)の診療に ついて抗イン フルエンザウ イルス薬の予 防投与の考え 方をまとめた ので、各医療 機関に周知い ただきたい。
H21.5.6 事務連絡	各都道府県等 新型インフル エンザ担当部 局宛て新型 インフルエン ザ対策推進 本部通知	本日付産経新 聞の記事につ いて	・5月6日付産 経新聞に「厚 労省新型イン フルエンザ対 策推進本部で は『早く届けて ほしいという のが国の立場 だ。ただ、自 治体側が責任 を持って独自 判断をするな ら、無理矢理 に届けるとは いえない』と 話している。」 という記事が 掲載されたが 、本事務局に おいてはこの ようなコメント はしていない。 感染症法第1 2条に基づく 届出は直ちに もれなく行わ なければならない ものであり、 自治体の独自 判断により届 け出ないこと は法律に違反 するものである。
H21.5.6 事務連絡	各都道府県衛 生主管部局医 務担当者宛て 新型インフル エンザ対策推 進本部通知	国内未発定期 における発熱 外来を置か ない医療機 関への発熱患 者の受診につ いて	・海外発定期 (国内未発定期) における発熱 外来を置か ない医療機 関への発熱患 者の受診につ いて、下記の 通り、基本的 な考え方をま とめたので、 所管の全医療 機関にご周知 いただきたい。 1.まん延国へ の渡航歴や患 者との接触歴 が認められる 発熱患者が、 発熱相談セン ターを通じず に発熱外来を 置かない医療 機関を受診し たり、電話に よる相談があ った場合には 、まず発熱相 談センターに 電話で相談し 、必要に応じて 紹介される適 切な医療機関 を受診するよ うに勤めるこ と。 2.発熱相談セ ンターの指導 に従って発熱 者が発熱外来 を置かない医 療機関を受診 した場合は、 患者にマスク 等を使用する ように指導す るなど、感染 予防に必要な 指導を行った 上で、当該医 療機関が診察 すること。
H21.5.8 健感発第 0508001号	各都道府県衛 生主管部局長 宛て健康局結 核感染症課長 通知	新型インフル エンザ対策に おける都道府 県等による健 康監視につ いて	・平成21年4 月26日健感 発第0426001 号「メキシコ に渡航してい た者を対象と した都道府県 等による健康 観察の依頼」 により、新型 インフルエン ザが蔓延して いる国・地域 への渡航者の 健康観察を依 頼しているこ ろであるが、 体制を一層強 化するため、 下記のとおり 対応をお願い したい。 1.検疫所は蔓 延国・地域か らの入国者に 健康監視が実 施されること を説明する(5 月7日現在の 蔓延国・地域 はメキシコ、 アメリカ(本土) 及びカナダ)。 2.検疫所は対 象者リストを 都道府県単位 で作成し、都 道府県に送付 する。 3.都道府県は リストを保健 所に送付する。 4.保健所は対 象者に健康監 視の方法を伝 える(健康観 察の期間は10 日間)。 5.対象者が発 熱等した場合 は速やかに診 断・治療が行 われるよう調 整する。
H21.5.9 事務連絡	各都道府県等 新型インフル エンザ担当部 局長宛て結核 感染症課通知	新型インフル エンザ疑似症 患者の取り扱 いについて	・従来、疑似 症患者につ いては、迅速 診断キットの 結果がA型陰 性かつB型陰 性の場合であ っても、臨床 的に新型イン フルエンザの 感染が強く疑 われる場合は 届出の対象と してきた。こ れについては 、新型インフ ルエンザ患者 の見逃しを回 避するためで ある。 ・ところが昨 今、患者との 接触歴など疫 学的関連をま ったく認めな い症例等、新 型インフルエ ンザの感染を 強く疑う根拠 に乏しい症例 も届出がなさ れているところ である。

			<ul style="list-style-type: none"> については、今後、症例定義上、疑似症患者の連絡をする際は、別紙などを参考されたい。また、迅速診断キットでA型陰性の場合、疑似症患者の連絡をする前に、5月9日の結核感染症課課長通知「新型コロナウイルスに係る症例定義及び届出様式の改定について」を踏まえ、下記の事項など確認するよう、各医療機関に対して周知徹底されたい。 別紙1：医療機関における新型コロナウイルス診断の流れ 別紙2：症例定義についてのQ&A(医療従事者用) 別紙3：「新型コロナウイルスが蔓延している国又は地域」について
H21.5.9 健感発第 0509001号	各都道府県等 新型コロナウイルス 担当部局長宛 て結核感染症課 長通知	新型コロナウイルスに係る 症例定義及び届出様式の改 定について	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの症例定義等については平成21年4月29日付け通知で示したところだが、今般、地方衛生研究所における検査体制が整備されたことから、届出基準及び届出様式を改定する。
H21.5.9 事務連絡	各都道府県等 新型コロナウイルス 担当部局長宛 て健康局結核感染 症課通知	新型コロナウイルス患者の 発生に係る対応について	<ul style="list-style-type: none"> 昨日5月8日、アメリカ合衆国デトロイト経由で帰国した3名について、新型コロナウイルスが検出された。 本件は、我が国領土内において初めて確認された患者ではあるが、入国前に確認されたものであり、第2段階(国内発生早期)に当たるものではない。 しかしながら、今般の世界の感染拡大及び本事例の発生を鑑みれば、関係機関の連携を一層強化し、国内での患者の発生に備えた準備を進めていくことが急務である。 については、平成21年4月28日健感発第0428003号健康局長通知「新型コロナウイルスに係る対応について」でお示したとおり、特に下記の事項について一層の体制整備を早急に図られるようお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 正しい情報の収集、及び相談窓口等による的確な情報提供(特に、新型コロナウイルス患者の早期発見や感染の拡大防止に重要な役割を果たす発熱相談センター・発熱外来に関する地域住民への情報提供) 検査法に基づく健康監視の徹底 サーベイランス体制の強化 積極的疫学調査の体制強化 発熱外来等の医療体制の整備 都道府県における抗ウイルス薬の確保
H21.5.12 事務連絡	各都道府県等衛 生主管部局長宛 て新型コロナウイルス 対策推進本 部事務局通知	新型コロナウイルスの診断 検査のための検体送付にお ける技術的情報について	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス診断検査のための検体送付について照会の多い事項についての技術的情報を示すので、貴管下関係者への周知をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 検体の梱包等について 検体の梱包に当たっては、別紙資料に示す包装、表示、ラベル(感染性物質分類、カテゴリーB)を踏襲することにより航空機での貨物輸送が可能である。貨物輸送の方法の詳細については、利用する航空会社に照会の上、必要な手続きをとっていただきたい。 検体の運送手段について 迅速な検体搬送が要求される現状においては、各地域における検体搬送の緊急性に応じた適切な輸

			送手段を検討した上で、国立感染症研究所と調整願いたい。
H21.5.13 健感発第 0513001号	各都道府県等 新型インフル ンザ担当部長 宛て健康局結 核感染症課長 通知	新型インフル ンザに係る 症例定義及び 届出様式の再 改定について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式については、平成21年5月9日健感発第0509001号健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について」(以下「届出通知」という。)により、示したところであるが、今般、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の報告を踏まえ、症例定義における疑似症患者の要件の中で、従来10日間とされていた箇所を7日間とすることとし、届出通知を下記のとおり改正することとしたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いしたい。 ・なお、患者の発生状況や検査体制の整備状況などを踏まえ、症例定義を見直すことがあることを再度申し添える。
H21.5.13 健感発第 0513002号	各都道府県等 衛生主管部長 宛て健康局結 核感染症課長 通知	新型インフル ンザ対策にお ける都道府県 等による健康 監視について	<ul style="list-style-type: none"> ・健康監視については、健感発第0508001号健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について」において、その取り扱いを示してきた。 ・今般、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の報告を踏まえ、従来10日間としてきた健康監視の期間を7日間とすることとしたので、今後の取り扱いについては、下記のとおり実施するようお願いしたい。 ・また、本通知の発出に伴い、上記通知は本日より廃止するが、廃止前の同通知の規定により都道府県等において実施している健康監視は、その期間を10日間から7日間に変更し、運用いただきたい。
H21.5.13 事務連絡	各都道府県等 衛生主管部長 宛て新型イン フルエンザ対策 推進本部事務 局通知	新型インフル ンザ対策にお ける都道府県 等による健康 監視等について	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について」において、検疫法第18条第4項及び感染症法第15条の3に基づく健康監視の実施をお願いしているところだが、現時点で得られる知見等から、発生状況別の健康監視等の方法についてとりまとめたので、ご活用していただきたい。 ・なお、新型インフルエンザについては、臨床的特徴及び疫学的特徴に関する知見が十分ではないため、さらなる情報が得られれば改めて周知する予定であることを申し添える。 <p>別添：発生状況別の健康監視等の方法について</p>
H21.5.13 事務連絡	各検疫所長宛 て新型インフル ンザ対策推進本 部事務局通知	検疫法に基づく 停留の期間に 関する考え方 について	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の報告を受け、検疫法に基づく停留についての考え方を以下の通りとりまとめたので、所内にて遺漏なきようお願いしたい。 <p>1. 停留期間</p> <p>(1) 停留の開始日時は、新型インフルエンザの疑いのある者が患者であると確定した時刻とすること。</p> <p>(2) 確定までは、検疫法第13条の規定に基づく診察、検査等の検疫業務として扱う。</p> <p>(3) 停留の終了日時は、原則、当該飛行機等到着時刻から算定し168時間(7日間)後とすること。</p> <p>2. 停留終了時の取り扱い</p> <p>(1) 停留終了時には、停留対象者全員の診察を行い、新型インフルエンザを疑う症状が無いことを確認すること。</p> <p>(2) 診察の結果、新型インフルエンザを疑う症状を有する者が認められた場合、迅速診断キットによる検査を実施し、陰性であることを確認すること。</p>
H21.5.16 事務連絡	各都道府県等 民生主管部長 宛て健康局結 核感染症課、 雇用均等・	新型インフル ンザに対する 社会福祉施設 等の対応につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・国内において新型インフルエンザが発生し、「行動計画」における第二段階(国内発生早期)となり、新型インフルエンザ対策本部幹事会において別添の「確認事項」が決定されたことに伴い、社会福祉施設等における当面の対応についてお知らせする。

	児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知		
H21.5.16 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザの国内発生にかかる対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・本日、国内において新型インフルエンザ患者の発生が認められた。 ・こうした事態を受け、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会より国内における感染の状況が第2段階(国内発生早期)となったとの報告がなされた。新型インフルエンザ対策本部幹事会においては、これらの報告に基づき、基本的対処方針にかかる確認事項等を取りまとめ、政府一丸となって、より一層の対策を講じていくこととなった。 ・都道府県等においては、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、関係部局及び医療機関、医師会等の関係機関と連携し、基本的対処方針及び確認事項を踏まえ、万全の体制で対策を講じていただくようお願いしたい。 <p>別紙1：「基本的対処方針」の実施について(新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会) 別紙2：確認事項(新型インフルエンザ対策本部幹事会) 別紙3：確認事項Q&A(新型インフルエンザ対策本部幹事会)</p>
H21.5.16 事務連絡	神戸市新型インフルエンザ担当部局長宛て結核感染症課通知	新型インフルエンザ患者の確定診断について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ患者の確定は、当面、国立感染症研究所の検査結果をもって行うとしていたが、神戸市においては、地方衛生研究所における検査体制の整備状況等を勘案し、第3例目まで国立感染症研究所にて行い、第4例目からは、地方衛生研究所の検査結果をもって、新型インフルエンザ患者の確定とするので、周知をお願いしたい。
H21.5.16 事務連絡	各都道府県認定こども園担当部局長宛て文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知	新型インフルエンザに対する認定子ども園の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、国内において新型インフルエンザの発生に伴い、「新型インフルエンザに関する対応について(第4報)」等通知が発出されたところであるが、認定こども園にかかる対応については、幼稚園、保育所双方の機能を併せ持つものであることから、それぞれの機能の特徴を考慮しつつ、これらの事務連絡を踏まえ、適切に対応されるようお願いしたい。
H21.5.16 事務連絡	各都道府県等母子保健・児童福祉主管部局長宛て雇用均等・児童家庭局総務課、母子保健課通知	新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う母子保健事業等の実施に係る留意点について	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、国内において新型インフルエンザの感染事例が報告され、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会において、別添の「確認事項」が決定されたところである。 ・母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記「確認事項」の趣旨に留意するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、母子保健事業等について適切な対応をお願いしたい。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いしたい。
H21.5.16 事務連絡	各都道府県等保育主管課宛て雇用均等・児童家庭	新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について(第2報)	<ul style="list-style-type: none"> ・本日付で、「新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について」お知らせしたところであるが、その内、2の(2)に記述されている保育施設等が臨時休業になった場合の事業者に対する配慮要請について、厚生労働省においては、本日、別添のとおり事業者団体に対して、配慮を行うよう要

	局保育課通知		<p>請したのでお知らせする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治体においてもこれを踏まえ、地域における事業者団体への要請についてお願いしたい。
H21.5.16	(社)日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭、全国中小企業団体中央会会長宛て雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知	従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務についての配慮について	<ul style="list-style-type: none"> 今般、国内において新型インフルエンザが発生し、新型インフルエンザ対策本部幹事会において別添の「確認事項」が決定されたところである。 この「確認事項」の三(五)において保育施設等の臨時休業とともに、「従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。」と決定されたところである。 については、保育施設等の臨時休業により休まざるを得なくなった従業員について、特段の配慮をお願いしたい。
H21.5.16 事務連絡	各都道府県等保育主管課宛て厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課通知	新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について	<ul style="list-style-type: none"> 今般、国内において新型インフルエンザが発生したことに伴い、「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」が発出された。 保育サービスについても当該事務連絡を踏まえるとともに、都道府県においては、下記事項について管内市町村に周知するとともに、管内市町村との連絡体制を十分整え、冷静な対応をするようお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 保育サービスは、保護者の就労等の状況によって必要となるサービスであるため、市町村において、保育サービスの提供主体である、認可保育所、認可外保育施設、家庭的保育ごとに、その利用状況を十分に把握すること。 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年2月17日策定)において、当面次の措置を講ずることとされているので留意いただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> 「発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。」こと。 「従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。」こと。 なお、臨時休業を行うとした場合にも、医療関係業務に従事する保護者等でどうしても保育サービスの利用が必要となるケースが考えられる。そのため、次のような例を参考にしながら、都道府県保健部局等とも連携し、対応策を検討されたい。
H21.5.16 事務連絡	各都道府県衛生・民生主管部局宛て大臣官房地方課、医政局、健康局、医薬食品局食品安全部、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局	新型インフルエンザ感染拡大防止のための養成施設における対応について	<ul style="list-style-type: none"> 要請施設等における当面の対応について各地方厚生局あて通知したのでご承知いただきたい。

	通知		
H21.5.16 事務連絡	各厚生局宛て大臣官房地方課、医政局、健康局、医薬食品局食品安全部、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局通知	新型インフルエンザ感染拡大防止のための養成施設における対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等における当面の対応について下記のとおりとするので周知いただきたい。 1.患者等が発生した地域においては、各養成施設の職員及び学生に対して人混みを避ける等の感染予防措置をとるよう徹底すること。 2.授業の実施方法等について感染機会を減らすための工夫を検討すること。 3.新型インフルエンザの発生が確認され、地域において感染拡大の可能性が否定できない場合は、保健所等と相談の上、臨時休業について適切に判断いただきたいこと。 4.学生や職員に感染の疑いがある場合、発熱相談センターに相談して適切に対応すること。
H21.5.16 事務連絡	各都道府県等新型インフルエンザ対策担当者宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザのサーベイランスの強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・標記について、今回の兵庫県事例を踏まえ、海外渡航歴のない者から新型インフルエンザの患者の発生がみられたことから、下記のサーベイランスを追加することとしたので、ご留意願いたい。 1.軽症、重症にかかわらず、集団内(集団行動をしている者、家族など)で、インフルエンザが続発している場合には、診断した医師から、所管の都道府県等に報告するよう、徹底すること。 2.重症(続発性の肺炎など)のインフルエンザが発生している場合にも、診断した医師から、都道府県等に報告するよう、徹底すること。
H21.5.17 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について(第3報)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の新型インフルエンザ対策本部が平成21年5月1日に決定した「基本的対処方針」について、5月16日、新型インフルエンザ対策本部幹事会において、国の関係省庁間の「確認事項」として、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て講ずる措置について確認した。 ・その「確認事項」の「三」においては、「地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において次の措置を講ずる」としている。ここでの「地域等」とは、これまでの疫学的状況や学区等の区域を踏まえ、当面、次の通りとするのでご周知いただきたい。なお、今後の状況に応じて、この「地域等」の範囲は随時変更することもある。 ・なお、三の(一)(積極的疫学調査)については、この区域に限られることなく患者及びその接触者の行動等を踏まえて必要に応じて拡大して調査を実施する可能性があることにご留意いただきたい。 (「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲)(5月17日20:00現在) 兵庫県神戸市(東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、北区の区域に限る)、兵庫県芦屋市の全域、大阪府豊中市の全域、大阪府吹田市の全域、大阪府茨木市の全域
H21.5.17 事務連絡	大阪府衛生主管部局長宛て結核感染症課通知	新型インフルエンザ患者の確定診断について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月9日健感発第0509001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について」において、新型インフルエンザ患者の確定は、当面、国立感染症研究所の検査結果をもって行うとしていたところであるが、大阪府においては、地方衛生研究所における検査態勢の整備状況等を勘案し、今後、大阪府立公衆衛生研究所の検査結果をもって、新型インフルエンザ患者の確定とするので、ご周知願いたい。
H21.5.18 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について(第4報)	<ul style="list-style-type: none"> ・「確認事項」の「三」を当面、次の通りとするのでご周知いただきたい。 (「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲)(5月18日2:00現在) 兵庫県神戸市(東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、北区の区域に限る)、兵庫県芦屋市の全域、大阪府豊中市の全域、大阪府池田市の全域、大阪府吹田市の全域、大阪府高槻市の全域、大阪府茨木市の全域、大阪府八尾市の全域、大阪府箕面市の全域、大阪府三島郡島本町の全域、 ・また、特に中学校及び高等学校の在校生に新型インフルエンザの感染者が増加している状況に鑑み、

			広めの地域で中学校及び高等学校の臨時休業を要請することが適当と考えられることから、中学校及び高等学校の臨時休業の要請に限り、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲を兵庫県全域、大阪府全域とする。
H21.5.18 事務連絡	各都道府県等健康増進事業担当課宛て健康局総務課生活習慣病対策室、保健指導室通知	新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る留意点について(注意喚起)	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、国内において新型インフルエンザの感染事例が報告され、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会において、別添の「確認事項」が決定されたところである。 ・確認事項の趣旨に留意するとともに、健康増進事業について適切な対応をお願いしたい。
H21.5.18 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て結核感染症課通知	新型インフルエンザ患者の確定診断について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ患者の確定は、当面、国立感染症研究所の検査結果をもって行うとしていたところであるが、本日以降、地方衛生研究所及び検疫所において判明した検査結果をもって、新型インフルエンザ患者の確定とすることとしたので、関係機関への周知をお願いしたい。 ・また、全ての患者検体について国立感染症研究所へ検体を送付することとしていたが、今後は、地方衛生研究所及び検疫所が、検査結果の判定について評価が困難な場合等に確認検査を行う場合に限り、国立感染症研究所に患者検体を送付することとなるので、厚生労働省及び国立感染症研究所に連絡するようお願いしたい。
H21.5.18 保国発第0518001号・ 保医発第0518001号	地方厚生局医療指導課長、都道府県民生主管部局国民健康保険主管課部長宛て保険局国民健康保険課長通知	新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、発熱相談センターに相談の上、発熱外来の受診を行うこととなるが、この場合、国民健康保険被保険者資格証明書(以下、「資格証明書」という。)を交付されている国民健康保険の被保険者については、短期の被保険者証の交付に比べ発熱外来への受診を優先する必要があることから、発熱外来の受診の際の資格証明書の取扱いについて下記のとおりとりまとめたので、管内の保険者、国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対し、周知を徹底されたい。 ・併せて、発熱相談センター担当部局にも周知を図るようお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険薬局に国民健康保険の被保険者が発熱外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。 2. 診療報酬の請求に当たっては、特別療養費請求書ではなく、被保険者証による受診と同様の取扱いによること。
H21.5.19 事務連絡	都道府県医療構造改革担当部局、共済組合所管課室、健康保険組合理事長、全国健康保険協会理事長、都道府県後期高齢者医療主管部課、都道府県後期高齢者医療広域	新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う特定健診・特定保健指導等における対応について(注意喚起)	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、国内において新型インフルエンザの感染事例が報告され、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会より事務連絡「新型インフルエンザの国内発生にかかる対応について」において別添の「確認事項」等が発出されたところである。 ・については、上記「確認事項」の趣旨に留意するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、特定健診・特定保健指導等について下記に留意の上、適切な対応をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険者等においては、集団で実施する特定健康診査・特定保健指導等について、当面の間における実施の必要性を改めて検討するとともに、実施する場合には、感染拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗い場の確保、体調不良受診者の事前の把握(受付時の発熱等症状の確認など)を実施するなど適切に対応されたい。 2. 保険者等においては、訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏ま

	連合事務局、都道府県民生主管部局国民健康保険主管部課宛て保険局総務課医療費適正化対策推進室、保険課、高齢者医療課、国民健康保険課通知		え、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。 (1)訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状、下痢などの消化器症状がないか確認すること。 (2)事業従事者は、訪問時における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。 3.その他、対象者に対し個別に実施する場合についても、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
H21.5.19 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	新型インフルエンザ対策における事業者団体への配慮要請について	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等が臨時休業になった場合に育児や介護のために休まざるをえなくなった従業員について配慮を行うよう要請したところである。 ・これを踏まえ、各自治体においても、地域における事業者団体に対して別添の内容の要請を行っていただくようお願いしたい。 ・なお、保育サービスについては、別に各都道府県・指定都市・中核市保育主管課宛発出されている旨、申し添える。
H21.5.20 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	検査結果公表の際の事前連絡の徹底について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ患者の確定診断については、地方衛生研究所及び検疫所において判明した検査結果をもって確定とすることとした旨を連絡したところであるが、検査結果が陽性・陰性にかかわらず、検査に関して記者発表する場合には、必ず報道資料を新型インフルエンザ対策推進本部国内班あて事前送付(FAX)するようお願いしたい。
H21.5.20 事務連絡	局方薬品協議会、日本OTC医薬品協会宛て医政局経済課通知	新型インフルエンザの海外発生に伴う速乾性擦式手指消毒薬等の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、国内において新型インフルエンザが発生したことを受け、5月16日の新型インフルエンザ対策本部幹事会において確認事項が示され、改めて手洗い、うがい等を呼びかけることとされたところである。 ・今般の状況を踏まえ、速乾性擦式手指消毒薬、消毒用エタノール等の消毒薬及びうがい薬をはじめとする新型インフルエンザ予防に係る衛生資材の供給に支障が生ずることがないようにご協力いただきたい。また、特に速乾性擦式手指消毒薬、消毒用エタノール等の消毒薬及びうがい薬については企業側の経営判断において増産を図る等の措置、また、医療機関の安定供給を含めた適正な流通を図るよう、万全の措置を講ずるよう貴会傘下の会員にご周知願いたい。 ・また、当課において生産、出荷、在庫状況を収集し、必要な対応を図ることとしているので、当課から連絡をした場合は支援及び情報提供をお願いしたい。
H21.5.20 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進	新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について(第5	<ul style="list-style-type: none"> ・「確認事項」の「三」の地域を当面、次の通りとするのでご了解いただきたい。 (「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲)(5月20日18:00現在) 兵庫県神戸市の全域、兵庫県芦屋市の全域、兵庫県明石市の全域、兵庫県西宮市の全域、兵庫県尼崎市の全域、兵庫県伊丹市の全域、兵庫県川西市の全域、兵庫県宝塚市の全域、兵庫県三田市の全域、

	本部通知	報)	<p>兵庫県加古郡播磨町の全域、兵庫県加古郡稲美町の全域、兵庫県加古川市の全域、兵庫県高砂市の全域、兵庫県姫路市の全域、兵庫県豊岡市の全域、兵庫県養父市の全域、兵庫県朝来市の全域。兵庫県美方郡香美町、兵庫県美方郡新温泉町の全域。大阪府大阪市の全域、大阪府豊中市の全域、大阪府池田市の全域、大阪府吹田市の全域、大阪府高槻市の全域、大阪府茨木市の全域、大阪府八尾市の全域、大阪府箕面市の全域、大阪府三島郡島本町の全域、大阪府豊能郡能勢町の全域。滋賀県大津市の全域、滋賀県草津市の全域。</p> <p>・また、特に中学校及び高等学校の在校生に新型インフルエンザの感染者が増加している状況に鑑み、広めの地域で中学校及び高等学校の臨時休業を要請することが適当と考えられることから、中学校及び高等学校の臨時休業の要請に限り、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲を兵庫県の全域、大阪府の全域とする。</p>
H21.5.20 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について(追加)	<p>・国内において新型インフルエンザが発生したこと等に伴い、「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」で社会福祉施設等における対応について通知したところであるが、今般さらに、追加の対応策等を取りまとめたので、下記のとおり通知する。</p> <p>1 短期入所、通所施設等において臨時休業を行う場合の当面の対応について</p> <p>(1)介護サービス事業者等において臨時休業を行ったときは、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供されたい。なお、臨時休業を行った施設については介護保険法上の休業の届出は必要ない。また、代替サービスの提供等により、居宅サービス計画の変更の必要があるときについて、やむを得ない理由がある場合は担当者から意見を求めることで足りるものとする。</p> <p>(2)障害福祉サービス事業者等において臨時休業を行ったときは、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、必要に応じて居宅介護等の訪問系サービス事業所等が代替サービスを提供するようお願いしたい。また、新たに居宅介護等の代替サービスの利用に当たり、支給決定前における緊急やむを得ないサービス利用が必要な場合は、特例介護給付制度の活用を図り、代替サービスの必要な者に必要なサービスが提供できるよう対応をお願いしたい。なお、市町村においては、サービスの提供状況を適宜把握の上、必要な調整を図るようお願いしたい。臨時休業を行った障害福祉サービス事業所等については、害者自立支援法第46条に基づく事業の休止の届出は必要ない。</p> <p>2 社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)において、新型インフルエンザの発生を未然に防ぐよう、職員を介してウイルスが持ち込まれることのないよう、日頃から健康管理等に留意し、施設内では入所者への感染防止対策の徹底をお願いしたい。</p> <p>なお、社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)の職員については、手洗いやうがい、マスクの着用等職員の感染対策の徹底をお願いしたい。</p> <p>万一新型コロナインフルエンザの患者が発生した場合には、別紙のQ&Aを参考にすようお願いしたい。</p>
H21.5.20 事務連絡	各都道府県等新型インフルエンザ担当部局長宛て結核感染症課長通知	新型インフルエンザに係る積極的疫学調査の実施に関する報告様式について	<p>・今般「新型インフルエンザ積極的疫学調査実施要綱(暫定版)」に基づき実施した場合について、当職まで別添の様式にて適宜報告いただきたい。</p>

H21.5.21 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局新型インフルエンザ対策担当者宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザに関する院内感染対策の徹底について	<ul style="list-style-type: none"> ・5月16日、本邦で海外渡航歴のない新型インフルエンザ患者が確認され、その後兵庫県、大阪府において感染患者が多数確認されつつあるところである。 ・今後、特に急速な患者増加が認められた地域では、新型インフルエンザ患者(疑い含む)の診療にあたり、感染拡大防止のため、標準予防策、飛沫感染予防策をはじめとする感染予防策の徹底が求められる。院内感染対策に関する現段階での留意点について、国立感染症研究所でとりまとめられた別添資料を情報提供する。 別添：医療機関での新型インフルエンザ感染対策：第三段階(まん延期)以降(国立感染症研究所 感染症情報センター)
H21.5.21 薬食血発第 0521001号	日本赤十字社血液事業本部長宛て医薬食品局血液対策課長通知	新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安定供給確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での新型インフルエンザ発生を受け、新型インフルエンザ患者等からの採血の見合わせ等をお願いしたところである。 ・今般の兵庫県及び大阪府赤十字血液センターの調査結果を受け、血液製剤の供給が滞ることのないよう下記の方策を実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県等に対して献血者及び献血実施場所の確保支援を依頼し、受け入れ体制に万全を期すること。 2. 血液製剤の安定供給を維持するため、全国の血液センター間での融通を図る等適切な対応に努めること。 3. 医療機関に対して血液製剤の適正使用を要請すること。
H21.5.21 薬食血発第 0521002号	各都道府県衛生主管部局長宛て医薬食品局血液対策課長通知	新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安定供給確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での新型インフルエンザ発生を受け、新型インフルエンザ患者等からの採血の見合わせ等を日本赤十字社血液事業本部長宛てお願いしたところである。 ・今般の兵庫県及び大阪府赤十字血液センターの調査結果を受け、血液製剤の供給が滞ることのないよう方策を実施するよう、日本赤十字社血液事業本部長宛て通知したところである。都道府県においても、下記の方策について特段のご配慮をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 献血者及び献血実施場所の確保を図り、受け入れ体制に万全を期すること。 2. 医療機関に対して血液製剤の適正使用を要請すること。
H21.5.22 健感発第 0522001号	各都道府県等新型インフルエンザ担当部局長宛て結核感染症課長通知	新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの国内発生及び感染者数の増加を踏まえ、症例定義を下記のとおりとするので各医療機関に周知徹底をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式を改訂する。 2. 疑似症患者を診断した医師は直ちに保健所に連絡する。 3. 連絡を受けた保健所は本庁に連絡するとともに厚生労働省に連絡する。都道府県は、当該患者が「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」に該当するか検討する。 4. 検討結果は保健所を通じて医師に伝え、患者とみなされる場合は届出を行う。 5. 最終的な判断は地方衛生研究所の検査結果をもって行う。
H21.5.22 健感発第 0522002号	各都道府県等衛生主管部局長宛て結核感染症課長通知	新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、新型インフルエンザがまん延している国又は地域に渡航していた者については、健康監視の対象としていたが、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」に基づき、濃厚接触者のみを健康監視の対象とし、今後の取扱いについては下記のとおり変更した。 ・また、検疫所は、患者の同乗者(濃厚接触者を除く)、及び新型インフルエンザがまん延している国又は地域に渡航していた者であって、患者と同乗しなかった者が症状を呈した場合、保健所等に連絡す

			<p>るよう要請することとしているので、報告を受けた保健所等は、速やかに適切な診断と治療が行われるように調整いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、本通知の発出に伴い通知健感発第0513002号については本日より廃止する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 検疫所は、患者の濃厚接触者を健康監視の対象者とし、検疫法第18条第4項及び法第15条の3の規定に基づき、以下の対応を行う。 2. 検疫所は健康監視対象者のリストを都道府県単位で作成し、都道府県等の本庁へ送付する。 3. 都道府県等は、対象者の情報を、その者が住所を有する所管区域の保健所に送付する。 4. 保健所は、以下を参考に、速やかに対象者へ電話等により健康監視の方法等を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 1日朝夕2回の検温及び体調の変化について、本人が毎日記録すること (イ) 発熱や急性呼吸器症状(鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳)等を認めるときは、本人が保健所に直ちに電話等により報告すること (ウ) 保健所が電話等により毎日、別添(PDF:53KB)を参考にして健康状態を聴取すること (エ) 期間は新型インフルエンザ患者が搭乗した飛行機等が到着した日から7日間であること (オ) 咳エチケット(咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など)及び石けんと水を用いた手洗いを励行すること (カ) 外出はできる限り控え、学校や職場には行かないことが望ましいこと 5. 健康監視の対象者から発熱等の報告を受けた保健所は、速やかに感染症指定医療機関等と連携し、適切な診断と治療が行われるように調整すること。また、その状況を厚生労働省に報告すること。 6. 健康監視の対象者リストの取扱いや健康監視の実施にあたっては、対象者のプライバシー等について十分に配慮いただきたい。
H21.5.22 事務連絡	各都道府県等保育主管課宛て雇用均等・児童家庭局保育課通知	新型インフルエンザ対応における臨時休業解除等に当たっての留意点について	<ul style="list-style-type: none"> ・運用指針が示されたことを踏まえ、臨時休業を実施した保育施設が保育を再開する場合は、都道府県において留意事項に留意いただくとともに、周知徹底をお願いしたい。
H21.5.22 健感発第0522003号	各都道府県等衛生主管部局長宛て結核感染症課長通知	インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・国内において、新型インフルエンザが関西の高校を中心に患者が広がったことから、「昭和48年9月20日付衛情第102号インフルエンザの防疫対策について」に基づき報告願っているインフルエンザ施設別発生状況に係る調査について、別紙のとおり対象施設に高等学校を加え報告願いたい。 ・また、各都道府県等においては、教育関係部局を通じ、学校医や地域医師会等と連携をし、学校における感染対策及び新型インフルエンザのまん延防止に努めるようお願いしたい。
H21.5.22 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部	「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」の一部改定について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策本部において、別添の「基本的対処方針」、「『基本的対処方針』等のQ&A」及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」(以下、「運用指針」という。)が決定された。 ・これに伴い、5月16日付け事務連絡の別紙1及び別紙2については、以下のとおり改定するので、十分に留意するとともに、管内市町村及び関係機関等への周知徹底を図るようお願いしたい。なお、今回の改定は別紙1及び別紙2についてのみであり、当該事務連絡の本文については変更がない旨申し添える。

	企画課、老健局総務課通知		
H21.5.22 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策本部事務局通知	重篤化しやすい基礎疾患を有する者等について	<ul style="list-style-type: none"> ・本日、新型インフルエンザに対する「基本的対処方針」及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が示されたところである。 ・この中で、「基礎疾患を有する者等」を特に感染に注意を必要とする者としているが、その具体例としてこれまで文献に記載されたものをまとめたので、貴管下の医療機関等にご周知いただきたい。
H21.5.22 事務連絡	全国健康保険協会、健康保険組合宛て保険局通知	新型インフルエンザに対する医療保険関係事業者の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本的対処方針」の「二」においては、地域や職場における感染拡大を防止するため、「発生地域等」において講ずる必要な措置を掲げているが、これに基づいて、医療保険関係事業者における当面の対応について、お知らせする。
H21.5.24 事務連絡	各都道府県等新型インフルエンザ担当部局宛て結核感染症課通知	新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月22日付け「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」において症例定義を改めたところであるが、今般、下記のとおり参考資料を作成したので、貴管内の各保健所・医療機関等へ周知願いたい。 ・なお、届出通知において、医師は疑似症患者と診断した場合は最寄りの保健所へ連絡することとされているので、保健所においてはその総数等を把握し、所管内の新型インフルエンザ疑似症患者の発生動向を捉えるなど活用されたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.医療機関における新型インフルエンザ診断の流れ 2.症例定義についてのQ&A 3.新型インフルエンザ 疑似症患者連絡様式(参考)
H21.5.25 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針における厚生労働省への情報提供、相談等について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月22日、政府の新型インフルエンザ対策本部において「新対処方針」が決定され、それに基づき、同日、「運用指針」を定めた。 ・運用指針においては、患者が発生した地域について、自治体がその地域の状況を踏まえ、どのような対策を講じるべきかにより、大きく2つのグループに分けることとし、そのどちらであるかについては、厚生労働省と相談の上、当該自治体が判断することとしている。 ・このたび、運用指針を受けた自治体から厚生労働省への情報提供・相談の方法、厚生労働省からの公表方法等について定めたので、連絡する。
H21.5.26 事務連絡	地方厚生局医療指導課、都道府県民生主管部局、国民健康保険主管部課、都道府県後期高齢者医療主管部局、後期高齢者医療主管部課宛て保険局医療課通知	新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて」が、平成21年5月22日に発出されたところであるが、当該事務連絡に関連する診療報酬の取扱い等について取りまとめたので送付する。
H21.5.27	(社)日本臨床検	新型インフルエンザの国内	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、国内において新型インフルエンザが発生したことを受けて「基本的対処方針」が示され、患者

事務連絡	査薬協会宛て医政局経済課通知	発生に伴う体外診断用医薬品の安定供給について	<p>や濃厚接触者が活動した地域等への検査薬等の円滑な供給を関連事業者に要請することとされたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに、標記について4月30日付事務連絡で依頼したところであるが、現在、医療機関や自治体等から体外診断用医薬品(特にインフルエンザ迅速検査キット)が入手しづらくなっているとの報告を受けているところであることから、医療機関等に対する体外診断用医薬品の供給に支障が生ずることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、特に、新型インフルエンザの患者発生地域に体外診断用医薬品が円滑に流通されるよう、さらなる万全の措置を講ずるようお願い申し上げます。
H21.5.27 事務連絡	(社)日本衛生材料工業連合会宛て医政局経済課通知	新型インフルエンザの国内発生に伴うマスク等の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、国内において新型インフルエンザが発生したことを受け、5月16日の新型インフルエンザ対策本部幹事会において確認事項が示され、改めて混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底を呼びかけることとされたところである。 ・すでに、標記について4月30日付事務連絡で依頼したところであり、貴会員の皆様方には安定供給についてご尽力いただいているところであるが、現在、医療機関や自治体等からマスクが入手しづらくなっているとの報告を受けているところであることから、医療機関をはじめとするマスクの供給に支障が生ずることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、特に、新型インフルエンザの患者発生地域にマスク等が円滑に流通されるよう、さらなる万全の措置を講ずるようお願いしたい。
H21.5.28 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局感染症対策担当課宛て結核感染症課通知	新型インフルエンザにおける病原体サーベイランスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、感染症発生動向調査事業に基づき、季節性インフルエンザに関する病原体サーベイランスを実施いただいていたところであるが、今般、国内において新型インフルエンザの患者が発生したことに伴い、国内の流行状況を迅速に把握することが求められている。 ・については、都道府県及び国において新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザの流行状況について迅速な把握を行い、流行状況に応じた適切な対策を講じるため、新型インフルエンザの検査診断に加え、季節性インフルエンザの病原体サーベイランスとあわせた新型インフルエンザの検査について、地域の状況に応じ、可能な限り実施するようお願いしたい。実施した検査で得られた情報については、感染症サーベイランスシステム(NESID)に入力するよう、あわせてお願いしたい。
H21.5.28 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局感染症対策担当者及び新型インフルエンザ対策担当者宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザの診療等に関する情報(抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等)に係るQ&Aの送付について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月3日付新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡「新型インフルエンザの診療等に関する情報(抗インフルエンザ薬予防投与の考え方等)について」に係るQ&Aを別添の通りまとめたので、管内各保健所・医療機関へ周知いただきたい。
H21.5.29 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭	「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について(追加)」の一部改定について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月22日、新型インフルエンザ対策本部において、「基本的対処方針」及び運用指針が決定された。 ・これに伴い、5月20日付け事務連絡の別紙(社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。))での対応について Q&A)については、運用指針に即し地域ごとの対応を加えるなどの改定を行うこととす

	局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知		<p>るので、十分に留意するとともに、管内市町村及び関係機関等への周知徹底を図るようお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、同事務連絡の本文のうち、「確認事項」Q&A(平成21年5月16日新型インフルエンザ対策本部幹事会)は、「基本的対処方針」等のQ&A(平成21年5月22日新型インフルエンザ対策本部)と読み替えていただくようお願いしたい。 ・なお、今回の改定は本文及び別紙についてのみであり、別表については変更がない旨申し添える。
H21.5.29 事務連絡	各都道府県衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について	<ul style="list-style-type: none"> ・運用指針を踏まえ、新対処方針の一(二)に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について、及び同運用指針での地域における対応について下記のとおり公表する。 ・これらの地域においては、地域や職場における感染拡大を防止するための措置や国民生活の維持のための措置を、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら行うこととなる。 ・該当する地域の住民・事業者の方々には、国・自治体が講じる新型インフルエンザ対策への理解と協力をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.感染拡大防止地域(主に感染拡大防止に努めるべき地域) 滋賀県大津市、京都府京都市(中京区及び下京区の区域に限る)、大阪府堺市 2.重症化防止重点地域(主に重症化の防止に重点を置くべき地域) 大阪府(大阪府、大阪市、高槻市、東大阪市の各保健所所管地域) 3.その他 患者発生報告のあった自治体は、上記1のほか、 兵庫県、兵庫県神戸市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県姫路市、埼玉県、東京都、東京都八王子市、東京都大田区、神奈川県川崎市、静岡県静岡市、和歌山県和歌山市、福岡県 <ul style="list-style-type: none"> ・また、第5報に掲載されていた滋賀県草津市については、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなった。
H21.5.29 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て健康局生活衛生課通知	新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について(その2)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月18日付事務連絡「新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について」により、各事業者における感染拡大防止のための対応を検討していただくようお願いしていたところであるが、5月22日に政府の新型インフルエンザ対策本部において、今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと類似する点が多いという判断のもと「基本的対処方針」を改訂した。 ・他方、新型インフルエンザは、海外の事例によれば、基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者を中心に重篤化し死亡の報告もされていることにも留意が必要である。 ・については、「基本的対処方針(改訂版)」及び「運用指針」並びに「基本的対処方針等のQ&A」を参考に、従業員及び利用者等への感染拡大防止のため、特に下記事項に留意のうえ、貴管内の生活衛生関係営業者において、引き続き対応していただくよう周知方をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.患者や濃厚接触者が活動した地域においては、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずるようお願いしたい。 <p>(1)外出については、自粛要請は行わないこととされているが、外出にあたっては人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、咳エチケットの徹底、うがいの励行等に努めることが必要である。なお、マスクの着用は患者や濃厚接触者が活動した地域において、混み合った場所で着用することが勧められ</p>

			<p>るものであり、屋外などでは、相当混み合っていない限り着用の必要はないとされている。(Q&A 問8参照)</p> <p>(2)従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従事者の勤務について配慮するとともに、従業員の人員配置等について事前に計画を策定するなどされたい。(Q&A 問21参照)</p> <p>(3)事業者に対しては、事業自粛の要請は行わないこととされているが、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされており、従業員の健康管理を徹底し、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等の対応を検討することが必要と考えられる。(Q&A 問25参照)</p> <p>(4)興行場、飲食店等の集客施設については、利用者間の感染防止のため 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方への利用を遠慮していただくこと 利用客が多くない場合に利用者間の席を離すことなどを検討していただきたい。(Q&A 問26参照)</p> <p>2.患者や濃厚接触者が活動した地域等については、自治体の情報に基づき、患者が発生する都度、対策地域の範囲が発表される。地域内の患者が治癒し、7日間新たな患者発生がないなど地域内の状況を勘案し、特段の対策を講じる必要がないと自治体が判断する場合には、公表の対象地域から削除される。</p>
H21.6.1 事務連絡	各都道府県等新型インフルエンザ対策担当部局宛て結核感染症課通知	「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の新型インフルエンザ対策への活用について	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度補正予算(第1号)に計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(内閣府所管)」については、新型インフルエンザ対策への対応に関する地方単独事業についても活用することが可能である。 これまでに各地方自治体から寄せられている新型インフルエンザ対策に係る財政的支援要望の中には本交付金で対応できるものが多くあると考えているので、別紙1に記載する点に留意の上、積極的な活用を検討して頂きたい。 なお、各都道府県においては、管内市町村(政令市・特別区を除く)に本交付金の周知及び積極的な活用の要請をしていただくよう併せてお願いしたい。
H21.6.2 事務連絡	(社)日本医薬品卸業連合会宛て医政局経済課通知	抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> 標記については、特に新型インフルエンザの患者が発生した地域の医療機関への供給に支障を生じないよう、5月20日付け事務連絡において、「発生地においては」原則として注水量に応じて抗インフルエンザウイルス薬を納入していただくよう、お願いしていたところであるが、今般、その他の地域の医療機関においても安心して新型インフルエンザの診療に当たれるよう、ある程度の抗インフルエンザウイルス薬を準備しておきたいという要望があることから、発生地域以外の地域においても原則として注水量に応じて抗インフルエンザウイルス薬を納入していただきたく、この旨貴会所属の会員及びその社員に向けご周知していただきたい。
H21.6.2 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	医療機関における新型インフルエンザ感染対策について	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年5月21日付事務連絡「新型インフルエンザに関する院内感染対策の徹底について」において、急速な患者増加が認められた地域を対象とした感染対策についての情報提供をしたところである。 その後、国立感染症研究所では、さらに新型インフルエンザに係る知見を集積し、現時点での全国の全ての医療機関に求められる院内感染対策について、別添1のようにとりまとめた。 ただし、国民のほとんどが新型インフルエンザに対する免疫を持たないことから、感染が拡大する素地を有しており、とくに基礎疾患のある者等のハイリスク者に対しては一層の感染防止策が必要となると考えられる。そこで、国立感染症研究所では、ハイリスク者に対する感染防止策について、別添

			<p>2のようにとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県等においては、管下の各医療施設に対して本資料を周知し、院内感染対策の徹底に向けて参考にさせていただきようお願いしたい。 <p>別添1：医療機関における新型インフルエンザ感染対策(国立感染症研究所 感染症情報センター) 別添2：医療機関におけるハイリスク者に関する感染防止策の手引き(国立感染症研究所 感染症情報センター)</p>
H21.6.4 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について	<ul style="list-style-type: none"> 新対処方針の一(二)に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について及び同運用指針での地域における対応について下記のとおり公表する。 これらの地域においては、地域や職場における感染拡大を防止するための措置や国民生活の維持のための措置を、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら行うこととなる。 該当する地域の住民・事業者の方々には、国・自治体が講じる新型インフルエンザ対策への理解と協力を求める。 <p>(1)感染拡大防止地域(主に感染拡大防止に取り組んでいる地域) 大阪府堺市</p> <p>(2)重症化防止重点地域(主に重症化の防止に重点を置いて取り組んでいる地域) 大阪府(大阪府、大阪市、高槻市、東大阪市の各保健所所管地域)</p> <p>(3)その他 兵庫県、兵庫県神戸市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市</p> <ul style="list-style-type: none"> また、平成21年5月29日事務連絡に掲載されていた京都府京都市(中京区及び下京区の区域に限る)、滋賀県大津市及び兵庫県姫路市については、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなった。 これまで患者発生報告のあった自治体は、1及び上記の自治体のほか、埼玉県、千葉県、千葉県千葉市、東京都、東京都八王子市、東京都中央区、東京都墨田区、東京都杉並区、東京都大田区、神奈川県川崎市、新潟県新潟市、山梨県、静岡県、静岡県静岡市、愛知県、和歌山県和歌山市、徳島県、山口県、福岡県である。
H21.6.5 事務連絡	各都道府県等新型インフルエンザ対策担当部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させる場合等の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 今般、医療機関が新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させる場合の医療法及び診療報酬上の取扱いに係るQ&Aを別添の通りまとめたので、管内各保健所・医療機関への周知方願いたい。
H21.6.5 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について	<ul style="list-style-type: none"> 「患者や濃厚接触者が活動した地域等」については、大阪府堺市は以下の通りとなったので公表する。 平成21年6月4日付け事務連絡において1(1)感染拡大防止地域として掲載されていた大阪府堺市については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ないことから、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなった。

	本部通知	地域等」について(更新)	
H21.6.8 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について【更新 第2報】	<ul style="list-style-type: none"> ・新対処方針の一(二)に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について及び同運用指針での地域における対応について下記のとおり公表する。 ・これらの地域においては、地域や職場における感染拡大を防止するための措置や国民生活の維持のための措置を、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら行うこととなる。該当する地域の住民・事業者の方々には、国・自治体が講じる新型インフルエンザ対策への理解と協力を求める。 (1)感染拡大防止地域(主に感染拡大防止に取り組んでいる地域) 福岡県福岡市(板付中学校区に限る。) (2)重症化防止重点地域(主に重症化の防止に重点を置いて取り組んでいる地域) 大阪府(大阪府、大阪市、高槻市、東大阪市の各保健所所管地域) (3)その他 兵庫県、兵庫県神戸市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市 ・また、これまで、患者発生の報告のあった自治体は、1の自治体のほか、 埼玉県、千葉県、千葉県千葉市、東京都、東京都八王子市、東京都中央区、東京都墨田区、東京都杉並区、東京都大田区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、新潟県新潟市、山梨県、静岡県、静岡県静岡市、愛知県、滋賀県、和歌山県和歌山市、徳島県、山口県、福岡県 である(過去に報告のあった自治体で「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなったとして、事務連絡にて公表したものを除く)。
H21.6.8 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第3報)	<ul style="list-style-type: none"> ・新対処方針の一(二)に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について、及び同運用指針での地域における対応について下記のとおり公表する。 (1)感染拡大防止地域(主に感染拡大防止に取り組んでいる地域) 福岡県福岡市(板付中学校区に限る。) (2)重症化防止重点地域(主に重症化の防止に重点を置いて取り組んでいる地域) 大阪府(大阪府、大阪市、高槻市、東大阪市の各保健所所管地域) (3)その他 兵庫県、兵庫県神戸市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市 ・また、これまで、患者発生の報告のあった自治体は、1の自治体のほか、 埼玉県、千葉県、千葉県千葉市、東京都、東京都八王子市、東京都中央区、東京都墨田区、東京都杉並区、東京都大田区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、新潟県新潟市、山梨県、静岡県、静岡県静岡市、愛知県、滋賀県、和歌山県和歌山市、徳島県、山口県、福岡県 である(過去に報告のあった自治体で「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなったとして、事務連絡にて公表したものを除く。)
H21.6.9 事務連絡	各都道府県等民生主管部局長宛て雇用均等・児童家庭局総務課、社	「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の社会福祉施設等に係る新型インフルエンザ対策への活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度補正予算(第1号)に計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(内閣府所管)」については、新型インフルエンザ対策への対応に関する地方単独事業にも活用することが可能である。 ・これまでに各地方自治体から寄せられている社会福祉施設等に係る新型インフルエンザ対策への財政的支援要望の中には本交付金で対応できるものが多くあると考えているのでお知らせする。

	会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	て	・なお、各都道府県においては、管内市町村(指定都市・中核市除く)に本交付金の周知をお願いしたい。
H21.6.9 雇児発第 0609004号	各都道府県知事等宛て雇用均等・児童家庭局長通知	新型インフルエンザ対策に伴う保育所運営費の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・標記について、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の第4の2徴収金(保育料)基準額の特例の取扱いについて下記のとおり行った場合は厚生労働大臣の承認が得られたものとして取扱うことができるものとするので通知する。 ・なお、臨時休業の要請を受けて休業した場合の運営費の支弁については、保育の実施は継続していることとして、通常どおり月額で支弁して差し支えない。
H21.6.9 事務連絡	各都道府県等保育主管課宛て雇用均等・児童家庭局保育課通知	「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の新型インフルエンザ対策への活用における保育施設の取扱い等について	<ul style="list-style-type: none"> ・標記について、「臨時交付金」等の新型インフルエンザ対策への活用についての通知が発出された。この中の別紙2の2算定対象経費となり得るものの例示のうち保育施設があげられているが、このうち、私立認可保育所については、「運営費国庫負担金」に基づく支援措置を別途通知したところである。 ・そのため、今回の臨時交付金との整理も含めた留意点をお示しするので、ご了解願いたい。
H21.6.10 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて(依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外で新型インフルエンザの発生が続いており、都道府県等や国において、新型インフルエンザ発生の早期探知、及びウイルスの性状変化の監視強化をはかるため、これまでの症例定義に基づいた対応に加え、サーベイランスの現状について報告いただき、下記の運用をお願いしたい。とともに、地域医師会、関係医療機関及び地方衛生研究所等への周知をあわせてお願いしたい。 ・なお、5月16日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局事務連絡「新型インフルエンザのサーベイランスの強化について」は廃止する。 ・また、新型インフルエンザにかかるサーベイランスの全体については検討中であり、とりまとめ次第、改めて示す予定である。 <ol style="list-style-type: none"> 1.早期探知にかかるサーベイランスの現状調査 2.新型インフルエンザの早期探知等の強化・報告
H21.6.10 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について(依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」等において、症例定義に基づいた連絡・報告、及び新型インフルエンザの診断のための検査を行っているところである。また、「新型インフルエンザにおける病原体サーベイランスについて」において、国内の新型インフルエンザの発生動向を把握するため、季節性インフルエンザの病原体サーベイランスの検体に対する新型インフルエンザの検査をお願いしたところである。 ・今後、さらに国内における新型インフルエンザの流行状況を迅速に把握し、都道府県等や国において適切な感染症対策を講じるため、これまでの症例定義に基づいた対応に加え、下記の要領にて、病原体サーベイランスの運用を行い、報告するようお願いしたい。なお、地域医師会、関係医療機関及び地方衛生研究所等への周知をあわせてお願いしたい。 ・当該事業の実施に当たっては、6月1日厚生労働省結核感染症課事務連絡「『地域活性化・経済危機対策臨時交付金』の新型インフルエンザ対策への活用について」にてお知らせした本交付金の積極的な活用について、検討するようお願いしたい。

			<ul style="list-style-type: none"> ・なお、新型インフルエンザにかかるサーベイランスの全体については検討中であり、とりまとめ次第、改めて示す予定である。
H21.6.11 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について【更新第4報】	<ul style="list-style-type: none"> ・新対処方針の一(二)に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について、及び同運用指針での地域における対応について下記のとおり公表する。 (1)感染拡大防止地域(主に感染拡大防止に取り組んでいる地域) 千葉県船橋市(七林中学校区に限る。)、神奈川県(海老名市大谷中学校区に限る。)、福岡県福岡市(板付中学校区に限る。) (2)重症化防止重点地域(主に重症化の防止に重点を置いて取り組んでいる地域) 大阪府(大阪府、大阪市、高槻市、東大阪市の各保健所所管地域) (3)その他 兵庫県、兵庫県神戸市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市 ・また、これまで、患者発生の報告のあった自治体は、1の自治体のほか、 岩手県盛岡市、宮城県仙台市、埼玉県、千葉県、千葉県千葉市、東京都、東京都八王子市、東京都中央区、東京都新宿区、東京都墨田区、東京都杉並区、東京都大田区、東京都板橋区、東京都足立区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、新潟県新潟市、山梨県、静岡県、静岡県静岡市、愛知県、滋賀県、京都府京都市、和歌山県和歌山市、鳥取県、広島県、徳島県、山口県、福岡県 である(過去に報告のあった自治体で「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなったとして、事務連絡にて公表したものを除く。)
H21.6.12 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について【更新第5報】	<ul style="list-style-type: none"> ・新対処方針の一(二)に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」につきましては、平成21年6月11日付け事務連絡「新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における『患者や濃厚接触者が活動した地域等』について(更新 第4報)」でお知らせしているところであるが、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、和歌山県和歌山市、福岡県について以下の通りとなりましたので、下記のとおり公表する。 兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ないことなどから、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなった。 ・また、同事務連絡において、2.その他として掲載されていた新潟県新潟市、静岡県静岡市、和歌山県和歌山市、福岡県については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ない状況となっている。
H21.6.16 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について【更新第6報】	<ul style="list-style-type: none"> ・新対処方針の一(二)に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について、及び同運用指針での地域における対応について下記のとおり公表する。 (1)感染拡大防止地域(主に感染拡大防止に取り組んでいる地域) 千葉県船橋市(七林中学校区に限る。)、神奈川県(海老名市大谷中学校区に限る。)、福岡県福岡市(板付中学校区に限る。) (2)重症化防止重点地域(主に重症化の防止に重点を置いて取り組んでいる地域) 大阪府(大阪府、大阪市、高槻市の各保健所所管地域) (3)その他 兵庫県、兵庫県神戸市

			<ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月11日付事務連絡において、その他として掲載されていた滋賀県については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ない状況となっている。 また、これまで、患者発生の報告のあった自治体は、1の自治体のほか、 北海道札幌市、岩手県盛岡市、秋田県、埼玉県、千葉県、千葉県千葉市、千葉県柏市、東京都、東京都八王子市、東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都杉並区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都中野区、東京都豊島区、東京都板橋区、東京都足立区、東京都葛飾区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、三重県、京都府、京都府京都市、鳥取県、広島県、広島県福山市、徳島県、山口県、鹿児島県鹿児島市 である(過去に報告のあった自治体で「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなった、又は患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ない状況となっている、として、事務連絡にて公表したものを除く。)
H21.6.19 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【更新】	<ul style="list-style-type: none"> 国内における新型インフルエンザに対する対応については、「基本的対処方針」、「『基本的対処方針』等のQ&A」及び「運用指針」に従い、行われているところである。 また、新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応については、これまで、事務連絡において、その時点に係る最新の対応方法をお示ししているところである 今般、別添のとおり運用指針が改定されたことを受け、従来の事務連絡について整理し、更新版としてとりまとめ、その内容について下記のようにお知らせする(従来の事務連絡については廃止となる。)。その旨十分にご留意するとともに、管内市町村及び関係機関等への周知徹底を図るようお願いしたい。
H21.6.24 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について【更新第7報】	<ul style="list-style-type: none"> 「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について千葉県船橋市、福岡県福岡市は以下のとおりとなったので下記のとおり公表する。 千葉県船橋市(七林中学校区に限る。)、福岡県福岡市(板付中学校区に限る。))については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ないことなどから、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなった。
H21.6.25 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定について	<ul style="list-style-type: none"> 「運用指針」について、平成21年6月19日にその一部を改定した。この運用指針の改定の趣旨及び改定後の運用指針に基づく具体的な取扱いは、下記のとおりなので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いしたい。 患者の発生状況等 世界保健機関(WHO)がフェーズ分類6を宣言。我が国においても、秋冬に向けて全国的かつ大規模な患者の増加が起こるおそれがある。 基礎疾患を有する者等で重症患者が増加する可能性があり、これに対応することが必要である。改定に当たっての基本的考え方 以下の考え方に基づいた対策を速やかに講じるべく、本指針を改定。

		<p>(1)重症患者数の増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備 (2)院内感染対策の徹底等による基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化 (3)感染拡大及びウイルスの性状の変化を可能な限り早期に探知するサーベイランスの着実な実施 (4)感染の急速な拡大と大規模かつ一斉の流行を抑制・緩和するための公衆衛生対策の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは、感染者・患者の発生した地域を大きく2つのグループに分けて指針の運用を行ってきたが、今回、このグループ分けを廃止。 <p>患者の診療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの患者は原則として外出自粛・自宅療養。 ・ 基礎疾患を有する者等に対しては、早期から抗インフルエンザウイルス薬を投与。重症化するおそれがある者については優先的にPCR検査を実施し、必要に応じ入院治療。 <p>濃厚接触者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ患者の濃厚接触者については、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明して協力を求めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現した場合は、保健所への連絡を要請。 ・ 原則として予防投与は行わないが、基礎疾患を有する者等については、医師により重症化の危険性があると判断される場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施。 <p>自宅療養について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者は、感染防止対策として自宅においてもマスク着用などを実施。 ・ 自宅療養の期間は、発症した日の翌日から7日を経過するまで又は解熱した日の翌々日までとする。 <p>発熱相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診する医療機関がわからない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養患者への相談対応等の情報提供を実施。 <p>外来部門における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱外来のほか、全ての医療機関で発熱患者の診療を実施。その際、外来部門における院内感染対策を徹底。 <p>入院部門における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症患者については、院内感染の拡大防止に努めつつ、感染症指定医療機関以外の一般医療機関においても入院の受入れを実施。 ・ 原則として陰圧病床での管理は不要であるが、人工呼吸器を使用する場合には、陰圧病床の使用を検討。 ・ 都道府県は、発熱患者の診療を原則行わない医療機関を定めることが可能。 <p>学校・保育施設等の臨時休業の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・保育施設等で患者が発生した場合は、都道府県等が必要に応じ臨時休業を要請。 ・ 感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことが可能。 <p><サーベイランス></p> <p>感染拡大の早期探知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全数報告を行うのではなく、クラスターサーベイランスを実施し、感染拡大を早期に探知。
--	--	---

			<p>重症化及びウイルスの性状変化の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザウイルスの性状変化が起こった際の把握を的確に行うサーベイランスに重点を置き、ウイルスの性状変化に対する監視を実施。 インフルエンザ全体の発生動向の的確な把握 ・定点医療機関からの保健所への報告に基づき、インフルエンザ全体の発生動向を的確に把握。 <p>< 検疫 ></p> <p>入国者に対する周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全入国者に検疫ブース前で呼びかけを行うとともに、健康カードを配布。発症した場合には、医療機関を受診するよう周知徹底。 有症者への対応 ・有症者については、原則、新型インフルエンザのPCR検査を実施せず、症状に応じ、マスク着用などを行い、帰宅(自宅療養)。ただし、同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合には、PCR検査を実施。 濃厚接触者の健康監視 ・従来濃厚接触者とされてきた者に対する健康監視は実施せず、都道府県に対し、患者と同一旅程の者についてのする情報提供を実施。
H21.6.25 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月22日に厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」について、6月19日にその一部を改定したところであり、これらを踏まえ、別紙1のとおり、サーベイランスの着実な実施についてお願いしたい。 ・あわせて別紙2、別紙3、別紙4を作成したのでご活用いただくとともに、貴管内の各保健所、医療機関等への周知をお願いしたい。 ・なお、本事務連絡に記述する方式によるサーベイランスへと移行した時点で、新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて(依頼)」 「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について(依頼)」(平成21年6月10日)は、廃止されることとなる。
H21.6.25 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザの国内発生時における積極的疫学調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年6月12日、WHOは、異なる複数の地域の国において、新型インフルエンザの地域での持続的な感染が認められるとして、WHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあるとの宣言を行ったところである。 ・国内においては、6月24日現在、新型インフルエンザの患者933名が確認されており、従来の季節性インフルエンザが流行する時期に向けて、いつ新型インフルエンザにおける全国的かつ大規模な患者の増加をみてもおかしくない状況であるとの認識から、平成21年6月19日にサーベイランスに関する規定の一部を改定した。 ・移行期間を経て実施される改定後のサーベイランスにおいては、集団発生(クラスター発生)を報告することとなる。 ・については、これに伴う積極的疫学調査の進め方等をまとめたので、サーベイランス実施方法の切り替えにあたっては積極的疫学調査の実施方法も変更し運用願いたい。 ・なお、積極的疫学調査実施要綱の改定については追って通知する予定である。

H21.6.30 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	社会福祉施設等における新型コロナウイルスに係るクラスター(集団発生)サーベイランスの協力について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、平成21年6月19日付け事務連絡でサーベイランスの着実な実施の具体的内容について後日お知らせすることとしていたが、今般、平成21年6月25日付け事務連絡「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」においてその具体的内容が示され、社会福祉施設等での新型インフルエンザの発生を早期に探知するとともに、ハイリスク者へ感染が伝搬することを防止するため、社会福祉施設等の施設長等による保健所への迅速な連絡及び協力が求められた。 ・ ついては、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、下記の事項に留意のうえ、インフルエンザ様症状を有する者が発生した場合の保健所への連絡及び協力が行えるよう、管内社会福祉施設等及び市町村に対する周知徹底をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.6月25日事務連絡の「社会福祉施設等」とは、別紙の範囲のとおりとすること。また、児童関係施設等及び障害関係施設においては、別紙の施設と同様な業務を目的とする施設の施設長及び同様な福祉サービスを提供する事業の実施者についても、必要に応じ、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、保健所への迅速な連絡及び協力についての周知を図ること。 2.社会福祉施設等におけるインフルエンザ様症状の者等の報告等については、当分の間、6月25日事務連絡の別紙3の「社会福祉施設等における新型コロナウイルス・クラスターサーベイランスの流れ」のフローチャートにより行うことし、平成17年2月22日付け通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の取扱いとはしないこと。
H21.7.6 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型コロナウイルス対策推進本部通知	新型コロナウイルス対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第8報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「患者や濃厚接触者が活動した地域等」については、神奈川県について以下のとおりとなったので、下記のとおり公表する。 感染拡大防止地域(主に感染拡大防止に取り組んでいる地域)として掲載されていた、神奈川県(海老名市大谷中学校区に限る。)については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ないことなどから、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなった。
H21.7.9 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型コロナウイルス対策推進本部通知		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年6月19日の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」及び平成21年6月25日事務連絡「「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定について」に係る医療の確保に関するQ&Aについて、別添のとおり、情報提供する。
H21.7.9 事務連絡	各都道府県衛生主管部局抗インフルエンザウイルス薬備蓄担当者宛て新型コロナウイルス対策推進本部通知	政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出手順について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出方法等について」により、基本的な考え方等を連絡しているところであるが、今般、具体的な放出手順について、別添手順書のとおりとりまとめたのでお知らせする。 ・ 今後、政府備蓄抗インフルエンザウイルス薬の補充を要請する際には、手順書に沿って処理を進められたい。
H21.7.16 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型コロナウイルス	医療機関の職員における新型コロナウイルス感染対策の徹底について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、新型コロナウイルスに感染した医療機関の事務職員から、他の複数の医療機関の事務職員や当該医療機関に勤務する看護職員への新型コロナウイルス感染の発生が疑われるとする事案が報道された。

	ンザ対策推進本部事務局通知		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関における新型インフルエンザ感染対策については、平成21年6月2日付事務連絡「医療機関における新型インフルエンザ感染対策について」において、感染対策の内容について情報提供したところである。この感染対策については、患者と対面する機会のある医師や看護師等の医療従事者のみならず、患者や医療従事者と接触機会のある事務、調理、清掃等の医療機関の全ての職員についても徹底していただくよう、貴管下の医療機関へ周知方よろしくをお願いしたい。
H21.7.22 健感発0722第1号	各都道府県等新型インフルエンザ担当部長宛て結核感染症課長通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(施行通知)	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法の一部を改正する法律が本日公布され、平成21年7月24日から施行されることになったところであるが、その改正の概要は下記のとおりである。 新型インフルエンザと診断された患者等について、感染症法に基づき医師の届け出が必要な場合は、次の場合であること。 (1)患者等の属する施設において新型インフルエンザの確定患者が確認されている旨保健所から連絡を受けた場合 (2)患者等の属する施設において新型インフルエンザが集団的に発生している恐れがある旨保健所から連絡を受けた場合
H21.7.22 健感発0722第2号	各都道府県等新型インフルエンザ担当部長宛て結核感染症課長通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る症例定義及び届出様式等について	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法の一部を改正する法律が本日公布され、平成21年7月24日から施行されることになったところであるが、法12条の規定に基づく医師の届出に係る症例定義及びその運用方針等を下記のとおりとするので、管内各医療機関への周知徹底をお願いしたい。 第1：症例定義及び届出様式 第2：改正省令の施行後の運用方針について 第3：今後のサーベイランス体制について
H21.7.22 事務連絡	各都道府県等新型インフルエンザ担当部長宛て結核感染症課通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について(Q&A等)	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法の一部を改正する法律が本日公布され、平成21年7月24日から施行されることになったところであるが、その運用に係る参考資料を下記のとおり作成したので、貴管内関係者に周知願いたい。 別紙1：感染症法第12条に基づく医師の届出までの流れについて 別紙2：省令改正に伴う医師の届出の変更についてのQ&A 別紙3. クラスターサーベイランスの全体的な流れについて
H21.7.22 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生時における積極的疫学調査実施要綱の改定について	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ(A/H1N1)の積極的疫学調査については、平成21年5月1日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザに係る積極的疫学調査の実施等について」において「積極的疫学調査実施要綱(暫定版)」をお示ししていたところである。 その後、新たな知見が得られたことなどから、今般、「積極的疫学調査実施要綱(平成21年7月版)」に改定し、上記5月1日付の暫定版については、廃止することとしたのでお知らせする。 積極的疫学調査の実施については、平成21年6月25日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局において、既にお示ししているところであり、全数報告から集団発生(クラスター)を報告する方式への変更後は、当該事務局に沿って行うことが基本になる。 今般お示した「積極的疫学調査実施要綱(平成21年7月版)」は、上記事務局連絡の参考としての位置づけであり、各自治体においては、必要に応じ、本実施要綱も参照しながら弾力的な運用を行っていただくようお願いしたい。 <p>別紙1：今回の改定のポイント 別紙2：調査を行う場合の主なポイント</p>

			別紙3：新型インフルエンザ(A/H1N1)積極的疫学調査実施要綱(平成21年7月版)
H21.7.24 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の公表について	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針の一(二)に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の公表について、公表方法を下記のとおりとする。 1. 「感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域」と「急速な感染者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域」の2つのグループに分ける運用を廃止する。 2. 公表の対象を全ての患者ではなく、集団発生の場合について保健所に届出があった場合に当該地域を、この「地域等」として発表することとする。 3. 各自治体からの届出を厚生労働省においてとりまとめ、厚生労働省ウェブページ等において原則として週1回公表することとする。 4. 施行は平成21年7月24日からとする。
H21.7.27 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、平成21年6月30日付け事務連絡において協力をお願いしていたところであるが、今般、その具体的内容について、平成21年7月24日付け事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」のとおり整理され、同日から運用されることとなったのでお知らせする。
H21.8.7 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	喘息等の基礎疾患を有する者等の旅行等での留意点について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザについては、感染拡大が継続しており、国内でも、喘息等の基礎疾患を有する児童の集団感染などの報告が相次いでいるところである。 ・ 喘息等の基礎疾患を有する者等については、新型インフルエンザに感染した場合、重症化するリスクが高いと考えられている。長期休暇を迎え、旅行やキャンプ等に外出する方が増加していることから、旅行等に際しては、下記事項に留意するよう、地域住民や関係機関に対して周知徹底をお願いしたい。 1. 基礎疾患を有する者等は、旅行前に主治医と相談し、旅行中の体調管理や基礎疾患の自己管理、発熱等の症状が出た場合の主治医への連絡方法や治療等に関する注意点を確認しておくこと。また、旅行中には、手洗いやうがい等の感染対策を行うこと。 2. 喘息キャンプ等の、基礎疾患を有する者等が参加する行事の主催者は、基礎疾患を有する者等のみならず、全ての参加者に対して、病後間もないときや体調不良、発熱等の場合には、キャンプ等へ参加しないよう呼びかけること。また、キャンプ等の開始時及び実施期間中には、主催者は、参加者の体調の把握を十分に行い、インフルエンザ感染の早期発見につとめ、適切な対応を行うこと。
H21.8.19 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基	社会福祉施設等の臨時休業の状況報告の協力について(依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザにかかる社会福祉施設等の臨時休業の要請については、平成21年6月19日付け厚生労働省「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」により、都道府県等が行うこととされている。 ・ この臨時休業の要請の状況については、新型インフルエンザの患者の発生状況を踏まえ、該当する都道府県等への確認を行ってきたが、今後の対応として、当分の間については、臨時休業の要請状況等

	盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知		を正確に把握したいと考えている。 ・については、貴管内の社会福祉施設等に対する臨時休業の要請が行われた場合等には、下記により報告するよう協力をお願いしたい。 報告は、臨時休業の要請が行われる都度行うすること。また、臨時休業要請によらず、社会福祉施設等の設置者等の判断により、自主的に臨時休業を実施している場合についても、貴機関が把握している範囲で報告すること。
H21.8.21 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する学校・保育施設等の関係者との連携の強化について(依頼)	・8月19日の厚生労働大臣発表「新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行を迎えるにあたって」を踏まえ、今般、別添のとおり文部科学省から通知が発出されたのでご了承いただきたい。 (概要) ・手洗い、うがい等の感染予防対策を徹底すること ・基礎疾患を有する者については早期受信・早期治療を指導すること ・学校において新型インフルエンザ患者が発生した場合はただちに都道府県に相談すること ・都道府県から臨時休業要請があった場合は適切に措置を講じられるようにすること。
H21.8.21 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て健康局生活衛生課通知	新型インフルエンザに関する対応について	・新型インフルエンザについては、各事業者における感染防止のための対応の検討依頼や情報提供をしてきたところであるが、今般、厚生労働大臣が「本格的な流行が既に始まっている可能性があり、急激な感染の拡大を防止するために最も効果的なことは、国民の一人ひとりが感染防止対策を自覚を持って自ら実践すること」とコメントを発表した。 ・については、既出の事務連絡や大臣コメントを踏まえ、従業員及び利用者等への感染拡大防止のため、引き続き対応するよう、管内の生活衛生関係業者に周知願いたい。
H21.8.25 健感発0825第1号	各都道府県等新型インフルエンザ担当部長宛て結核感染症課長通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(施行通知)	・感染症法施行規則の一部を改正する省令が本日別添のとおり公布され、施行されることとなった。改正の概要は下記のとおりであるので、周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期されたい。 1. 医師が新型インフルエンザの患者等を診断した場合についての届出は当分の間、不要である。 2. 医師が新型インフルエンザにより死亡した者の死体を検案した場合の届出は当分の間、不要である。
H21.8.25 健感発0825第2号	各都道府県等新型インフルエンザ担当部長宛て結核感染症課長通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)の集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について	・今般、新型インフルエンザの患者の集団での発生が急増していることが確認されたことを受け、感染症法施行規則が改正され医師の届出が当分の間、不要とされたところであるが、これを受け、この後の集団発生の把握及び感染拡大防止対策についての対応を定めたので、実施に遺漏なきを期するとともに、管内関係機関への周知徹底をお願いしたい。
H21.8.25 健感発0825第3号	各都道府県等新型インフルエンザ担当部長宛て結核感染症課長通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る症例定義及び届出様式等について	・今般、新型インフルエンザの患者の集団での発生が急増していることが確認されたことを受け、感染症法施行規則の一部が改正され医師の届出が当分の間、不要とされたところであるが、これを受け、今後の法第12条の規定に基づく医師の届出等を下記のとおりとすることとしたので、管内医療機関への周知徹底をお願いしたい。 1. 症例定義は変更されていない。 2. 新型インフルエンザ患者の発生にあたり届出は不要であるが、大規模な流行につながるおそれのある集団発生については引き続き取り組んでいくこととする。
H21.8.25	各都道府県等衛生	新型インフルエンザ	・今般、感染症法施行規則の一部が改正され医師の届出が当分の間、不要とされたところであるが、こ

事務連絡	生主管部局宛て 新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について	れを受け、今後、サーベイランス体制を以下のとおりとするので、遺漏なきを期するとともに、管内関係機関への周知徹底をお願いしたい。 1. 地域における感染拡大の早期探知のためのサーベイランス (1) クラスターサーベイランス (2) インフルエンザ様疾患発生報告 2. 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス (1) ウイルスサーベイランス (2) インフルエンザ入院サーベイランス 3. 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス (1) インフルエンザサーベイランス
H21.8.25 事務連絡	各都道府県等 新型インフルエンザ担当部局宛て 結核感染症課通知	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について(Q&A等)	・ 感染症法施行規則の一部を改正する省令が本日公布され、同日から施行されることとなったが、その運用に係る参考資料を作成したので管内関係者に周知願いたい。 別紙1：医師からの報告と感染拡大防止対策の実施の流れ 別紙2：省令改正に伴う医師の届出の変更についてのQ&A 別紙3：今後のクラスターサーベイランスの実施について
H21.8.25 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て 結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について	・ 標記については、平成21年6月30日付け事務連絡において協力をお願いしていたところであるが、今般、その具体的内容について、平成21年8月25日付け事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」のとおりとされ、同日から運用されることとなったのでお知らせする。
H21.8.27 事務連絡	各都道府県衛生主管部局感染症対策担当課宛て 結核感染症課通知	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の改正(予定)について	・ 今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)については、本格的な流行が既に始まりつつある状況にあると考えられている。 ・ 今般、一般医療機関が行う感染症患者の陰圧病床の整備及び外来における院内感染防止のための設備整備に対して別添案のとおり新たに国庫補助の対象とすることとし、補助要綱の改正の手続きを進めているところである。 ・ ついては、各都道府県においては、医療体制の整備のため、関係機関に対する周知及び必要な財政措置等の準備方よろしくお願いしたい。 ・ なお、補助要綱の改正手続きが済み次第、早急に連絡する予定である。
H21.8.28 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て 新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について	・ 平成21年第33週のインフルエンザ定点当たりの報告数が1.69となっており、流行開始の目安としている1.00を上回ったため、インフルエンザ流行シーズンに入ったと考えられ、新型インフルエンザ患者数が急速に増加することが懸念される。 ・ このため、各都道府県等においては、「新型インフルエンザの流行シナリオ」を参考に、下記の手順

	部通知		<p>に従い重症者の発生数等について確認の上、入院診療を行う医療機関の病床数等について確認及び報告するとともに、受入医療機関の確保や重症患者の受入調整機能の確保等、地域の実情に応じて必要な医療提供体制の確保対策等を講じていただくようお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、上記シナリオは、医療体制を確保するための参考として示す仮定のものであり、実際の流行を予測するものではないことを申し添える。
H21.8.28 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て 新型インフルエンザ対策推進本部通知	インフルエンザ脳症に係る 注意喚起について(依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザによるインフルエンザ脳症については、8月25日までに10例が報告されている。 ・また、平成21年第33週の感染症発生動向調査(8月21日公表)によれば、インフルエンザ定点当たりの報告数が1.69となっており、流行開始の目安としている1.00を上回ったので、インフルエンザ流行シーズンに入ったと考えられ、今後のインフルエンザ脳症の報告数の増加が懸念される。 ・今般、社団法人日本小児科学会から、別添の要望書が提出されたので、インフルエンザの流行状況に関する情報提供に加え、下記について、管内市区町村と連携しつつ、地域住民等へ周知するようお願いしたい。 ・また、感染症法に基づく急性脳炎を診断した場合は、法に基づく届出が必要であることについて、再度周知をお願いしたい。
H21.8.28 薬食血発0828 第2号	各都道府県衛生主管部局長宛て 医薬食品局血液対策課長通知	新型インフルエンザ国内蔓延時における血液製剤の安定供給確保に向けた対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・先般、国内において新型インフルエンザの発生が確認されたことを受け、献血受入体制の確保及び医療機関への血液製剤の適正使用の要請による血液製剤の安定供給確保について、貴職あて特段の御配慮をお願いしたところである。 ・一方、平成21年7月28日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営委員会において、「新型インフルエンザの蔓延時等における献血量の確保について」のうち、「1.官公署・企業等における事業所献血の推進」、「2.複数回献血者への緊急的な呼びかけ」及び「3.医療機関における適正使用の更なる推進」が了承されたところである。 ・日本赤十字社においては、現在の新型インフルエンザの流行状況に鑑み上記対策が開始されているところ、貴職におかれても、貴管下市町村及び日本赤十字社血液センターと連携を図りつつ、下記の方策について特段の御配慮をお願いしたい。
H21.9.1 事務連絡	各都道府県衛生主管部局院内感染対策主管課宛て 医政局指導課通知	医療機関における新型インフルエンザ院内感染対策等の徹底について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年第33週の感染症発生動向調査(8月21日公表)によれば、インフルエンザ定点当たりの報告数が1.69となっており、流行開始の目安としている1.00を上回ったので、インフルエンザ流行シーズンに入ったと考えられ、新型インフルエンザ患者数が急速に増加することが懸念され、それとともに、新型インフルエンザの院内感染や医療機関内における集団発生の発生リスクが高まることが懸念される。 ・については、貴課におかれては、下記について、適切な対応方をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.院内感染対策の徹底について 2.集団感染発生時の対応について
H21.9.4 健発0904第1号	各都道府県知事宛て 健康局長通知	衛生環境激変対策特別融資について	<ul style="list-style-type: none"> ・標記について、平成21年6月30日付け通知により発動を行ったところであるが、新型インフルエンザの影響により飲食店営業及び喫茶店栄養についても相当の影響が生じていることから融資対象業種に追加したので、この旨ご了知の上、関係団体等に対する周知指導をお願いしたい。
H21.9.4 事務連絡	(社)日本衛生材料工業連合会、全	新型インフルエンザの流行入りに伴うマスク等の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器等の安定供給

	国マスク工業会 宛て医政局経済 課通知	供給について	<p>の確保が重要となると考えているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に、4月30日及び5月27日付事務連絡においても連絡しているところであるが、改めて貴会傘下の会員の皆様においては、医療機関をはじめとするマスクの供給に支障が生ずることがないよう協力いただくとともに、マスクについては、増産を図る等の措置、また、適正な流通を阻害することがないよう、特に、新型インフルエンザの患者発生地域の医療機関にマスク等が円滑に流通されるよう、さらなる措置を講ずるようお願いしたい。
H21.9.7 医政経発0907 第1号	各都道府県衛生 主管部局長宛て 医政局経済課長 通知	新型インフルエンザの流行 を受けた医薬品、医療機器 等の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> 本年5月の新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生以来、医薬品、医療機器については、特に抗インフルエンザウイルス薬やマスク、消毒薬を中心に例年以上に需要が拡大しているところであるが、今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器の安定供給の確保が重要となると考えているところである。 既に4月28日付け厚生労働省医政局経済課長通知「新型インフルエンザの海外発生に伴う医薬品、医療機器等の安定供給について」においても連絡しているところであるが、医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう、貴管内の医療機関、薬局、医薬品卸売業者に対し、過剰な発注や過剰な在庫が発生しないよう、再度周知するとともに、適切に指導するようお願いしたい。 また、都道府県においても、管内の医薬品、医療機器、特にインフルエンザ関連物資の流通状況を把握して頂き、市場動向に変化等が生じていると考えられる場合には、当課まで連絡願いたい。
H21.9.7 医政経発0907 第3号・ 健感発0907 第4号	各都道府県衛生 主管部局長宛て 医政局経済課長、 結核感染症課長 通知	抗インフルエンザウイルス 薬の安定供給等について	<ul style="list-style-type: none"> 今シーズンのインフルエンザ対策については、新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行を受け、例年よりも迅速かつ適切に対応を検討していく必要がある。 インフルエンザ患者に対して適切な検査・治療を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キットについて、その安定的な供給等を図ることが必要であり、下記の事項に十分留意の上、対応していただくようお願いしたい。 また、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策に資するため、現時点における供給見込み状況を情報提供するので参考とされたい。
H21.9.8 事務連絡	局方薬品協議会、 日本OTC医薬品協 会宛て医政局経 済課通知	新型インフルエンザの流行 入りに伴う速乾性擦式手指 消毒薬等の安定供給につい て	<ul style="list-style-type: none"> 本年5月の新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生以来、医薬品、医療機器等については、特に抗インフルエンザウイルス薬やマスク、消毒薬を中心に例年以上に需要が拡大しているところではあるが、今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器等の安定供給の確保が重要となると考えているところである。 既に、5月20日付事務連絡においても連絡しているところであるが、改めて貴会傘下の会員においては、速乾性擦式手指消毒薬及びうがい薬をはじめとする衛生資材の供給に支障が生ずることがないよう増産等の対応につきまして協力をお願いしたい。 また、特に、新型インフルエンザの患者発生地域の医療機関に速乾性擦式手指消毒薬等が円滑に流通されるよう、特段のご配慮をお願いしたい。 さらに、消毒薬の容器等が不足するという事態に備え、ポンプ付き製品を既に納入しているところには替え用の使用などの代替方法を推奨するなど、さらなる措置を講ずるようお願いしたい。

H21.9.8 事務連絡	(社)日本臨床検査薬協会宛て医政局経済課通知	新型インフルエンザの流行入りに伴う体外診断用医薬品の安定供給について	<ul style="list-style-type: none"> ・本年5月の新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生以来、医薬品、医療機器等については、特に抗インフルエンザウイルス薬やマスク、消毒薬を中心に例年以上に需要が拡大しているところであるが、今般、国立感染症研究所の調査においてインフルエンザ様患者の発生数が定点あたり1人を超過したことにより、本格的に流行期に入ったと見られるため、今後、さらに医薬品、医療機器等の安定供給の確保が重要となると考えているところである。 ・既に、4月30日及び5月27日付事務連絡においても連絡しているところであるが、改めて貴会傘下の会員においては、医療機関等に対する体外診断用医薬品の供給に支障が生ずることがないように、増産を図る等の措置、また、適正な流通を阻害することがないように、特に、新型インフルエンザの患者発生地域に体外診断用医薬品が円滑に流通されるよう、さらなる措置を講ずるようお願いしたい。
H21.9.11 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策本部通知	新型インフルエンザに係る医療体制に関する調査結果について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月28日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」別添2-1及び別添2-4に係る調査について、別添の通り、集計結果をとりまとめたので情報提供する。 ・各都道府県等においては、今後の患者数の増加に向けた医療提供体制の確保のための取り組みの参考としていただくようお願いしたい。
H21.9.11		通常流通用抗インフルエンザウイルス薬の供給状況について～インフルエンザ流行宣言以降の状況～	<ul style="list-style-type: none"> ・流行発表以降における抗インフルエンザウイルス薬の供給状況について
H21.9.11		インフルエンザ迅速検査キットの生産計画について～臨床検査薬協会会員15社の生産計画(集計)～	<ul style="list-style-type: none"> ・各メーカーへの増産要請の状況及び今シーズンの生産計画数について
H21.9.14 保医発0914第1号	地方厚生局医療指導課長、都道府県民生主管部局国民健康保険主管部課長、後期高齢者医療主管部局後期高齢者医療主管部課長宛て保険局医療課長通知	新型インフルエンザの流行に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行に備え、都道府県等において重症化した患者の入院医療機関の受入体制の検討を行っているところであるが、新型インフルエンザ患者を受け入れる保険医療機関においては、入院患者の一時的な急増や職員が新型インフルエンザに罹患することによる看護職員の一時的な欠員などにより、地方厚生(支)局に届け出ている入院基本料の施設基準を満たせなくなるおそれがある。 ・今般、新型インフルエンザ患者を受け入れた保険医療機関の診療報酬上の評価を適切に行う観点から、当該保険医療機関の入院基本料に係る施設基準について、臨時的な対応として下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。
H21.9.15 保医発0915第2号	地方厚生局医療指導課長、都道府県民生主管部局国民健康保険主管部課長、後期高	新型インフルエンザに係る保険医療機関の時間外診療等について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに係る夜間の外来診療体制の確保については、別添の事務連絡において、「夜間の外来診療体制については、救急外来を設置する医療機関だけでなく、例えば、インフルエンザ患者の診療を行っている診療所に対して診療時間の延長や、夜間の外来を輪番制で行うことを求めるなど、地域の診療所等との連携を図ること。」等の依頼がなされているところであり、各地域においてはこれを踏まえた対応がなされているものと承知している。

	<p>高齢者医療主管部 局後期高齢者医療 主管部課長宛 て保険局医療課 長通知</p>		<p>・今般、このような取り組みを行っている保険医療機関の初診料及び再診料の時間外加算等について、臨時的な対応として別途通知するまでの間、下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。</p> <p>1. 都道府県等の依頼を受けインフルエンザ患者に係る時間外の外来診療を行っている保険医療機関については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第1部第1節A000初診料の(11)のイの規定を適用しないものとし、同アにより時間外とされる場合であれば、時間外加算を算定できるものとする。</p> <p>2. 上記1の取扱いは、再診料についても同様とする。</p> <p>3. 都道府県、保健所設置市、特別区からの依頼を受けインフルエンザ患者に係る時間外の調剤を行っている保険薬局については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」別添3区分01調剤料の(10)のウの(ロ)の規定を適用しないものとし、同(イ)により時間外とされる場合であれば、時間外加算を算定できるものとする。</p>
<p>H21.9.17 事務連絡</p>	<p>各都道府県等民生 主管部局宛て 結核感染症課、雇 用均等・児童家庭 局総務課、社会・ 援護局福祉基盤 課、社会・援護局 障害保健福祉部 企画課、老健局総 務課通知</p>	<p>社会福祉施設等における新 型インフルエンザの集団発 生について(情報提供)</p>	<p>・本年第33週(8月21日公表)の感染症発生動向調査によれば、インフルエンザ流行シーズンに入ったと考えられ、今後、新型インフルエンザ患者数が急速に増加するとともに、施設等における集団発生の発生リスクが高まること懸念されているが、今般、同年8月中旬に発生した社会福祉施設における集団発生の対応事例について、別添のとおりとりまとめたので、参考としていただくよう情報提供する。</p>
<p>H21.9.18 事務連絡</p>	<p>各都道府県等衛生 主管部局宛て 新型インフルエ ンザ対策推進本 部通知</p>	<p>新型インフルエンザの診断 と治療について</p>	<p>・新型インフルエンザの診断と治療については、8月28日付事務連絡の中でも、簡易迅速検査やPCR検査の実施は必須ではなく、臨床所見や地域における感染の拡がり等の疫学情報等から総合的に判断した上で行うことが可能である旨示しているところであるが、管内医療機関に対し、再度下記について周知徹底をお願いしたい。</p> <p>1. 臨床所見や地域における感染の拡がり等の疫学情報等から総合的に判断した上で、医師が抗インフルエンザウイルス薬による治療の開始が必要と認める場合には、治療開始にあたって簡易迅速検査やPCR検査の実施は必須ではないこと。</p> <p>2. 診療報酬上も、抗インフルエンザウイルス薬の投与にあたり簡易迅速検査の実施は必須でないこと。</p>
<p>H21.9.18 事務連絡</p>	<p>各都道府県等衛生 主管部局宛て 新型インフルエ ンザ対策推進本 部通知</p>	<p>「国内における新型インフ ルエンザ症例集」について (情報提供)</p>	<p>・この度、平成21年度厚生労働科学特別研究「秋以降の新型インフルエンザ流行における医療体制・抗インフルエンザウイルス薬の効果などに関する研究」により、「国内における新型インフルエンザ症例集」が取りまとめられた。人工呼吸管理を要した症例や脳症症例等、6例の症例報告に加え、現時点で関係学会から公表されているガイドライン等もまとめられているので、情報提供する。</p>
<p>H21.9.18 事務連絡</p>	<p>各都道府県等衛生 主管部局宛て</p>	<p>ウイルスサーベイランスに おける新型インフルエンザ</p>	<p>・今般、国立感染症研究所より、オセルタミビル耐性の新型インフルエンザウイルス確認検査に係る実施要領及び新型インフルエンザウイルス同定用抗血清キットについて地方衛生研究所に配布された</p>

	新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	薬剤感受性サーベイランス及びウイルス同定用抗血清キットの送付等について	ところであり、各研究所においても、ウイルスの性状について一定程度の評価が可能となることから、都道府県等においてはウイルスサーベイランスの体制整備を一層進めていただき、インフルエンザの流行に備えていただくようお願いしたい。
H21.9.24 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の新型インフルエンザに関する学校等の臨時休業については、「基本的対処方針」に基づき定めた「運用指針」に基づき対応いただいているところである。 ・今般、文部科学省より、臨時休業に関する基本的考え方を示すことについて検討を依頼された。 ・この依頼を受け、厚生労働省において基本的考え方を取りまとめたので、臨時休業の際の意思決定の一助として参考にされたい。 ・また、平成21年9月11日にWHOが発表した学校における新型インフルエンザに関する提案の仮訳を作成したので、参考にされたい。
H21.9.25 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザに係る医療体制に関する調査結果(暫定版)について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月28日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」別添2-2及び別添2-3に係る調査について、別添の通り、集計結果をとりまとめたので情報提供する。 ・各都道府県等においては、今後の患者数の増加に向けた医療提供体制の確保のための取り組みの参考としていただくようお願いしたい。
H21.9.30 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局抗インフルエンザウイルス薬備蓄担当者宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬(タミフル及びリレンザ)の都道府県への放出手順について(再周知)	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、インフルエンザの流行期に入ったことを受け、今後抗インフルエンザウイルス薬(タミフル及びリレンザをいう。以下同じ。)の需要が増加し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する場合が想定されるところである。 ・については、平成21年7月9日付けで発出した事務連絡「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出手順について」を改めて確認いただき、不足時に速やかに国に補充要請ができるよう幹事卸との連絡体制を整備するなど、貴都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の供給体制に支障がないようにしていただくようお願いしたい。 ・なお、国が備蓄しているリレンザの包装単位については、77人分が1包装単位となっており、原則としてこの単位により医療機関に納品して頂くことを考えている。これらの仕様情報については、別添の資料を確認頂いたうえで、この通知を管内医療機関、薬局等に周知するようお願いしたい。 ・また、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬については、備蓄時期により添付文書が最新のものではない場合もあるので、参照にあたっては別途最新のものを利用いただくよう周知をお願いしたい。
H21.10.2 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関するQ&Aについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点については、8月28日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」の別添3-6「新型インフルエンザ患者数が急速に増加している場合のファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点について」により、その取扱いをお知らせしたところであるが、その具体的な取扱い及び診療報酬に関するQ&Aについて、別添のとおりとりまとめたのでお知らせする。
H21.10.8 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について(改訂版)	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、「基本的対処方針」及び「運用指針」が平成21年10月1日に改定され、サーベイランス体制を10月11日より順次、下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。 1. クラスターサーベイランスの対象を「医療機関及び社会福祉施設等において7日以内に10人以上の患者が集団発生した場合」に限定し、医師及び学校等からの報告を廃止した。

			2.インフルエンザ様疾患発生報告について、保健所から報告する期日を月曜日から火曜日に変更した。
H21.10.8 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について(再更新)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応については、「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【更新】」において対応方法をお示ししているところである。 ・今般、別添のとおり基本的対処方針が平成21年10月1日に改定され、同日付で「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」が発出されたことを受け、事務連絡を改定した。 ・社会福祉施設等の対応については、4のクラスターサーベイランスへの協力を除き、大きな変更はないが、対応にあたっては十分にご留意するとともに、管内市町村及び関係機関等への周知徹底をお願いしたい。
H21.10.8 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について	<ul style="list-style-type: none"> ・標記については、平成21年8月25日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について」において協力をお願いしていたところであるが、今般、今後のサーベイランス体制については、平成21年10月8日付け事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について(改訂版)」のとおりとされ、クラスター(集団発生)サーベイランスについては10月12日から運用されることとなったので、お知らせする。 ・社会福祉施設等に対しては、10月8日本部事務連絡の別添1の第2の1の(2)のとおり、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上がインフルエンザと診断された場合、施設長等による保健所への迅速な連絡及び協力が求められているので、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、下記事項に留意の上、インフルエンザ様症状を有する者が発生した場合の保健所への連絡及び協力が行えるよう、管内社会福祉施設等及び市町村に対する周知徹底をお願いしたい。
H21.10.9		通常流通用抗インフルエンザウイルス薬の供給状況について	2009年9月-2010年3月の供給計画及び供給状況
H21.10.9 事務連絡	(社)日本産婦人科医会会長宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの妊婦への接種について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者として妊婦が位置づけられたところであるが、現時点の関連情報を整理したので周知をお願いしたい。 1. 現行の添付文書は妊婦への接種をしないことを原則とするところがあるが、妊婦を優先接種の対象とした今般の措置との整合を図る予定である。 2. チメロサルについては最近の疫学調査で発達障害との関連性が否定されている。今回接種可能となるワクチンのうち、プレフィルドシリンジ製剤には保存料が添加されていない。妊婦については、プレフィルドシリンジ製剤の選択ができるよう、流通等において配慮を行うこととしている。
H21.10.9 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法上の取扱いに関するQ&Aについて	<ul style="list-style-type: none"> ・8月28日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」の別添3「新型インフルエンザに係る医療提供体制の確保対策及び情報提供について」により、インフルエンザ患者の外来診療の確保対策等の検討をお願いしているところであるが、医療法上の具体的な取扱いに関するQ&Aについて、別添のとおりとりまとめたのでお知らせする。

H21.10.9 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの初出荷等のお知らせについて	<ul style="list-style-type: none"> ・本日、新型インフルエンザワクチンの出荷がなされたので報告する。 出荷日：平成21年10月9日 出荷量：59万人分(118万回投与分)
H21.10.13 厚生労働省発健1013第3号	各都道府県知事等宛て厚生労働事務次官通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」の策定について	<ul style="list-style-type: none"> ・10月1日に政府の新型インフルエンザ対策本部において決定された「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を踏まえ、別添要綱に基づき、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業を実施することとしたので通知する。 ・については、貴管内の関係機関及び市町村へ周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。
H21.10.13 厚生労働省発健1013第4号	各都道府県知事等宛て厚生労働事務次官通知	受託医療機関における新型インフルエンザA/H1N1ワクチン接種実施要領」の策定について	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の新型インフルエンザワクチン接種事業が円滑に行われるよう、接種を実施する医療機関において遵守すべき事項等について、別添のとおり「受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」を策定したので通知する。 ・については、貴管内の関係機関及び市町村へ周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。
H21.10.14 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当者宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザワクチン(A/H1N1)ワクチンの購入価格等について	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国内4社が新型ワクチンの製造を行っているが、当該ワクチンは製造されるごとに順次出荷されるため、一度に流通される供給量には限りがある。このため、当該ワクチンを通常の市場取引にて流通させた場合、ワクチンの買い占めによる価格高騰、地域間偏在などが生じ、安定供給が阻害される可能性がある。また、その結果として、優先接種対象者の接種機会の確保が困難となるなどの弊害が生じる可能性がある。 ・このような弊害を防ぎ、優先接種対象者の接種機会を確保するため、本事業においては国がワクチンの販売先、販売数量及び販売価格を指定し、流通を管理することとしている。このことについては公正取引委員会にも確認している。 ・については、下記事項について医療機関に周知徹底をお願いしたい。 1. 新型インフルエンザワクチンの各医療機関への納入について 2. 販売価格について
H21.10.14 事務連絡	各都道府県衛生主管部局長宛て医政局経済課、医薬食品局血液対策課通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの流通について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザワクチンの流通にあたっては、国が買い上げた新型インフルエンザワクチンを限られた期間において迅速かつ円滑に国民に接種する必要があるため、(社)日本医薬品卸業連合会会長及び(社)細菌製剤協会理事長あて通知したので情報提供する。 (概要) ・都道府県との連携を図ること ・販社より買い上げた量を都道府県へ報告すること ・都道府県から示された受託医療機関別の納入数量に基づき各医療機関へ販売すること ・医療機関まで迅速に納入されるよう配慮すること ・JD-NETを用いて医療機関への販売実績等を販社へ連絡すること ・不要による返品が発生しないよう配慮すること

H21.10.16 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て 新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザによる 外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ定点医療機関あたりの報告患者数が10を越えている一部の地域では、救急当番の小児科外来などを中心に受診者数の増加が顕著になってきている。今後、このような傾向は全国的に認められるようになるものと考えられる。 ・このため、各都道府県等においては医療体制の確保のため、下記について対応を検討していただくとともに、地域住民への普及啓発及び医療機関等への周知徹底をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.各都道府県等における対応 医師会・薬剤師会との協力、治癒証明書等の意義に関する周知、流行状況等の把握及び受入調整等 2.医療機関への周知 診療時間の延長の取り扱い、簡易迅速検査の必要性、電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤 3.地域住民への普及啓発 受診の方法等
H21.10.16 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン部局宛て 新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチンの第2回出荷等のお知らせについて	<ul style="list-style-type: none"> ・10月20日に新型インフルエンザワクチンの出荷が予定されているので、配分量等についてお知らせする。 <p>出荷日：平成21年10月16日 出荷量：67.8万人分(135.6万回投与分)</p>
H21.10.19 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て 新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザワクチン接種に係る副反応報告について	<ul style="list-style-type: none"> ・受託医療機関における副反応報告については、「実施要領」に基づき実施をお願いしているところであるが、副反応を診断した医療機関についても、実施要領に基づき、副反応報告に協力いただくことが必要となる。 ・このため、各自治体においては、管下医療機関に対して下記の事項について周知を行い、受託医療機関及び副反応を診断した医療機関において副反応報告が速やかに行われるよう指導方お願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.受託医療機関におかれては、実施要領に基づき、別紙様式7を用いて速やかに厚生労働省(フリーダイヤルFAX番号0120-510-355)に報告いただきたいこと。 2.受託医療機関以外の医療機関においても、副反応を診断した場合は、同様に厚生労働省に報告いただきたいこと。 3.報告いただいた予防接種後副反応報告については、厚生労働省において、薬事法第77条の4の2第2項の報告とみなして取り扱うこととするため、二重の報告を行う必要はないこと。 4.副反応を報告された医療機関におかれては、製造販売業者等から副反応等に関する情報収集の協力依頼がなされた際には、製造販売業者の情報収集の協力を努められたいこと。 5.上記4のほか、厚生労働省自ら、又は厚生労働省の依頼を受けた専門家等により、調査を実施する場合があるので、その際には協力されたいこと。 6.なお、受託医療機関におかれては、実施要領に基づき、予防接種の実施の報告について別紙様式8を受託医療機関の所在地を管轄する市町村へ提出することとされていること。
H21.10.19 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て	新型インフルエンザワクチンに関する使用上の注意等	<ul style="list-style-type: none"> ・10月18日に開催された薬事・食品衛生審議会安全対策調査会において、標記の件について審議され、別紙のように、妊婦への接種及び他のワクチンとの同時接種に関し、下記のとおり添付文書の改訂が

	新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	の改訂について	<p>行われることとなったのでお知らせする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治体においては、管下受託医療機関への周知をお願いしたい。 <p>[用法・用量に関連する接種上の注意]の項の「他のワクチン製剤との接種間隔」に関する記載を「生ワクチンの接種を受けた者は、通常、27日以上、また他の不活化ワクチンの接種を受けた者は、通常、6日以上間隔を置いて本剤を接種すること。ただし、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することができる(なお、本剤を他のワクチンと混合して接種してはならない。)」と改める。</p> <p>[妊婦、産婦、授乳婦等への接種]の項を「妊娠中の接種に関する安全性は確立していないので、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。なお、小規模ながら、接種により先天異常の発生率は自然発生率より高くないとする報告がある。」と改める。</p>
H21.10.20 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザワクチン接種における10mLバイアル使用に係る留意事項について	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザワクチンの接種では、10mLバイアルが使用される。今般、10mLバイアルを使用する場合において、特に留意すべき事項について別添のとおりまとめたので、管内の医療機関等に対して周知をお願いしたい。 <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮光して、10度以下に凍結を避けて保存する。 初めて開封する場合は、最初に吸引する日付及び時間を記載する。 既に一部の接種液が吸引されている場合は、最初の吸引日時を確認し、24時間を経過していた場合は使用せず適切に廃棄する。 複数のバイアルの液を混合しない。 注射針等は一回ごとに廃棄する。
H21.10.20 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	国が契約を取りまとめる「所定の独立行政法人等の医療機関」の詳細について	<ul style="list-style-type: none"> 国が契約を取りまとめることとしている「所定の独立行政法人等の医療機関」について下記のとおりお知らせする。 国が受託契約を取りまとめた医療機関について別紙のとおり示すので、ワクチン配分をお願いしたい。 別紙に掲げる医療機関以外について新たに受託契約を結んだ場合は、個別に連絡する。
H21.10.20 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの第3回出荷時における各都道府県への配分量について	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザワクチンの第3回目の出荷計画を連絡する。 <p>出荷予定日：平成21年11月6日 出荷予定量：0.5mLシリンジ 約25万本、1mLバイアル 約83万本、10mLバイアル 約9.6万本</p>
H21.10.22 事務連絡	各都道府県等新型インフルエンザ担当部局長宛	新型インフルエンザワクチン(国内産)接種回数の方針変更等について	<ul style="list-style-type: none"> 今般、9月中旬から国立病院機構において実施された健康成人に対する新型インフルエンザワクチンの臨床試験において、20代から50代にかけての健康成人に対するワクチン1回接種における十分な抗体価の上昇が確認されたところである。

	て新型インフルエンザ対策推進本部通知		<ul style="list-style-type: none"> ・については、20代から50代の健康な医療従事者については1回接種、13歳未満の者については2回接種、それ以外の者については今後判断することとする。 ・なお、接種回数が2回から1回に変更された結果、第2回出荷分の対象が妊婦等に変更されているので、ご注意ください。 ・今回の接種対象者については、妊婦や基礎疾患を有する者を想定しているが、医療従事者であって1回目の配布で接種できなかった者については対象として差し支えない。 ・妊婦の接種回数については、今後の臨床試験の結果により2回から1回に変更される可能性があるので注意していただきたい。
H21.10.23		インフルエンザ迅速検査キットの生産計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・各メーカーへの増産要請の状況及び今シーズンの生産計画数
H21.10.23 事務連絡	各都道府県衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザワクチン接種に係る副反応の報告状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・受託医療機関における副反応報告については、実施要領に基づき実施をお願いしているところであるが、平成21年10月19日(月)から22日(木)までに入手した新型インフルエンザワクチン接種後の副反応の状況についてお知らせする。 ・各自治体においては管下受託医療機関への周知をお願いしたい。
H21.10.23事務 連絡	各都道府県等衛生主管部局長宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	電話による診療によりインフルエンザと診断した患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項の規定に基づく届出の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・電話による診療におけるファクシミリ等による処方せんの取扱いについては、平成21年8月28日付事務連絡別添3-6「ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点について」においてその取扱いをお知らせしているところであるが、定点医療機関において、電話による診療によりインフルエンザと診断した患者については、感染症法第14条第2項の規定に基づく届出の対象とするので、遺漏なきを期されるよう貴管内の関係機関に周知徹底方をお願いしたい。
H21.10.27 事務連絡	都道府県新型インフルエンザ担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの第3回出荷等のお知らせについて	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザワクチンの第3回目の出荷計画を連絡する。 出荷予定日：平成21年11月6日 出荷予定量：0.5mLシリンジ 約25万本、1mLバイアル 約166万本、10mLバイアル 約185万本 ・出荷量が予定数量より多くなっているが、これは出荷時期の前倒しのためであり生産予定量が増加したわけではない。 ・妊婦用の0.5mLシリンジが出荷されるが、これは5本入り包装で供給されるのでご注意ください。
H21.10.30 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	外交団等の優先接種対象者の確認方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦に居住している外交団、領事団及び国際機関の構成員等については、本人の旅券により在留資格が「外交」又は「公用」であることを確認する取り扱いとするので、関係医療機関への周知をお願いしたい。 ・なお、優先接種対象者に該当することの確認等については日本国民と同様に取り扱うこととするようお願いしたい。
H21.11.4 事務連絡	各都道府県新型インフルエンザ対策担当課宛て新型インフルエ	かかりつけ医療機関における「優先接種対象者証明書」の交付に係る周知について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザワクチンの接種に当たって、「優先接種対象者証明書」の無料での交付について、医療関係団体に協力を依頼していたが、本事業の趣旨を踏まえ、別紙のとおり、再度、医療関係団体あて、周知の依頼を行ったので、参考に送付する。 (概要)

	ンザ対策推進本部事務局通知		<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン優先接種対象者のうち、基礎疾患を有する者については本来は入院又は通院する医療機関で接種することが適当であるが、事情により接種できない場合もある。については、入院又は通院する医療機関で接種できない場合は、優先接種対象者証明書発行にご協力いただきたい。 ・なお、証明書の発行にあたっては、費用を徴収しないようお願いしたい。
H21.11.4 事務連絡	各都道府県新型インフルエンザ対策担当課宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザワクチンの接種に係る16歳未満の者の保護者の同伴について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、実施要領に基づき、優先接種対象者等のうち16歳未満の者が接種を受ける場合はその保護者が同伴することとしているところである。 ・今回の新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、接種対象者がその安全性を十分に理解した上で接種を受けることが必要であることから、その保護者が同伴することとしたものであるが、16歳未満の者(中学生に相当する年齢以下の者をいう。)のうち、中学生に相当する年齢の者が接種を受ける場合は、その保護者が当該ワクチンの接種に係る安全性等を十分に理解し同意することにより、その保護者の同伴がなくとも接種を受けられるものとする。 ・なお、その場合にあっては、受託医療機関は、当該接種対象者が持参した別紙様式「新型インフルエンザの予防接種について」の自署欄に、当該接種対象者の保護者の署名があることを確認した上で接種を行うこととされたい。 ・また、接種の実施に当たっては、接種対象者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者が否かを確認するために、接種対象者に同通知別紙様式2の予診票を記載させるとともに、予診票に記載されている質問事項に関する本人への問診等を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に確認するなどして接種への不適用要件の事実関係等を確認するための予診に努められたい。
H21.11.4 事務連絡	各都道府県新型インフルエンザ対策担当課宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	受託医療機関で使用する「新型インフルエンザワクチンの接種に当たって」の送付について	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、医師が適切な説明を行い、理解と同意を得た場合に接種を行うこととしているが、その際、医師が説明を行うための資料を作成した。 ・については、別紙のとおり各都道府県あて送付するので、卸売業者を通じて各受託医療機関に配布するようお願いしたい。
H21.11.5 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザに係る医療体制に関する調査結果(10月26日更新版)について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月28日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」別添2-1及び別添2-4に係る調査について、別添の通り、10月26日現在の集計結果をとりまとめたので情報提供する。
H21.11.6 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザに係るタミフル等に関するQ&Aについて	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの流行により、タミフルドライシロップの入手が困難となることが懸念されている。 ・タミフルドライシロップの入手が困難な場合の取扱いについては、5月26日付け保険局医療課事務連絡「新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて」にて周知されているところであるが、現在も同様の取扱いで行うこととしており、その取扱い及び薬局に係るQ&Aを別添にまとめたので貴職においては貴管内の医療機関、薬局等に対して周知いただくようお願いしたい。
H21.11.6 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワ	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの小児へ	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、全国的に新型インフルエンザの本格的な流行が始まっている。特に、小児の間で感染が拡がるとともに、基礎疾患を持つ5～14歳までの者や、基礎疾患を持たない小児で重症化する事例が多く見

	クチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	の接種時期の前倒し等に関する検討について	<p>られるようになってきており、この傾向は今後も続くものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ついては、下記の内容について対応をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.現在の流行状況を踏まえた小児に対する接種開始時期の前倒し 2.小児に対する医療機関以外の接種場所の確保 3.新型インフルエンザ感染者に対する周知
H21.11.6 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	保存剤無添加の製剤(0.5mlシリンジ製剤)の納入について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存料無添加の製剤については妊婦を対象としており、ワクチン接種を行う産科、産婦人科に納入を限定するようお願いしているところである。 ・ これについて、地域の産科、産婦人科が受託医療機関となっていないため、妊婦の接種事業に弊害が生じるという意見があったので、取り扱いを下記のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1.まずは地域の産科、産婦人科が受託医療機関となるよう働きかけること。 2.地域の産科、産婦人科が受託医療機関となることが困難であり、都道府県が必要と判断する場合は、特例的に内科等で接種を行って差し支えないこと。
H21.11.9		通常流通用抗インフルエンザウイルス薬の供給状況(10月分)について	2009年9月-2010年3月の供給計画及び供給状況
H21.11.13 事務連絡	各都道府県等新型インフルエンザ対策担当課宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	中学生に相当する年齢の者の新型インフルエンザワクチンの接種に係る予診票等の変更について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生に相当する年齢の者の接種に係る保護者の同伴については通知で連絡したところであるが、保護者の確実な同意の確認、十分な予診の実施及び接種意思の確認が必要なことから、要領別紙様式2の予診票にかえ、別添様式を用いることとする。 ・ なお、当該様式は厚生労働省ウェブページに掲載するので、あらかじめ記載した上で接種を受けるよう周知するとともに、保健所及び保健センターの窓口で予診票を備える等、対応をお願いしたい。
H21.11.13 雇児総発1113 第1号	各都道府県等児童福祉主管部局長宛て雇用均等・児童家庭局総務課長通知	児童福祉施設等における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザについては既に本格的な流行期に入っており、引き続き感染が拡大しているところであり、その対策について基本的対処方針等が決定されたところである。 ・ すでに、児童福祉施設等においても新型インフルエンザの集団感染が多数確認されており、今後も若年層で感染者が増加することが想定されることから、児童福祉施設等における新型インフルエンザワクチンの接種についての留意事項を下記のとおりまとめたので、周知徹底を適切な指導をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.ワクチン接種について 2.接種費用について
H21.11.16 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	「わが国における新型インフルエンザA(H1N1)感染による重症例の臨床的特徴」について(情報提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの流行拡大に伴い、国内でも重症化例や死亡例の報告がなされている。 ・ この度、平成21年度厚生労働科学特別研究「秋以降の新型インフルエンザ流行における医療体制・抗インフルエンザウイルス薬の効果などに関する研究」により、「わが国における新型インフルエンザA(H1N1)感染による重症例の臨床的特徴」が取りまとめられたので、参考まで情報提供する。 ・ 管下医療機関等への周知をお願いしたい。
H21.11.17 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン(国内産)の接種回数、製造計画及び	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、新型インフルエンザワクチン(国内産)の接種回数、製造計画及び標準的接種スケジュールについて下記のとおりとしたので対応をお願いしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1.接種回数の変更について

	宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	標準的接種スケジュールの変更等について	<p>健康成人、妊婦及び65歳以上の者は1回とする。 基礎疾患を有する者は1回とするが、著しく免疫反応が抑制されている者は2回接種としても差し支えない。</p> <p>中高生に相当する年齢の者は当面2回接種とするが、今後の臨床試験の結果を踏まえ判断する。</p> <p>2. 国内産ワクチンの製造計画の見直しについて 平成22年1月以降に出荷される国内産ワクチンについて、バイアル製剤は全量を1mLバイアル製剤とする。</p> <p>3. 標準的接種スケジュールの変更について 上記1及び2の変更に伴い、1歳未満の小児の保護者等、小学校高学年に相当する年齢の者、中学生に相当する年齢の者のスケジュールを前倒しする。また、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の者の一部が国内産ワクチンの対象となった。</p>
H21.11.17 事務連絡	都道府県新型インフルエンザ担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの第4回出荷等のお知らせについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザワクチンの第4回目の出荷計画を連絡する。 出荷予定日：平成21年11月24日 出荷予定量：0.5mLシリンジ 約55万回投与分、1mLバイアル 約225万回投与分、10mLバイアル 約161万回投与分 ・ 今回の出荷により妊婦用の0.5mLシリンジは必要量を満たすと考えられる。余裕がある場合は小児科等他の診療科への流通体制の整備も検討をお願いしたい。 ・ 1mLバイアルのうち、阪大微生物病研究会の製剤は包装単位が2本となっているので、ご留意いただきたい。
H21.11.30 事務連絡	都道府県新型インフルエンザ担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの第5回出荷等のお知らせについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザワクチンの第5回目の出荷計画を連絡する。 出荷予定日：平成21年12月7日 出荷予定量：1mLバイアル 約324万回投与分、10mLバイアル 約248万回投与分 ・ 今回は0.5mLシリンジは出荷されない。 ・ 1mLバイアルのうち、阪大微生物病研究会の製剤は包装単位が2本となっているので、ご留意いただきたい。
H21.11.30 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ治療開始後の注意事項について(依頼)について(依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記について、別添のとおりなので、貴管下医療機関への周知方をお願いしたい。 <p>(概要) インフルエンザ罹患時の異常行動及びタミフル服用後の異常行動等について</p>
H21.12.1 事務連絡	都道府県等新型インフルエンザ対策担当課宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	基礎疾患を有する者への適切な接種の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、新型インフルエンザワクチンの接種後の副反応報告において、基礎疾患を有する高齢者の死亡事例が報告されたことから、これらの者に対して適切な接種が実施されるよう医療関係団体あて別添のとおり通知したので、御了知いただくとともに、受託医療機関等に対する説明の機会等を利用して周知徹底を図っていただけるようお願いしたい。 <p>(概要) 1. 接種にあたっては、接種は個人の判断により行うべきものであることを周知し、同意を確実に得ること。</p>

			<p>2. 重度の基礎疾患を有する者の接種にあたっては、主治医及び専門性の高い医療機関の医師に意見を求め、接種の適否を慎重に判断すること。</p> <p>3. 接種後短時間のうちに体調に異変が起きた場合も適切に対応できるよう、一定期間は接種実施場所にとどまってもらい、非接種者の状態に注意すること。</p>
H21.12.7		通常流通用抗インフルエンザウイルス薬の供給状況(11月分)について	2009年9月-2010年3月の供給計画及び供給状況
H21.12.11 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの第6回出荷等のお知らせについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザワクチンの第6回目の出荷計画を連絡する。 出荷予定日：平成21年12月18日 出荷予定量：0.5mLシリンジ 約60万回分、1mLバイアル 約298万回投与分、10mLバイアル 約175万回投与分 ・ 1mLバイアルのうち、阪大微生物病研究会の製剤は包装単位が2本となっているので、ご留意いただきたい。
H21.12.14 事務連絡	各都道府県等民生主管部局宛て結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課通知	社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、平成21年10月8日付け事務連絡において協力をお願いしていたところであるが、今般、今後のサーベイランス体制については、平成21年12月14日付け事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制等について(二訂版)」のとおりとされ、クラスター(集団発生)サーベイランスについては12月14日から運用されることとなったのでお知らせする。 ・ 社会福祉施設等に対しては、従前と同じくインフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上がインフルエンザと診断された場合、施設長等による保健所への迅速な連絡及び協力が求められているので、引き続き衛生主管部局等関係機関と連携を図り、下記事項に留意の上、インフルエンザ様症状を有する者が発生した場合の保健所への連絡及び協力が行えるよう、管内社会福祉施設等及び市町村に対する周知徹底をお願いしたい。
H21.12.14 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策本部事務局通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制等について(二訂版)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに係るサーベイランス体制については、平成21年10月8日付け事務連絡で示してきたところである。 ・ 今般、新型インフルエンザの流行状況と各都道府県における対応状況を勘案し、サーベイランス体制を12月14日より順次下記のとおりとするので、実施に遺憾なきを期するとともに、管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。 (変更内容) 1. クラスター報告について、厚生労働省へ報告する対象から保育所を除外する。 2. 入院サーベイランスについて、新型インフルエンザに限らず、インフルエンザ様症状を呈する患者の入院を確認した場合に保健所に連絡することとする。 3. PCR検査は、インフルエンザ様症状を呈する入院患者のうち、死亡例又は重症化した患者のみに行うこととする。
H21.12.15 事務連絡	各都道府県新型インフルエンザ対策担当課宛て	平成21年度第2次補正予算案における新型インフルエンザ対策経費について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標記については、本日閣議決定されたところであるが、その概要は下記のとおりなのでお知らせする。 ・ なお、優先接種対象者以外の者に対する接種開始時期等の接種の進め方については、輸入ワクチンの状況等を踏まえ、来年1月を目途にお知らせすることとしているので、ご承知おき願いたい。

	新型インフルエンザ対策本部事務局通知		<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型インフルエンザワクチン接種費用の助成 新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金 20,720百万円 2. 医療機関における設備整備 保健衛生施設等設備整備費補助金 1,604百万円 3. 国産ワクチン生産能力向上 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金95,000百万円
H21.12.16 事務連絡	各都道府県等衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	年末年始における医療提供体制の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザについては、これまで各都道府県等において、医療提供体制の確保のため、様々な取り組みをいただいているが、年末年始においては、例年よりも多くの発熱患者が医療機関を受診することが想定されることから、各都道府県等においては、各地域におけるインフルエンザの流行状況を踏まえ、年末年始においても、医療提供体制が確保されるよう対応方よろしくお願ひしたい。 ・ なお、インフルエンザ患者数が急速に増加した都道府県等における取組みを参考にして、年末年始における医療提供体制の確保のための留意点について、下記の通りとりまとめたので、各地域における検討の際の参考とされたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民相談窓口の充実 2. 外来診療体制の確保 3. 入院診療体制の確保 4. 院内感染の防止
H21.12.16 事務連絡	各都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン(国内産)の接種回数の変更等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン(国内産)の接種回数について下記のとおり変更するとともに、当該変更等を踏まえて、当面の接種について下記のとおり進めることとしたので、各都道府県における対応方よろしくお願ひしたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 接種回数の変更について 今般、11月上旬から国立成育医療センター及び大阪市立大学公衆衛生学教室によって実施された、中高生及び妊婦に対する臨床試験の1回目接種後の抗体価に関する結果等についての専門家による評価を踏まえ、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種回数について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中高生に相当する年齢の者」は1回接種とすること ・ 「妊婦」は1回接種の方針を維持すること とした。 2. 標準的接種スケジュールの前倒し検討について 「高校生に相当する年齢の者」及び「高齢者」の開始時期について、地域の接種の進捗状況や予約状況等を踏まえ、可能であれば前倒しの対応するようお願いしたい。 3. 優先接種対象者以外の方へのワクチン接種開始について 平成21年12月15日付けで基本方針を改訂し、今後、健康成人に対しても接種を進めるとともに、健康成人のうち低所得の方に対しても、優先接種対象者と同様に、費用負担軽減措置を講じることとしたが、健康成人に対する接種開始時期等の接種の進め方については、輸入ワクチンの状況等を踏まえ、来年1月を目途に連絡するので、ご承知おきいただきたい。
H21.12.18 事務連絡	各都道府県新型インフルエンザ	新型インフルエンザワクチンの接種事業の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、一部の受託医療機関において、接種開始時期となっていない者に対して接種を行う等、不適正な接種を行っているとの情報が寄せられている。

	対策担当課宛て 新型インフルエンザ対策本部事務局通知	について(依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ついては、新型インフルエンザワクチンの接種事業の適正な実施を図るため、優先接種対象者等の範囲、優先接種の順位及び優先接種対象者等ごとの接種開始時期等の遵守について、各医療関係団体を通じて医療機関あて周知を行い、併せて厚生労働省ウェブページにおいても掲載し周知を図っているため、各都道府県におかれてもご了知いただくとともに、都道府県医師会などの関係団体や受託医療機関等に対する説明の機会等を利用して周知を図っていただくようお願いしたい。 ・ また、不適正な接種を行った受託医療機関への改善指導は、本来厚生労働省で行うべきものではあるが、不適正な接種事例が報告された場合、まずは各都道府県においてその事実の確認を行うとともに、必要に応じて是正を求める等の措置について協力いただくようお願いしたい。そのうえで、接種した事実の隠蔽や再三の改善指導にもかかわらず不適正な接種を繰り返す等の受託医療機関については、事案の概要、経緯、受託医療機関名等を当事務局の担当まで連絡いただき、連絡いただいた案件については、直接、厚生労働省において改善のための対応を行うこととする。
H21.12.18 事務連絡	各都道府県新型インフルエンザ対策担当課宛て 新型インフルエンザ対策本部事務局通知	「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」の改定について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針が平成21年12月15日付けで別紙のとおり改定されたのでお知らせする。 ・ なお、今後、健康成人に対しても接種を進めるとともに、健康成人のうち低所得の方に対しても、優先接種対象者と同様に、費用負担軽減措置を講じることとしたが、健康成人に対する接種開始時期等の接種の進め方については、輸入ワクチンの状況等を踏まえ、来年1月を目途に連絡するのでご承知いただきたい。
H21.12.21 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て 新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの第7回出荷等のお知らせについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザワクチンの第7回目の出荷計画を連絡する。 出荷予定日：平成21年12月28日及び30日 出荷予定量：1mLバイアル 約82万回投与分、10mLバイアル 約365万回投与分
H21.12.21 事務連絡	各都道府県衛生主管部(局)宛て 厚生労働省健康局結核感染症課通知	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく「インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業」の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省総合環境政策局長から公害被害の補償等に関する法律内容の施行に係る地方公共団体あて通知されたので、市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。
H21.12.25 事務連絡	都道府県新型インフルエンザ対策部(局)宛て 厚生労働省健康局結核感染症課通知	平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付申請等における留意事項について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先接種対象者以外の者に対しても接種を進めること及び低所得者に対する費用負担軽減措置について、優先接種対象者以外の者を含むすべての低所得者に対して当該措置を講じることとされた。 ・ ついては、下記事項について管内市町村への周知を図るとともに遺漏のないようにされたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付申請手続きについて 2. 国庫補助事業の年度区分について 3. 優先接種対象者に係る基準額の算定について
H21.12.28 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局	管内受託医療機関における在庫状況等の調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要綱に記載しているとおり受託医療機関の在庫量調査等を実施する。 ・ ついては、下記調査事項について別紙により報告されたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第9回出荷の必要量

	宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知		2.管内受託医療機関の在庫状況調査 第1回調査1月12日時点 第2回調査2月12日時点
H22.1.8 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの第8回出荷等のお知らせについて	・新型インフルエンザワクチンの第8回目の出荷計画を連絡する。 出荷予定日：平成22年1月15日 出荷予定量：1mLバイアル 約696.8万回投与分
H22.1.12 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	輸入ワクチンの希望調査について	・輸入ワクチンについて現在特例承認について審議中。パブリックコメントを実施している。 ・このため、希望量等の調査をお願いしたい。 第一次〆切 1月20日 輸入を希望する医療機関数調査 第二次〆切 1月27日 GSK社第1回出荷分の必要量 第三次〆切 2月3日 ノバルティス・ファーマ社第1回、GSK社第2回出荷分の必要量
H22.1.15 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	健康成人への接種開始について	・本日開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会の審議結果等を踏まえ、健康成人への接種を以下のとおりとするので関係機関等への周知をお願いしたい。 1.健康成人への接種を開始する。 2.国産ワクチンの次回出荷(1月29日出荷)分から接種開始する。 3.これに合わせて別添のとおり、実施要綱及び実施要領を改定する。
H22.1.15 厚生労働省発健0115第9号	都道府県知事等宛て厚生労働事務次官通知	「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」の一部改正について	・ワクチン接種の基本方針の改定に伴い実施要綱を改定したので、関係機関等への周知を図るとともに遺漏なきようお願いしたい。
H22.1.15 厚生労働省発健0115第10号	都道府県知事等宛て厚生労働事務次官通知	「受託医療機関等における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」の一部改正について	・ワクチン接種の基本方針の改定に伴い実施要領を改定したので、関係機関等への周知を図るとともに遺漏なきようお願いしたい。
H22.1.22 事務連絡	都道府県等新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザワクチンの健康成人への接種に当たっての留意点について	・優先接種対象者以外の者への接種が開始されたが、下記の点についてご留意願いたい。 1.優先接種対象者への接種に支障を来さないように 2.接種に必要な情報について住民等への周知徹底をお願いしたい。 3.健康成人への接種に当たっては、衆議院厚生労働委員会の決議の対象者(歯科医師等)について、配慮願いたい。 4.健康成人への接種開始が確定した際には、推進本部事務局まで情報提供願いたい。
H22.1.22 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワ	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンに係る国	・新型インフルエンザワクチンの第9回目の出荷計画を連絡する。 出荷予定日：平成22年1月29日

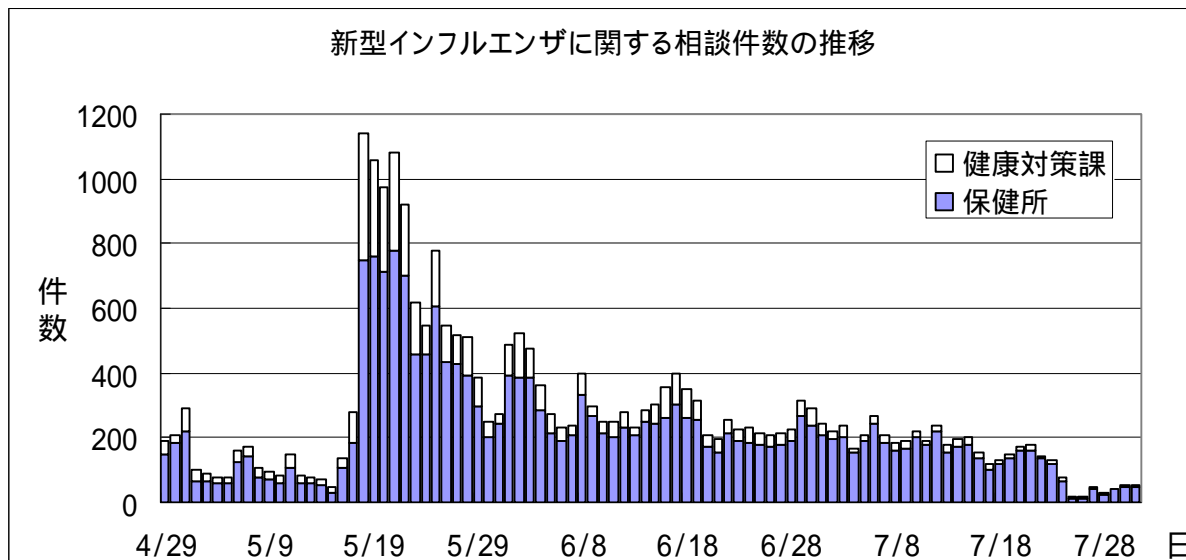
	クチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	内産ワクチン第9回出荷及び輸入ワクチン初回出荷等のお知らせについて	出荷予定量：1mLバイアル 約465万回投与分、10mLバイアル 約55万回投与分
H22.2.8 厚生労働省発 健0208第4号	都道府県知事等宛て厚生労働事務次官通知	「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」の一部改正について	・輸入ワクチンが特例承認に伴い、実施要綱を改定したので、関係機関等への周知を図るとともに遺漏なきようお願いしたい。
H22.2.8 厚生労働省発 健0208第5号	都道府県知事等宛て厚生労働事務次官通知	「受託医療機関等における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」の一部改正について	・輸入ワクチンの特例承認に伴い、実施要領を改定したので、関係機関等への周知を図るとともに遺漏なきようお願いしたい。
H22.2.8 事務連絡	各都道府県衛生主管部局宛て医政局経済課医薬食品局血液対策課通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン【輸入ワクチン】の流通について	・日本医薬品卸業連合会及び輸入ワクチン製造販売業者あて通知したので情報提供する。 ・管内の体制づくり及び関係者への周知等を進めていただきたい。
H22.2.8 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)に係る国内産ワクチン第10回出荷及び輸入ワクチン初回出荷等のお知らせについて	・新型インフルエンザワクチンの第10回目の出荷計画を連絡する。 出荷予定日：平成22年2月15日 出荷予定量：1mLバイアル 約71万回投与分、0.5mLシリンジ 約1.2万回投与分 ・在庫の取扱いについて 1.原則として返品は認めていない 2.医療機関間のワクチン融通は差し支えない 3.10mLと1mLの交換を認める ・輸入ワクチン(ノバルティス・ファーマ社)を以下のとおり出荷 出荷予定日：平成22年2月12日 出荷予定量：6mLバイアル製剤 136回投与分
H22.2.9 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン【輸入ワクチン】の購入価格等について	・輸入ワクチンの供給については、国内産ワクチンと同様に国が販売先等を指定し、流通を管理することとしている。 ・については、下記事項について管内医療機関に周知徹底をお願いしたい。 1.ワクチンの医療機関への納入については、都道府県が指定した卸売販売業者から都道府県から示されたワクチン量を購入されたい。 2.販売価格については、通知に明記されている価格にて購入されたい。
H22.2.18 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフ	今後の新型インフルエンザA(H1N1)ワクチン出荷等に関するお知らせについて	・新型インフルエンザワクチンの第11回出荷は北海道のみが希望(平成22年2月25日予定 1mLバイアル製剤11.1万投与分) ・今後の出荷要望は随時各都道府県からの個別の要望を踏まえ対応する。 ・2月5日をもって、すべての都道府県において健康成人への接種が開始された。

	ルエンザ対策推進本部通知		<ul style="list-style-type: none"> ・以下の事項について医療機関への周知をお願いしたい。 1.最初の吸引等からの使用期限を守ること 2.接種量は添付文書によること 3.注射針等は被接種者ごとに取り替えること
H22.2.22 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの受託医療機関/卸売販売業者の在庫量(1月12日現在)について	<ul style="list-style-type: none"> ・1月12日現在の在庫状況について、最終報告を集計したので情報提供する。
H22.3.19 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン1mLバイアル製剤及び0.5mLシリンジ製剤の流通在庫の引き上げについて	<ul style="list-style-type: none"> ・1mLバイアル製剤及び0.5mLシリンジ製剤の流通在庫について、卸売販売業者から販売業者へ引き上げを行い、当面、販売業者において保管し、必要に応じ、他の都道府県への再配分等を検討している。 ・ワクチンの引き上げについての注意事項。
H22.3.26 事務連絡	都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部通知	新型インフルエンザA(H1N1)ワクチン出荷に関するお知らせ等について	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入ワクチンの出荷実績について情報提供。 ・国内産ワクチンの在庫状況調査結果(2月12日時点)の情報提供。 ・第3回及び第4回在庫状況調査結果を実施する。
H22.3.26 事務連絡	都道府県衛生主管部局宛て新型インフルエンザ対策推進本部事務局通知	新型インフルエンザA(H1N1)に係る対策の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの最初の流行は現時点では沈静化していると判断し、その対策について以下のとおり見直しを行う。 ・サーベイランス体制について、クラスターサーベイランスを休止するとともに、入院サーベイランスを重症サーベイランスへ移行する。 ・医療体制については、外来診療体制の確保、入院診療体制の確保及び院内感染の防止等について、引き続き適切に対応いただきたい。 ・ワクチン接種事業について、当面は引き続き現在の事業を行うこととしているので、御協力を御願いたい。 ・ワクチン接種助成事業は平成21年度事業として予算措置したところであるが、厚生労働省において翌年度への繰越手続を行った上で引き続き補助事業を実施することとしている。 ・発熱相談センター、発熱外来の設置等については、各都道府県等において継続の有無を判断していただき差し支えない。
H22.3.26 事務連絡	都道府県衛生主管部局宛て新型インフルエンザ	新型インフルエンザA(H1N1)に係る今後のサーベイランス体制等について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに係るサーベイランスについて、以下のとおり見直しを行う。 ・クラスターサーベイランスについては、次の発生動向が上昇に転じるまで休止とする。 ・入院サーベイランスについては、重症サーベイランスに移行する。

	<p>対策推進本部事務局通知</p>	<p>(三訂版)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ患者のうち、重症化した患者（急性脳症、人工呼吸器装着、ICU入室の患者）の入院を確認した場合、また、入院の有無に限らず、インフルエンザ患者の死亡を確認した場合に保健所に対し連絡を行うこととする。（重症サーベイランス） ・病原性の変化や重症例、死亡例が続く様な異常な集団発生等、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる事象を把握した都道府県は、厚生労働省に電話で速やかな連絡を行うこととする。
--	--------------------	--------------	--

10 相談件数の推移

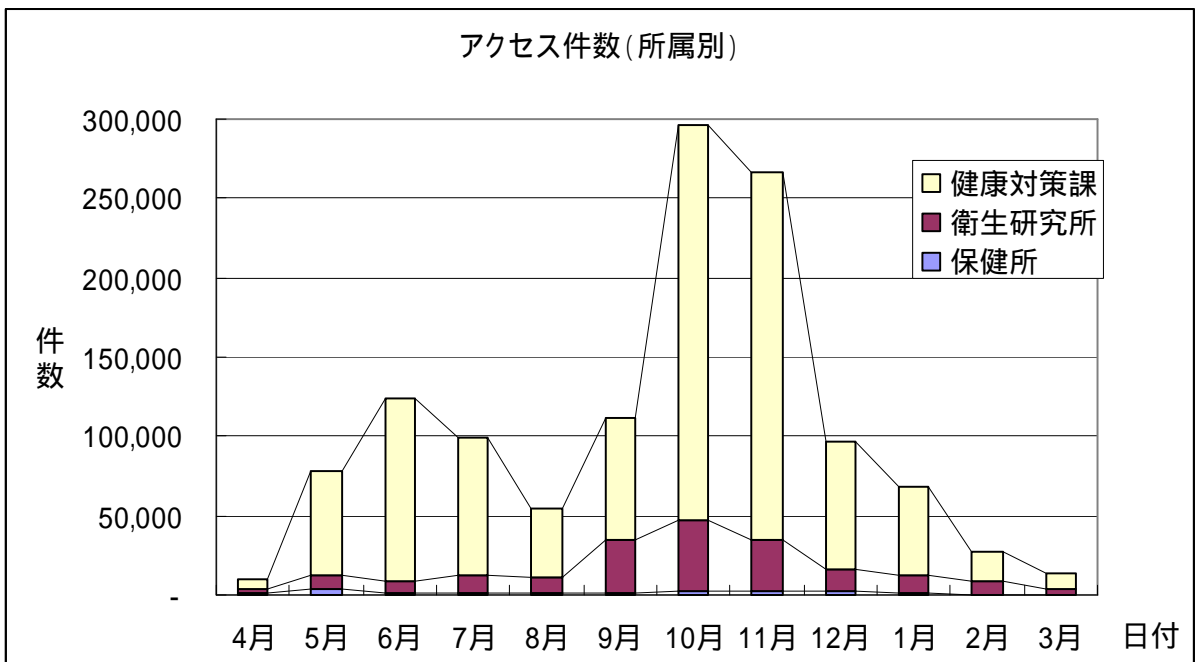
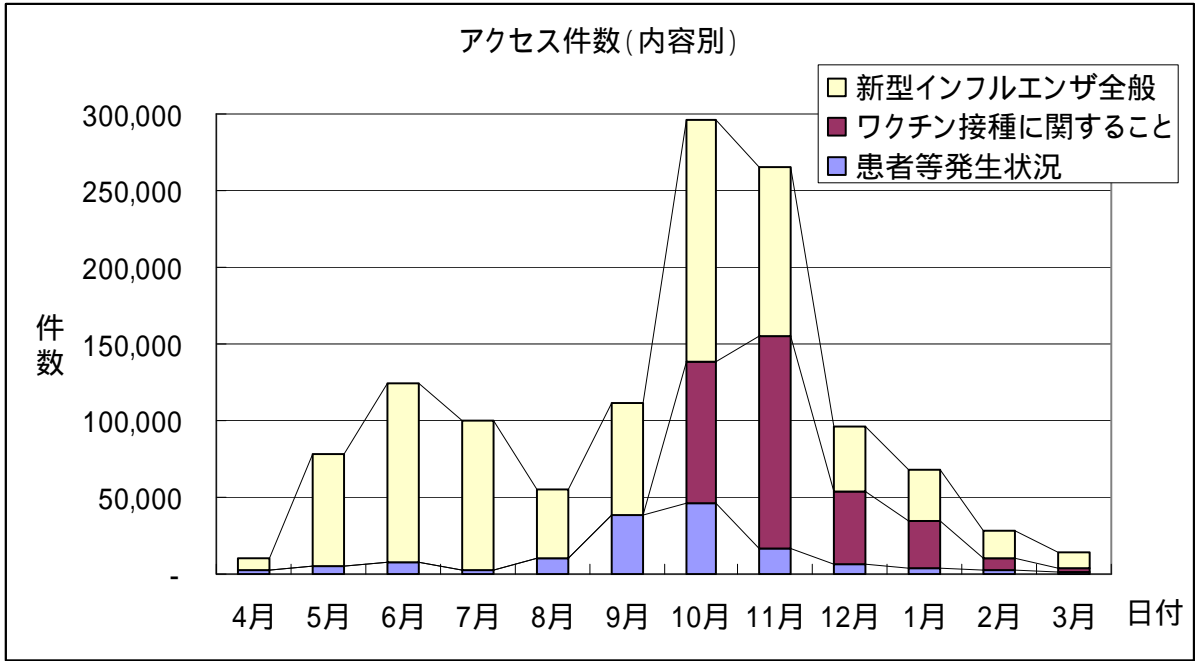
新型インフルエンザに関する県民の相談は、平成21年4月初めから7月末までの間に25,652件あった（県保健所 20,472件、健康対策課 5,180件）。最も多かったのは5月18日で、1,141件であった（県保健所 750件、健康対策課 391件）。



11 ウェブページアクセス件数

新型インフルエンザに関する情報を愛知県のウェブページで提供した。保健所、衛生研究所及び健康対策課の新型インフルエンザに関連するページへのアクセスは、平成21年4月から平成22年3月までの間に計1,245,744件あった。平成21年10月までは新型インフルエンザに関するページへのアクセスが、11月はワクチン接種に関するページへのアクセスが多かった。

所属別では、健康対策課が1,041,329件、衛生研究所が186,080件、保健所が18,335件であった。



12 予算

新型インフルエンザ対策予算の推移について（平成18年度～平成22年度）

項目	平成18年度		平成19年度		平成20年度（当初）		（12月補正）		平成21年度（当初）		（6月補正）		（11月補正）		（2月補正）		平成22年度	
	事業内容	金額	事業内容	金額	事業内容	金額	事業内容	金額	事業内容	金額	事業内容	金額	事業内容	金額	事業内容	金額	事業内容	金額
県民等の普及啓発					・啓発用ビデオの作成、配 ・研修会開催	2,061 293			・リーフレット 等作成 ・研修会開催	644 54							・研修会開催	53
医療体制の整備 （1）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	・タミフル 備蓄（28.3 万人分）	641,567	・タミフル 備蓄（30.5 万人分）	720,563					・タミフル備蓄 （26.35万人分） ・リレンザ備蓄 （2.57万人分） ・保管委託料	620,306 74,530 1,617	・タミフル備蓄 （14.85万人分） ・リレンザ備蓄 （2.57万人分）	349,584 74,530					・タミフル備蓄 （18.93万人分） ・保管委託料	401,506 1,157
	・H18～H19の2か年計画で国・都道府県で各1,050万人分を備蓄（全国民の23%相当）				国の方針により全国民の45%相当まで追加備蓄													
（2）医療機関の整備等					・入院患者治療時に使用する 感染防護具の備蓄（10感染症医療機関 800セット） ・人工呼吸器整備 （55医療機関× @2,160千円） ・感染防護具整備 （55医療機関× 330セット×@ 3,550円）	1,928 64,433	118,800		・外来医療機関 に使用する感染 防護具の備蓄 ・発熱外来設備 整備（感染防護 具） （40医療機関× 1,650セット×@ 2,000円） ・発熱外来設備 整備（抗ウイル ス薬） （40医療機関× 900人分×@ 324.6円） ・発熱外来用陰 圧テント整備 （陰圧テント10 式）	1,150	・新型インフル エンザワクチン 接種補助金 ・外来協力医 療機関整備（ク リアンバ-ティ オン等）	114,264 132,000 11,684 30,000	2,438,179	・入院医療機 関整備（簡易 陰圧装置等） ・外来協力医 療機関整備（ク リアンバ-ティ オン等）	53,525 397,240	・感染症指定 医療機関整備 （簡易陰圧装 置6台） ・医療圏新型 インフルエンザ 対策会議	25,200 1,150	
保健所の体制整備 （1）検体検査等	・検体検査 費	500	・検体検査 費	420	・検体検査費	420			・検体検査費	420							・サーベイ ランス体制の強 化	14,447
（2）感染防護具等の備蓄					・疫学調査員 等の感染防護 具（防護服740 セット、N-95 マスク4,812個 等） ・地域封じ込 め対象住民の 感染防護具 （住民1万人 分） ・予防用抗イン フルエンザウ イルス薬（保健 所職員44人分）	4,813 2,000 147		・疫学調査員等 の感染防護具 （防護服740セ ット、N-95マ スク4,812個 等） ・地域封じ込め 対象住民の感 染防護具（住 民1万人分） ・予防用抗イン フルエンザウ イルス薬（保健 所職員220人 分）	3,340 1,000 147	・疫学調査員等 の感染防護具 （防護服、N-95 マスク等） ・予防用抗イン フルエンザウ イルス薬（保健 所職員220人 分）	13,461 780					・保健所等 の体制整備	837	
	H20～H24の5か年で計画的に備蓄予定																	
総合訓練の実施									・関係機関との 連携による訓 練の実施	4,154								
専門家会議の開催	・専門家会 議（年2回）	291	・専門家会 議（年2回）	211	・専門家会議 （年2回）	211			・専門家会議 （年2回）	211							・専門家会議 （年2回）	211
予算額	642,358千円		721,194千円		11,873千円		183,233千円		707,573千円		726,303千円		2,438,179千円		450,765千円		444,561千円	

1 3 愛知県議会（本会議）における新型コロナウイルスに関する質問

年度	議 会	概 要
1 9	2月定例議会	一般質問（公明党）米田展之議員 医療従事者への対策について タミフルの備蓄について 行動計画に基づく啓発活動について 等
2 0	6月定例議会	代表質問（自由民主党）深谷勝彦議員 新型コロナウイルス対策の課題と対応について
	9月定例議会	一般質問（民主党）金澤利夫議員 本県の病院の状況について 入院患者受け入れ体制、感染症指定医療機関の陰圧病床の状況等について 検疫所との連携について タミフルとリレンザの備蓄について 一般家庭への知識の普及啓発について 経済団体等との対応策の検討について 社会機能維持等に係わる企業等との調整について 児童生徒への健康教育の実施について 警察官の装備資器材配備状況及び想定訓練について 新型コロナウイルス対策に係る決意について
	12月定例議会	代表質問（自由民主党）藤川政人議員 新型コロナウイルス対策について
	2月定例議会	議案質疑（自由民主党）渡辺昇議員 訓練について 県民への普及啓発について
2 1	6月定例議会	代表質問（自由民主党）横井五六議員 新型コロナウイルス対策に係る今後の取組について 代表質問（民主党）かじ山義章議員 第二波に向けて関係機関との連絡・協力体制及び普及啓発について 一般質問（公明党）米田展之議員 わが国の水際対策について 感染症指定医療機関の患者受け入れについて 感染拡大期以降に立ち向かう医療態勢づくりについて 医療機関や透析患者団体との協議について
	9月定例議会	代表質問（自由民主党）沢田丸四郎議員 患者急増に備えた対応について 代表質問（民主党）住田宗男議員 新型コロナウイルスの発生状況及び対策準備状況について 代表質問（公明党）木藤俊郎議員 抗インフルエンザウイルス薬に関する対応について 一般質問（民主党）谷口知美議員 高校入試にかかわる季節性インフルエンザへの対応について 高校入試にかかわる新型コロナウイルスへの対応について
	11月定例議会	代表質問（民主党）中村すすむ議員 本県における課題と今後の対応について 一般質問（民主党）浅井よしたか議員 訓練や行動計画について 行動計画・マニュアルの見直しについて ワクチン接種に係る情報収集に関する自己評価について 小児への接種の前倒しについて 新型コロナウイルス対策の意思決定等について 本県の危機管理に対する姿勢について 子どもたちへの集団接種について 今回の対応のとりまとめについて

今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)
対策の検証について
(資料編)

平成22年5月発行

愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課
新型インフルエンザ対策室
名古屋市中区三の丸三丁目一番二号
電話(052)954-6272 内線 3160